

令和2年 8月31日開会
令和2年10月 9日閉会

令和2年西予市議会 第3回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

8月31日（月曜日）

令和2年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|-------------------------------|-----------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年8月31日 | 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 開 議 | 令和2年8月31日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| | 午前10時00分 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 散 会 | 令和2年8月31日 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| | 午後 1時55分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 出 席 議 員 | | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生 活 福 祉 部 産 廃 処 理 施 設 担 当 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | | | |

議 事 日 程

1	会議録署名議員の指名 (8番 佐藤恒夫、9番 山本英明)				
2	会期の決定 (8月31日～10月9日 40日間)				
3	議案第98号 西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について				予算(第2号)
	議案第99号 西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について				
	議案第100号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について				
	議案第101号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について				
	議案第102号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について				
	議案第103号 西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について				
	議案第104号 市道路線の廃止について				
	議案第105号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)				
	議案第106号 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)				
	議案第107号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)				
	議案第108号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)				
	議案第109号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)				
	議案第110号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)				
	議案第111号 令和2年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)				
	議案第112号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正				
4	認定第1号 令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第2号 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第3号 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第4号 令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第5号 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第6号 令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第7号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第8号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第9号 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について				
	認定第10号 令和元年度西予市水道事業会計決算の認定について				
	認定第11号 令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について				
	認定第12号 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について				
5	報告第8号 令和元年度西予市一般会計継続費精算報告について				
	報告第9号 令和元年度健全化判断比率の報告について				
	報告第10号 令和元年度資金不足比率の報告について				
	報告第11号 西予市土地開発公社の経営状況について				
	報告第12号 株式会社野村町地域振興セ				

- センターの経営状況について
- 報告第13号 株式会社エフシーの経営状況について
- 報告第14号 株式会社城川ファクトリーの経営状況について
- 報告第15号 株式会社どんぶり館の経営状況について
- 報告第16号 あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
- 報告第17号 株式会社グリーンヒルの経営状況について
- 報告第18号 一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
- 報告第19号 西予CATV株式会社の経営状況について
- 6 議案第113号 CATV整備事業 宇和センター整備工事請負契約について
- 議案第114号 西予市小中学校学習用端末の取得について
- 7 発議第 3号 西予市決算審査特別委員会の設置について
- 選任第 4号 西予市決算審査特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

本日の会議に付した事件		歳入歳出決算の認定について	
1	会議録署名議員の指名		
2	会期の決定	認定第 2号	令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3	議案第98号 西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について	認定第 3号	令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第99号 西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について	認定第 4号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第100号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	認定第 5号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第101号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	認定第 6号	令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第102号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	認定第 7号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第103号 西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について	認定第 8号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第104号 市道路線の廃止について	認定第 9号	令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第105号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)	認定第 10号	令和元年度西予市水道事業会計決算の認定について
	議案第106号 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第 11号	令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第107号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	認定第 12号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第108号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	5 報告第 8号	令和元年度西予市一般会計継続費精算報告について
	議案第109号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	報告第 9号	令和元年度健全化判断比率の報告について
	議案第110号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	報告第 10号	令和元年度資金不足比率の報告について
	議案第111号 令和2年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	報告第 11号	西予市土地開発公社の経営状況について
	議案第112号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	報告第 12号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
4	認定第 1号 令和元年度西予市一般会計	報告第 13号	株式会社エフシーの経営状

- 況について
- 報告第14号 株式会社城川ファクトリーの経営状況について
- 報告第15号 株式会社どんぶり館の経営状況について
- 報告第16号 あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
- 報告第17号 株式会社グリーンヒルの経営状況について
- 報告第18号 一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
- 報告第19号 西予CATV株式会社の経営状況について
- 6 議案第113号 CATV整備事業 宇和センター整備工事請負契約について
- 議案第114号 西予市小中学校学習用端末の取得について
- 7 発議第 3号 西予市決算審査特別委員会の設置について
- 選任第 4号 西予市決算審査特別委員会委員の選任について

開会 午前10時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和2年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

改めましておはようございます。

令和2年西予市議会第3回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

処暑を過ぎ、朝晩は秋の気配を感じ始める季節となりましたが、日中は厳しい残暑が続いております。1日の気温差が激しい時期になりますので、体調管理にはくれぐれもご留意をいただきますようお願いいたします。

8月28日、安倍晋三内閣総理大臣の体調不良による辞任会見が行われ、国内外に衝撃を与えました。難病と闘いながら、7年8カ月という首相在任の歴代最長期間をつくり、日本国のリーダーとしてご活躍いただきましたことに感謝するとともに、治療により1日も早く元気になられることをお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、先般、政府の感染症対策分科会及び厚生労働省の専門家組織から、感染の拡大は7月末にピークに達しており、新規感染者数は緩やかに減少しているとの見解が示されたところですが、連日全国各地で新たな感染者が発生し、さらに重症者の数も増加しております。引き続き警戒が必要であり、市民の皆様、議員各位におかれましても十分注意いただきますようお願いいたします。

感染症の拡大が長期化している中で、感染症に対する過剰な不安や、社会経済活動の低迷による停滞感や閉塞感が日増しに高まり、それがストレスになり、感染症の陽性者やその勤務先、教育機関等に対して強い偏見と過激な誹謗中傷を行う事例を報道等でよく見聞きいたします。SNSなどによるデマ、誹謗中傷の拡散については、以前からも問題視されているところですが、こうした不確かな情報や誤った情報に惑わされず、正しく理解し、冷静に行動されますようお願いいたします。

感染症拡大に伴う生活支援や経済対策として、国・県、そして本市におきましても様々な事業に取り組んでおりますが、本市におけます主な事業の状況について報告をさせていただきます。

まず、国の世帯1人当たり10万円を支給する特別定額給付金ですが、本市では、8月11日を申請期限としており受け付けは完了いたしました。最終的な申請件数は1万7794件で、世帯の申請割合99.7%、8月28日現在で、総額36億8440万円を支給いたしました。

次に、せいよGo To買い物キャンペーンの申請状況ですが、8月27日現在で、申請が5,353件、レシートの金額、すなわち市内で消費された額が約3億6400万円となっております。買い物購入期限は既に終了しておりますが、9月30日までを申請期限としておりますので、最終的な実績額はさらに伸びる見込みであり、先ほどの給付金の効果も含め、市内の様々な分野で消費喚起による経済効果があったものと判断しております。商店等の経営者からも「新規のお客さんにも来ていただいた」など、今後につながる効果も出ており好評をいただいているところです。

次に、せいよGo Toジオツアーキャンペーンであります。8月27日現在、265人分の受け付けをいただいております。現在のところ、市民の皆様を対象とし、本日までを実施期間としておりますが、今後、感染症拡大の状況を注視しつつ、利用対象者を拡大し、リニューアルして実施する予定であり、秋の行楽シーズンに向けて事業内容の見直しを行っているところであります。事業内容が固まりましたら、改めてご案内をいたしますので、この機会にぜひとも四国西予ジオパークの魅力に触れていただき、市内観光の活性化につなげていきたいと思っております。

その他、各分野におきまして、様々な支援策等を展開いたしておりますが、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況の中、国全体の経済活動の低迷がしばらく続くことは避けられないところであり、本市にとりましてもその影響がさらに広がってくるものと思われまます。そうした状況下にあるからこそ、少しでも地域経済の維持、活性化につなげる対策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会でございますが、一般質問にお答えするとともに、条例制定及び改正6件、補正予算8件等に加え、令和元年度決算認定12件や出資法人等の経営状況報告9件など、合計39件の案件に加え、2件の契約案件を上程しご審議をお願い申し上げるものでございます。議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただきご決定賜りますようお願いを申し上げ招集の挨拶といたします。

○議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に8番佐藤恒夫君、9番山本英明君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から10月9日までの40日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から10月9日までの40日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、議案第98号「西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について」から、議案第112号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの15件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

議案第98号「西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、卯之町駅前の立地を活用した地域振興を図るため、その拠点となる複合施設の設置及び管理に関する条例を定めるものであります。

当施設は、地域の新たな起業を支援するテナントスペース、観光を促進し市内の特産品を販売する観光促進・物産販売スペースのほか、木のぬくもりにあふれるフリースペースや市民の憩いの場となる緑地広場などを有し、これらを核として多くの方々に活用いただき、地域全体の交流拡大や賑わいづくりを図るものです。

なお、当施設の開館時期につきましては、令和3年度の早い時期を予定しており、管理運営を行う指定管理者につきましては、平成29年第3回定例会で議決いただきました特定事業契約により、株式会社西予まちづくりサービスを予定しております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第99号「西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

近年、人権課題は社会構造の変化や価値観の多様化によって複雑化しており、特に、インターネット上での差別情報の拡散や悪質な書き込みなど、新たな人権侵害が問題となっているところであります。このような中、個別の差別を解消することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権三法が施行されました。

今回の改正は、日本国憲法並びに人権三法の理念に基づき、複雑多様化する人権課題への対応を図るとともに、さらに充実した人権施策を推進するため、本条例の全部を改正するものであります。

続きまして、議案第100号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続のデジタル化を推進するため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたことによるものであります。

主な内容としましては、公的個人認証が搭載された個人番号カードへの移行拡大を図るため、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第101号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市が設置する野村保育所は、平成30年7月豪雨の影響により施設機能が著しく損壊したことから、新たな保育所が完成するまで、野村運動公園の敷地内に設置した仮設保育所において保育事業を実施してまいりました。

今回の改正は、令和2年9月末に野村保育所移転新築工事が完成の見込みであることから、保育所の位置及び施設規模に応じた認可定員を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、供用開始日につきましては、什器の搬入、開所準備等を経て、令和2年11月24日とさせていただきますのでございます。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第102号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市立野村小学校給食調理場、西予市立野村中学校給食調理場、西予市立城川小学校給食調理場及び西予市立城川中学校給食調理場を廃止し、新たに西予市立せいよ東学校給食センターを追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

野村地区及び城川地区につきましては、全校が自校式の単独調理場となっており、使用している

施設の老朽化及び厨房機器等の劣化も著しいことから、安心・安全でおいしい給食を提供するため、センター方式による新たな給食センターの建設を進めてまいりました。

当給食センターは、平成30年9月供用開始を目指し建築工事を進めておりましたが、完成を目前にし、平成30年7月豪雨災害により被災したため、野村中学校敷地内に用地を確保し、再び建設を進めてきたところでございます。

このたび、令和2年11月上旬に建築工事が完成の見込みであることから、厨房機器等の整備、調理員等の研修を経て、令和3年1月から給食の配送を開始するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第103号「西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、民法の一部改正や単身高齢者の増加など、公営住宅を取り巻く現状や制度の内容を考慮し、公営住宅の保証人について検討を行ってきたところでございます。

今回の改正は、公営住宅の目的が住宅に困窮する低額所得者への住宅の提供であることに鑑み、身寄りの少ない高齢者等の入居希望者に対応するため、連帯保証人を2名から1名に改めるよう条例の一部を改正するものであります。

これに伴いまして、市が管理する単独市営住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅、農林漁業後継者住宅の連帯保証人につきましても同様に改めるとともに、建築後30年以上が経過し老朽化した単独市営住宅の用途廃止を行うほか、所要の整備を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第104号「市道路線の廃止について」提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、宇和町の市道旧町地区254号線につきまして、公営住宅一の瀬団地の改築による建設事業地の拡大に伴い、当該建設事業の予定地にある市道路線を廃止するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止につきましては、

先の7月17日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものがあります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

管家市長。

○管家市長

議案第105号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第7号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、政府が7月17日に閣議決定いたしました2020年の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）と本市が進めています施策について触れさせていただきます。

骨太の方針では、第1章「新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて」の中で、デジタルガバメント（電子政府）の構築を一丁目一番地の最優先課題と位置づけをし、今後1年間を集中期間として、国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化、地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開に集中的に取り組むとしております。特に、地方自治体の情報システムの標準化については、法的に裏打ちして財源の手当てを行い、年内に対象の事務を決め、行政の無駄を省き、住民サービスの充実につなげるとあります。

まず、行政手続のデジタル化に向けて本市が進めております施策について触れさせていただきます。

本市では、国の第2次補正予算で措置されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルスとの共存を前提とした窓口業務の抜本的な改善による市民サービスの向上と窓口業務の改善を含む次世代型の行政サービスが提供できる行政組織の構築に取り組んでいます。具体的な事業内容は、市役所等の窓口での行政手続において、申請書の統合デジタル化、1カ所かつ1回の提出で手続きが完了できるワンストップ・ワンズオンリー化、また、窓口予約システムの導入による窓口時間の短縮、キャッシュレス対応の公金収納支援システムの導入による利便性の向上とコスト削減、最寄りの公民館でも本庁や支所と同じ手続きができるオンライン

窓口化に取り組んでいきます。

次に、クラウド化についての取り組みですが、令和元年5月23日に、中南予の7市町において、中南予自治体クラウド導入検討協議会を設立して、自治体クラウド導入に向けた協議を行ってまいりましたが、このたび任意の協議会設立の準備が整ったことから、本年8月7日に中南予自治体クラウド協議会が設立されました。自治体クラウドとは、情報システムを一つの自治体が庁舎内で保有・管理することに代えて、複数の自治体が共同で情報システムを構築し、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用することによって、情報システムの管理・運用経費の削減と業務の効率化、情報セキュリティの確保、災害時での業務継続の確保並びに市民サービスの向上を図るものであります。

令和4年度以降、準備ができた市町から順次参加予定となっております。本市においては令和5年度から参加する予定です。

私は、この行政手続きのデジタル化とクラウド化を進めることで、令和5年度からスタートを予定しております地域づくり活動センターにおけるサービス体制にも対応ができますので、積極的に推進してまいりたいと考えております。市民の皆様並びに議員の皆様のご理解、ご協力をお願いするところであります。

それでは、今回の補正予算案でございますが、市内での医療体制の整備、6月から7月の梅雨前線豪雨により被災した施設の災害復旧費、令和元年度決算に伴う繰越金の調整のほか、緊急に対応する必要が生じた事業費などを計上するものであります。

その主な内容であります。予算書の款別にご説明を申し上げます。

総務費では、旧明浜支所庁舎跡地の利活用に要する経費を計上し、民生費では、シトラスリボン運動の普及・啓発に要する経費を計上し、衛生費では、市内の出産体制の確保及び安心して子育てができる環境整備に要する経費を計上し、農林水産業費では、森林環境譲与税を財源として実施します林業の担い手確保に要する経費を計上し、土木費では、県の肱川水系河川整備計画の事業実施に伴う石久保橋架け替え工事に要する経費を計上し、消防費では、情報伝達手段多重化のため、防

災行政無線の音声案内アプリ導入等に要する経費を計上し、災害復旧費では、梅雨前線豪雨により被災した農業用施設等の災害復旧に要する経費を計上いたしております。

また、地方財政法に基づき、令和元年度決算による剰余金の一部を財政調整基金へ積み立てしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ14億8670万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を371億4130万2000円と定めるものであります。

また、債務負担行為の補正では、市立病院改革推進業務委託料の限度額を設定し、地方債の補正では、緊急防災・減災事業債等の限度額変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の15ページをお開き願います。

2款総務費、1項5目財産管理費、市有財産維持管理事業133万1000円ですが、旧明浜支所の跡地につきましては、旧支所庁舎の解体後に、まず、令和元年度に暴風等の対策として防風林の植栽を行いました。跡地の利活用については、地域の住民の方を主体とした跡地利用検討委員会において協議が重ねられ、今回、跡地利用計画書の提出が市に対してありました。令和3年度の整備完成に向けて、今回、多目的広場と東屋等の整備に要する測量設計委託料を計上するものであります。

16ページをお開き願います。

8項地域振興費、1目地域振興費、地域発「せいの地域づくり」事業62万9000円ですが、令和5年度運用開始予定であります公民館の地域づ

くり活動センターへの移行にあたり、スムーズな移行ができるように、明浜町の狩江地区をモデル地区としてセンターの試験的な取り組みを行うため、地域づくり組織が地域人材を雇用する経費に対しての交付金を計上するものであります。

17ページをお開き願います。

3目生活交通バス対策事業費、和泉地区デマンド乗合タクシー運行事業53万1000円ですが、宇和島自動車株式会社のバス路線廃止に伴い、三瓶町和泉地区の住民の方の生活交通手段を確保するため、10月1日から運行を開始します予約制乗合タクシーを運行する事業者への補助金を西予市デマンド乗合タクシー運行事業補助金交付要綱に基づいて計上するものであります。

18ページをお開き願います。

3款民生費、1項8目人権教育費、人権教育庶務事業44万8000円ですが、愛媛発で始まりましたシトラスリボンプロジェクトの市内での普及と啓発のため、市役所内の業務において使用します封筒・文書にシトラスリボンのロゴマークを押印しますスタンプ等の購入等に要する経費を計上するものであります。

19ページをお開き願います。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、まず、医療機関新規開業促進事業として8000万円ですが、市内で安心して子どもを産み育てられる環境づくり及び小児救急医療体制の確保を図るため、市内で新たに産科・小児科を開設します医師または医療法人に対して、産科5000万円、小児科3000万円を上限とした新規開業支援補助金を西予市医療機関新規開業促進事業補助金交付要綱に基づいて計上するものであります。

次に、市立病院経営支援推進事業660万円ですが、市内の地域医療体制の維持と向上のため、二次救急の集約・経営の改革等の市立病院改革を行う経営支援に要する経費を計上するものであります。事業費の総額は1485万円、事業期間は令和2年度と令和3年度の2カ年でございます。令和3年度分については、限度額825万円の債務負担行為の設定をいたしております。この2つの事業の財源については、過疎地域自立促進特別基金繰入金を充てています。

21ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項5目農地費、ため池等農

地災害危機管理対策事業5800万円ではありますが、城川町日ノ浦池の改修工事のほか、県補助金の県内の調整が行われ、当市の補助金が増額となったことを受けまして、令和3年度に予定をしておりましたため池ハザードマップ作成を前倒して実施する経費を計上するものであります。

2項林業費、2目林業振興費、森林経営管理制度事業1021万9000円ではありますが、新たな森林管理システムの円滑な実施のために必要となりますシステムを担う新たな林業労働力を確保するため、市外から移住し、市内の認定林業事業者への就業を行った者に対しての移住者支援のほか、労働力の確保対策、労働安全対策用具等の購入に要した経費に対しての支援金等を計上するものであります。財源として、林業就業支援事業費県補助金と森林環境譲与税基金繰入金を充てています。

23ページをお開き願います。

8款土木費、2項5目橋梁新設改良費、橋梁新設・撤去事業1750万円ではありますが、野村地区において、県が施工します肱川水系河川整備計画の河川改修工事に伴い、石久保橋の架け替え工事が必要となりましたので、河川占用に係る資料作成及び新設します橋梁の地質調査等に係る調査設計委託料を計上するものであります。

24ページをお開き願います。

9款消防費、1項4目災害対策費、防災行政無線・情報システム整備事業415万2000円ではありますが、災害時において、市民の方への災害情報の伝達を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線の音声配信、文字入力による文書での配信、旧町単位での放送地区の選択ができる機能を有しましたアプリ導入に要する経費を計上するものであります。

26ページをお開き願います。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費ではありますが、農地、農業用施設、林業用施設の過年度分の災害復旧事業につきましては、平成30年7月豪雨災害で被災をした施設等の復旧に要する重機借上料と工事請負費を追加計上するものであります。現年度分の災害復旧事業につきましては、6月から7月の梅雨前線豪雨により被災した施設等の復旧に要する重機借上料を計上するものであります。

27ページをお開き願います。

6項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧事業（現年度）分7300万円ではありますが、6月から7月の梅雨前線豪雨により被災をした市道4カ所の復旧に要する工事請負費を計上するものであります。

13款諸支出金、2項1目基金費、財政調整基金事業6億6000万円ではありますが、地方財政法第7条に基づき、令和元年度決算による剰余金のうち2分の1以上を積み立てるものであります。次に、公共施設整備基金事業3億2605万7000円ではありますが、今年度策定予定であります公共施設の個別計画に基づいて、今後事業実施を進めていきます公共施設の長寿命化、統合や廃止に要する経費の財源として積み立てるものであります。

次に、主な歳入につきましてご説明申し上げます。

予算書は12ページにお戻りください。

17款繰入金、1項特別会計繰入金ではありますが、令和元年度決算に伴います育英会奨学資金貸付特別会計の繰越金の調整といたしまして899万9000円を繰り入れするものであります。

14ページをお開き願います。

19款諸収入、5項4目雑入、民生費雑入3695万7000円ではありますが、後期高齢者医療広域連合へ負担しました令和元年度療養給付費負担金の確定により、今回返還金として受け入れするものであります。

20款市債ではありますが、まず、6目消防債では、愛媛県での過疎対策事業債の配分枠の調整が必要となりましたので、消防団装備整備事業（積載車）ほか3事業において、過疎対策事業債から緊急防災・減災事業債に変更を行うものであります。ほか、臨時財政対策債、災害復旧事業債を増額して、総額で9757万2000円の増額を行うものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第106号「令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度決算による繰越金の確定によるものです。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ899万9000円増額し、歳入歳出予算の総額を3880万7000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

議案第107号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。事業勘定補正予算についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免分に係る過年度還付金を増額するとともに、前年度決算による繰越金が確定したことから、その一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ2億1839万4000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算の総額を54億2323万7000円と定めるものであります。

続きまして、議案第108号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度繰越金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金及び新型コロナウイルス感染症の影響による過年度保険料減免に係る保険料還付金を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ1216万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億8285万3000円と定めるものであります。

続きまして、議案第109号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度繰越金の確定及び前年度国県負担金等の精算による追加交付額の介護給付費準備基金積み立て並びに超過交付額の返還を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ2482万4000円を増額し、歳入歳出予算の総額を61億7731万1000円と定める

ものであります。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第110号「令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う財源の調整により歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

続きまして、議案第111号「令和2年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、過疎対策事業債の減額調整に伴う市債額の調整及び人事異動等に伴う職員給与費の調整によるものであります。

これによりまして、第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を24万2000円増額し、総額を4億9909万4000円とし、収益的支出を26万3000円増額して、総額を5億110万3000円といたしております。

第3条の資本的収入及び資本的支出の補正につきましては、資本的収入に166万1000円を増額し、総額を3億6557万4000円とし、資本的支出を205万3000円増額して、総額を3億8505万5000円といたしております。

第4条の企業債では、過疎対策事業債の減額調整に伴い企業債の限度額を改めております。また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金についても補正を行っております。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第112号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金対応による必要な経費等について、施設運営事業外収益及

び施設運営事業費用を増額するものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、緊急包括支援交付金として73万3000円を増額し、総額を5億4517万8000円といたしております。支出につきましては、材料費及び経費を合わせて239万8000円増額し、総額を5億7966万7000円といたしております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時54分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時10分）

（日程4）

○議長

次に、日程第4、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三瀬会計管理者。

○三瀬会計管理者

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

お手元にお配りしております地方自治法に基づく令和元年度決算における主要な施策の成果報告書によりましてご説明をさせていただきます。

まず初めにその概要を申し上げます。

資料は1ページをお開きください。

西予市では、令和元年度を復興元年と位置づけ、平成30年7月豪雨による甚大な被害に対して、西予市復興まちづくり計画の基本施策の推進に向けての予算を編成し、1. 安心で安全なまちの再建、2. 日常の暮らしの再建、3. 産業・経済における生業の再建、4. インフラ環境、まちなみの整備、5. 子育てや教育環境の再建の5つの分野で復旧・復興事業を実施いたしました。

同時に、西予市合併以降、着実に築き上げてきた様々な分野の基盤の上に、本市の最上位計画である第2次西予市総合計画及び西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策目標の実現に向け

ての予算を編成し、1. 人口減少のスローダウン、2. 安全・安心の実感、3. 四国西予ジオパークの推進、4. 産業振興・雇用創出、5. 地域力の活性化、6. 魅力あふれるまちづくり、7. 働き方改革・合理化の7つの分野に施策を大別し、それぞれの事業を展開いたしました。

それでは、令和元年度の一般会計決算の状況と併せまして、普通会計における財政指標等の状況についてご説明し、主要な施策の成果につきましてもその概要をご報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明いたします。

資料は13ページをお開きください。

令和元年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額は335億1055万3000円、歳出決算額は317億191万9000円、歳入歳出差引額は18億863万4000円となり、翌年度への繰越財源4億8928万9000円を除きます実質収支は13億1934万5000円となります。前年度の決算規模と比較いたしますと、歳入では1.4%の減、歳出では2.2%の減となっております。

次に、歳入決算の概要についてご説明いたします。

令和元年度の決算額は、前年度と比較し4億8062万1000円減少しております。その主な要因は、平成30年7月豪雨災害に伴う財政需要への対応として、大幅に取り崩した財政調整基金繰入金の減、豪雨災害に対する特別交付税の減などがあります。

市税は31億8203万9000円で、市民税所得割や固定資産税が増となったことにより、前年度と比較して5256万3000円の増となっております。

普通交付税は105億2679万9000円で、合併算定替による優遇措置の縮減期間の最終年度であったものの、主に公債費にかかわる算入額が増したことにより、前年度と比較し146万1000円の増となっております。

一方、特別交付税は17億522万7000円となり、平成30年7月豪雨災害に係る経費が多く算入されていた前年度と比較し7億2687万2000円の減となりました。

本市は、歳入のうち75.4%を地方交付税や市債、国・県支出金等に依存しており、財政基盤が脆弱であることから、今後も国・地方が一体とな

って取り組む経費削減・財政の健全化施策により大きな影響を受けることが想定されます。

また、普通交付税における財政的支援措置が終了すること、豪雨災害からの復旧・復興事業、新型コロナウイルス感染症対策事業を引き続き実施していくことを考慮すると通常の予算規模は縮小せざるを得ない状況となっています。

次に、地方交付税の状況についてご説明いたします。

資料は16ページをお願いいたします。

普通交付税につきましては、前年度と比較して、全国総額ベースで1.1%増、全国市町村分で1.8%増、愛媛県内市町分で0.7%増という状況の中で、本市では、合併算定替による優遇措置の縮減があったものの、主に公債費にかかわる算入額が増加したことにより、交付額は前年度とほぼ同額の105億2679万9000円となりました。

特別交付税につきましては、前年度と比較して、全国総額ベースで3.4%増、全国市町村分では1.5%増となりましたが、愛媛県内市町分では、主に災害関連経費の算入減により19.4%減、本市においては29.9%減の17億522万7000円が交付されました。

臨時財政対策債につきましては、前年度と比較して、全国総額の発行可能額で18.3%減、本市においては26.6%減の4億4371万9000円、これを含めた交付税総額は、前年度と比較して8億8586万6000円の減となりました。

次に、財政力指数の状況についてご説明いたします。

資料は17ページをお開きください。

本市の令和元年度の財政力指数は0.25、令和元年度の県市町平均0.43と比較すると本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。今後の見通しにつきましては、地方消費税交付金による基準財政収入額の増加、人口の減少等による基準財政需要額の縮減傾向から、結果として、この指数がわずかながら上昇することが予想されます。

次に、市債の状況についてご説明いたします。

資料は19ページをお開きください。

市債の発行につきましては、令和元年度の決算額は50億7961万9000円で、公営住宅建設事業、災害復旧事業等の実施により、前年度と比較し14.0%の増、地方債残高は、前年度と比較し16億

3640万2000円増の401億7936万円となりました。

次に、歳出決算の概要についてご説明いたします。

資料は20ページをお開きください。

令和元年度の決算額は317億191万9000円で、前年度と比較し2.2%の減となっています。その主な要因は、民生費で災害救助費の減、衛生費で災害廃棄物処理事業の減、教育費で社会教育複合施設整備事業の減、諸支出金で基金事業の減によるものです。

性質別決算額では、人件費、扶助費及び公債費を合計した義務的経費は116億4059万円、前年度と比較し、公債費が増加する一方、災害関係の扶助費の減等により1.5%の減となっています。また、普通建設事業費及び災害復旧事業費を合計した投資的経費は85億5515万2000円となり、前年度と比較し26.1%の増となっています。普通建設事業費の主なものとして、明浜支所庁舎建設事業、防災行政無線デジタル整備事業等の大型事業、災害復旧事業費においては、乙亥会館をはじめとして、豪雨災害からの復旧・復興事業となっています。

目的別決算額では、増額科目においては、主に、総務費が34億7650万円となり、明浜支所庁舎建設事業等の増により13.1%の増、商工費が9億6821万9000円となり、ジオリゾート整備事業等の増により82.8%の増、災害復旧費が29億493万5000円で、豪雨災害からの復旧・復興事業の増により103.6%の増、公債費が36億2892万1000円で、過去の市債の元金償還開始により5.8%の増となっています。

減額科目においては、主に民生費が74億1914万1000円となり、災害救助費等の減により2.5%の減、衛生費が25億8338万円となり、災害廃棄物処理事業等の減により5.8%の減、教育費が30億508万5000円となり、社会教育複合施設整備事業等の減により24.2%の減となっています。

資料は40ページをお開きください。

令和元年度においても、平成30年7月豪雨災害の復旧・復興事業に引き続き取り組み、令和元年度の復旧・復興予算は、当初予算及び補正予算等により51億8405万円を計上し、平成30年度からの繰越予算を含めると合計96億6410万5000円となっています。復旧・復興予算の主なものは、民生

費において、野村保育所管理運営事業8081万2000円、衛生費において、クアテルメ宝泉坊管理運営事業1億2218万6000円、災害廃棄物処理事業2億6167万1000円、農林水産業費において、被災農業者向け経営体育成支援事業1億7626万7000円、商工費において、西予市店舗リニューアル補助金事業4000万円、土木費において、住宅団地整備事業4億5228万3000円、災害公営住宅整備事業11億1318万3000円、教育費において、せいよ東学校給食センター建設事業2億5795万3000円、災害復旧費において60億7140万3000円などとなっております。

令和元年度の歳出決算額は46億1222万5000円ですが、38億8996万3000円を翌年度に繰り越ししているため、実質的な不用額は11億6191万7000円となります。なお、繰越事業の財源としては、国県補助金、市債を充てております。

次に、実質公債費比率の状況についてご説明いたします。

資料は23ページをお開きください。

令和元年度の実質公債費比率は9.7%で、前年度と比較して0.9%上昇しております。元利償還金が大幅な増となった一方、合併算定替による優遇措置の縮減により普通交付税が微増にとどまったこと、臨時財政対策債発行可能額が減額となったことが比率上昇の主な要因であります。市債残高が増加傾向であるとともに、普通交付税において合併算定替による優遇措置が終了し、令和2年度からは一本算定となることの影響を受けて、今後も比率の上昇が見込まれます。

次に、健全化判断比率の状況についてご説明いたします。

資料は24ページからになりますが25ページをご覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため該当ございません。実質公債費比率は、前年度と比較して0.9%上昇の9.7%、将来負担比率は、前年度と比較して20.3%上昇の72.4%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後、実質公債費比率については、一般会計における公債費の増加とともに、特別会計等の元利償還に対する繰出金の増加等により上昇し、将来負担比率についても、一般会計に

おける市債残高の増加とともに、特別会計等の公債費残高に対する繰出見込額の増加、充当可能基金の減少等により上昇することが見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められます。特に、多額の市債発行が続きますと、市債残高も増加の一途となり、将来に大きな負担を残すこととなります。財政上可能な限り有利な市債を活用し、後年度の財政運営にできるだけ影響が出ないよう計画的な市債発行を行っているところであります。

次に、主要な施策の成果について、その概略をご報告いたします。

資料2ページをご覧ください。

政策別の施策といたしましては、しごとづくりでは、事業所の経営支援、企業誘致、創業支援等の商工業振興事業、持続的な農業経営への基盤づくり、森林整備の基盤整備、市産材の活用促進、漁港整備及び維持管理等の農林水産業振興事業、観光施設の活用と適正管理、イベントによる観光促進、ジオパークの普及推進等の観光振興事業を実施いたしました。

ひとづくりでは、子育て支援の推進、学校教育の充実、健康づくりの推進、継続的な医療体制づくりの推進、火災・救急体制の整備、高齢者及び障がい者福祉の推進、セーフティネットの確保と地域福祉の推進、生涯学習及び人権教育の推進、スポーツ及び文化振興事業を実施いたしました。

まちづくりでは、市街地整備及びコンパクトシティの推進、市民協働の推進、防災・減災対策及び交通安全・防犯対策の推進、道路・橋梁などのインフラ整備及び維持管理、自然環境・生活環境の保全、地域情報化と情報発信力の向上を図るための事業を実施いたしました。

行財政では、移住・定住への取り組み、働き方改革による効率的な業務遂行、土地・建物・公用車などの市有財産の維持管理等を実施し、持続的な行政経営への取り組みを推進いたしました。

なお、基本計画の主要な施策の成果に係る事業の概要につきましては、成果報告書の50ページから126ページに記載しておりますのでお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、主要な部分のみをご説明申し上げましたが、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、施策の成果報告書に基づき、各担当部課長がご説明をいたしますのでよろしくご審議

の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、令和元年度西予市特別会計の決算についてご説明申し上げます。

資料は10ページになります。

公営企業会計を除く特別会計の総額では、歳入決算額は133億6839万9000円、歳出決算額は130億1083万7000円、歳入歳出差引額は3億5756万2000円となり、翌年度への繰越財源180万円を除きますと実質収支は3億5576万2000円となります。

それでは会計別にご説明申し上げます。

まず、認定第2号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は127ページになります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入歳出とも総額123万2000円となっております。これは、特別会計の廃止による一般会計への繰入金が発生したためです。令和2年度以降は、一般会計において取り扱い、引き続き未償還金の回収を行ってまいります。

続きまして、認定第3号「令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は128ページになります。

令和元年度決算額は、歳入総額が3863万3000円で、前年度と比較しまして545万1000円の減、歳出総額は1661万4000円で、前年度との比較では1112万6000円の減となり、形式収支、実質収支ともに2201万9000円となっております。

なお、令和元年度貸付者は、継続26人、新規4人の合計30人で、貸付総額は1170万円、償還者は延べ755人で、償還総額2228万9500円であります。

続きまして、認定第4号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は129ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が53億2323万1000円、歳出総額は51億1370万5000円となり、形式収支、実質収支ともに2億952万6000円の黒字となっております。この繰越額につきましては、前年度精算による愛媛県国民

健康保険保険給付費等交付金の返還及び財政調整基金積立等に充てるものであります。

当会計におきましては、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などに伴う医療費の増加に伴い、厳しい財政運営を強いられております。将来にわたって、国保の安定的な運営と財政の健全化を図るためにも、引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康保持増進や保健事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所勘定についてご説明いたします。

資料は134ページからでございますが135ページをお開きください。

市内3診療所の歳入総額は1億3327万7000円、歳出総額が1億3327万7000円となっております。診療所勘定におきましては、一般会計から3259万8000円を繰り入れることにより収支均衡を図っている状況にあることから、引き続き医薬材料費等の経費削減に努めるとともに、今後も医療体制の見直しを図るなど、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、認定第5号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

資料は138ページからになります。

まず、歳入総額は6億2452万5000円で、前年度と比較いたしまして369万円の増、歳出総額が6億1305万7000円で、前年度と比較して531万3000円の減となりまして、形式収支、実質収支ともに1146万8000円の黒字額を計上しております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が3億7088万円、繰入金2億3811万円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入1297万7000円が主なものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億7685万4000円となり、歳出全体の94.1%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第6号「令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を申し上げます。

資料は141ページになります。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が60億623万6000円で、前年度と比較いたしまして1億8308万5000円の増、歳出総額は59億9443万5000円で、前年度と比較いたしまして2億4421万9000円の増となり、形式収支、実質収支ともに1180万1000円の黒字額を計上しております。今後も介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業が、多様な事業者、または施設等から適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導・監理し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

続きまして、認定第7号「令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は151ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は3億4500万5000円で、前年度と比較いたしまして1200万3000円、3.4%の減、歳出総額が3億4448万9000円で、前年度と比較いたしまして1097万5000円、3.1%の減となっております。本事業につきましては、農業集落における農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の生活環境の向上を図るため、現在10処理場が稼働しており、機能診断調査の評価結果に基づき、適時・適切な施設の維持管理に努めているところであります。

続きまして、認定第8号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は157ページからになります。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額6億4839万3000円で、前年度と比較いたしまして7273万6000円、10.1%の減、歳出総額が6億4265万5000円で、前年度と比較いたしまして4771万3000円、6.9%の減となり、形式収支が573万8000円、実質収支が393万8000円となっております。事業内容につきましては、宇和処理区、野村処理区ともに供用を開始しており、拡張区域の整備及び施設の維持管理等、鋭意進めているところでございます。

なお、令和2年度より地方公営企業法の財務規程等を適用することに伴い、公共下水道事業特別会計は令和2年3月31日をもって打切決算となります。

以上、西予市簡易水道事業特別会計を除きます令和元年度西予市特別会計歳入歳出決算につきましてご説明をさせていただきました。大変大まかな説明となりましたが、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして各担当部課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

認定第9号「令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は、令和元年度決算における主要な施策の成果報告書147ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が2億4786万7000円で、主な収入といたしましては、給水収入6518万円、繰入金1億6223万9000円、分担金及び負担金286万6000円、諸収入300万6000円などであります。歳出総額は1億5137万3000円で、主な支出といたしましては、事業費1億3086万7000円及び公債費2050万6000円であります。

以上によりまして、形式収支、実質収支ともに9649万4000円の黒字を計上いたしております。

なお、令和2年度より地方公営企業法を全部適用することに伴い、簡易水道事業特別会計は令和2年3月31日をもって打切決算となります。

続きまして、認定第10号「令和元年度西予市水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず、令和元年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。総括事項として、営業収益における給水収益につきましては、給水人口の減少等により前年度比0.6%の減となりました。また、業務量につきましては、給水人口が前年度から604人減少し2万9768人、年間総有収水量は前年度比0.4%減の325万9350立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

水道事業収益6億9311万8088円に対しまして、水道事業費用は6億6101万467円となり、前年度と比較しまして、収益は2.8%の減、費用につきましても5.6%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

8ページをお開きください。

このことを損益計算書でご説明いたしますと、営業収益5億6223万4343円に対しまして、営業費用が6億1094万9805円となり、差し引き4871万5462円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は、水道加入金など7734万7908円となっており、営業外費用は、企業債の支払利息など2994万6313円を支出しております。

以上によりまして、経常損失131万3867円、当年度純損失151万3217円となり、当年度未処分利益剰余金が8303万2000円となっております。なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は5億1873万4583円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額2億6489万2964円となっております。その内訳は、負担金940万7248円、企業債1億5000万円、補助金1億548万5716円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額5億3948万4147円で、建設改良費として4億4038万4624円、企業債償還金として9909万9523円を支出しております。建設改良の主な工事は、西日本豪雨災害に伴う復旧事業、宇和給水区域の上松葉配水池更新事業等であります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する2億7459万1183円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。その他、決算資料を掲載いたしておりますのでご参照ください。

以上2議案、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

認定第11号「令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について」ご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の54ページをお開きくださ

い。

全国的な医師及び看護師不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。そのような中、西予市民病院におきましては、内科、外科、泌尿器科、整形外科の常勤医師及び必要な診療科等の非常勤医師を確保し、年間を通して入院・外来診療等を行うことができました。

また、野村病院におきましても、内科、整形外科の常勤医師及び必要な診療科等の非常勤医師を確保し、年間を通して入院・外来診療等を行うことができました。

これらによりまして、両病院が連携して、公立病院としての診療機能や市内の二次救急体制の維持に努めてきたところであります。今後におきましても、医師及び看護師等の確保に努め、医師会や関連機関とも連携し、西予市内の地域医療を維持していく所存でございます。

次に、55ページの業務量でございますが、西予市民病院では、年間入院患者数3万6356人、1日平均99.3人、外来延べ患者数4万7080人、1日平均196.2人。野村病院では年間入院患者数2万5729人、1日平均70.3人、外来患者数4万9170人、1日平均204.9人となっております。

次に、42ページの収益的収入及び支出についてご説明いたします。

病院事業収益39億9212万2034円に対しまして、病院事業費用は41億6645万766円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

その詳細につきましては46ページの損益計算書でご説明をいたします。

医業収益32億5386万1170円に対し、医業費用は39億1965万6370円で、差し引き6億6579万5200円の営業損失となりました。その主な要因といたしましては、西予市民病院建設及び野村病院の大規模改修に係る減価償却費、医療スタッフの確保に伴う給与費の増、診療に係る材料費の増などがございます。

次に、医業外収益は7億1174万8052円で、うち4億3439万3903円が一般会計からの負担金及び補助金でございます。医業外費用は2億2429万2719円で、主に企業債の利息、控除対象外消費税として計上される雑支出及びスマイル保育園の運営費でございます。

以上によりまして、経常損失1億7833万9867円、当年度純損失1億7639万2084円となり、当年度未処理欠損金は4億7487万8634円となっております。

続いて、44ページの資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入の総額は2億6762万6899円で、内訳は一般会計出資金280万円、一般会計負担金1億7662万6899円、企業債8820万円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額は4億556万386円で、これは医療機器の更新などの建設改良費1億1222万6520円、企業債償還金2億9153万3866円、奨学資金制度に係る投資180万円となっております。

これらにより、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3793万3487円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

79ページから西予市民病院及び野村病院それぞれの決算資料を掲載しておりますのでご参照ください。

続きまして、認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

令和元年度西予市公営企業会計決算書の126ページをお開きください。

令和元年度は利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう在宅復帰支援や在宅療養支援に力を入れました。併せてつくし苑の経営安定化のため、利用者増に向けて職員が一丸となって選ばれる施設となれるよう努力をしているところであります。

業務量でございますが、年間の一般入所延べ利用者数は2万6989人、短期入所延べ利用者数は2,705人、一般と短期を合わせた合計の入所者数は1日平均81.8人、通所延べ利用者数は7,049人、1日平均22.7人となりました。

次に、112ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出についてご説明いたします。施設事業収益は5億683万3432円に対しまして、施設事業費用は5億1829万4545円となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

このことを116ページの損益計算書でご説明い

たしますと、施設運営事業収益は4億5569万695円に対しまして、施設事業費用は5億112万9816円となり、差し引き4543万9121円の営業損失となりました。令和元年度は営業損失を計上することとはなりましたが、利用者増に伴い、運営事業収益が前年度比2642万6834円の増収となりました。費用においては、給与費の増及び利用者増に伴う経費の増はあるものの在庫管理方法の見直し等を行い増加抑制に努めました。

次に、施設運営事業外収益は市からの補助金などにより3496万3896円となっており、施設運営事業外費用は企業債の支払い利息などで1688万1582円を支出しております。

以上によりまして、経常損失は2735万6807円、当年度純損失は1146万1113円となり、当年度未処理欠損金は3994万9022円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

114ページをお開きください。

資本的収入につきましては4728万3653円となっており、市からの繰入金を計上したものであります。

一方、資本的支出につきましては4825万9543円となっており、建設改良費及び企業債償還元金を支出しております。

事業の概要につきましては121ページの貸借対照表及び125ページからの事業報告書等をご参照願います。

今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

○正司代表監査委員

決算審査意見についてご報告申し上げます。

市長から地方自治法の規定に基づいて審査に付されました令和元年度西予市一般会計、特別会計の決算及び西予市基金運用状況、並びに地方公営

企業法の規定に基づいて審査に付されました西予市公営企業会計の決算について、慎重に審査を行い、決算審査意見書を去る8月17日に市長に提出したところでございます。

以下、その内容につきましてご報告させていただきます。

お手元の令和元年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の対象は、令和元年度一般会計及び令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計ほか7特別会計の歳入歳出決算であります。

第2 審査の概要であります。まず審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定めた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の確認を行うとともに、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和2年6月30日から令和2年8月7日までの間実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われていると認められました。

次に、決算の概要であります。2ページの(1)決算規模のア、総計決算額をご覧ください。

アの総計決算額は、歳入が468億7895万円、歳出が447億1275万円であります。ウの総計決算額の比較を見ていただきますと、前年度に比べ、歳入が2億8068万円、歳出が5億9438万円、それぞれ減少しております。

続いて、3ページの(2)決算収支状況をご覧ください。

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、合計欄に記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額、いわゆる形式収支が21億6619万円です。実質収支が16億7510万円あります。一般会計、特別会計に分けてみますと、まず、一般会計の形式収支は18億863万円、実質収支は13億1934万円、単年度収支では4億8266万円の黒字となっております。次に、特別会計の形式収支は3億5756万円、実質収支は3億5576万円、単年度収支では9969万円の黒字となっておりま

す。

なお、各会計決算審査の状況、意見につきましては、4ページ以降に記載しておりますのでお目通しいただき、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、55ページをお開きください。

まとめでございます。中ほど以降に、決算の状況をもとに、今後の行政運営等ご配慮いただきたいことにつきまして4点を挙げさせていただきます。

まず1点目は、財政状況では、4ページの財政指標のとおり、公債費負担比率が17.6%、経常収支比率は93.8%と悪化しております。また、財政力指数も0.25と依然厳しい状況が続いております。これまでの財政改革の推進、努力は承知しておりますが、本市の将来をより一層見据え、堅実な財政運営に努めていただきたいと思います。

2点目は、一般会計の不納欠損額は3238万7000円となり、前年度と比較して2735万6000円、543.8%増加している状況であります。この不納欠損額の大半は市税で、自主財源の乏しい本市においては極めて重要な財源であります。今後、安易な不納欠損処分とならないよう配慮いただくよう望むものであります。

3点目は、一般会計では22億円を超える不用額が生じております。多額の不用額は、当初予算決定等において事業費全体に影響を及ぼしますので、徹底した予算管理に努めていただきたいと思います。

4点目は、新型コロナウイルスの影響により、零細企業や個人事業主では、経営の維持・存続が懸念されております。こうした事業者に対しては、様々な補助金導入の検討や継続した支援等柔軟な対応を望むものであります。

以上、一般会計及び各特別会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

なお、56ページ以降の西予市基金運用状況審査の結果につきましては、各基金の計数はいずれも正確であり適正に運用されていると認められましたので報告とさせていただきます。

続きまして、令和元年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の対象は、令和元年度水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会

計の3事業会計の決算であります。

第2 審査の概要であります。審査の方法につきましては、市長から提出されました3事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定められた書類について、これらの計数、経営成績、財政状況が適正な表示であるかなど、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考に審査をいたしました。

次に、審査の期間ですが、令和2年6月19日から令和2年8月までの間実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状態についても適正に表示されていると認められました。

次に、総合意見について説明させていただきます。

6ページ(2) 総合意見をご覧ください。

経営の状況ですが、3事業会計全体の純損失は、前年度の8017万4000円から1億8936万6000円に増加しております。純損失の増加要因は、3事業会計ともに、特別利益が減少したことによるものであります。

次に、中ほどをご覧ください。

公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉増進を目的とされ、また、経営の安定と市民生活に対するサービスの向上が求められているところであります。決算書で、経営成績や財政状態などを適格に分析し、分析結果を踏まえて中長期的な視点に立った経営の効率化、健全化を図っていただきたいと考えます。当面、各事業会計におかれましては、今から申し上げます点に留意して取り組んでいただくよう望むものであります。

まず、水道事業経営に当たりましては、平成30年7月豪雨災害の影響もあって厳しい状況が続いているところでありますが、安定した給水ができるよう老朽化した設備の更新を計画的に進めていただくとともに、安心・安全な水道水の供給と健全な経営に努められるよう望むものであります。

次に、病院事業経営ですが、患者数が減少傾向にある中、医業収益をどのように向上させるか、令和元年度改訂の西予市立病院新改革プランを踏まえ、経営分析表及び業務の分析表の内容を十分

に検討し、健全な病院経営に取り組んでいただきますよう望むものであります。

最後に、野村介護老人保健施設事業経営ですが、相談員業務の強化により収益の向上に取り組まれているところであります。定員に対する充足率のさらなる向上が経営の安定につながると考えられますことから、引き続き計画性を持って、利用者数の確保に努めていただきますよう望むものであります。

なお、各会計の決算審査の状況は7ページ以降に記載しておりますのでお目通しいたください詳細説明は省略させていただきますが、経営分析の結果についてのみご報告申し上げます。

13ページ、水道事業会計の(6) 経営分析をご覧ください。

財務比率の流動比率は559.2%、当座比率は528.4%、現金預金比率は426.9%といずれも良好に推移しております。一方で、構成比率の固定資産構成比率は89.3%と高く、資本の固定化の傾向にあります。また、損益その他の比率の営業収支比率は92.0%で、前年度より3.5ポイント、総収支比率は99.8%で、前年度より1.1ポイントそれぞれ改善されているものの、収益で費用を賄うには至っておらず、現在の経営は厳しい状況にあると考えられます。

31ページ、病院事業会計の(6) 経営分析をご覧ください。

財務比率の流動比率は363.6%、当座比率は260.0%、現金預金比率は256.4%と良好に推移しております。一方で、構成比率の固定資産構成比率は75.2%で、全国平均並みに推移しておりますが、比率は高い傾向にあります。また、損益その他の比率の総資本利益率はマイナス2.0%で、前年より0.15ポイント改善されているものの、総収支比率は95.8%で、前年度より2.4ポイント、営業収支比率は83.0%で、前年度より0.1ポイントそれぞれ減少しており、引き続き経営は厳しい状況が続いているところであります。

49ページ、野村介護老人保健施設事業会計の(6) 経営分析をご覧ください。

財務比率の流動比率及び当座比率はそれぞれ157.6%、現金預金比率は76.7%と安定していますが、構成比率の中の固定資産構成比率は88.5%と高く資本の固定化の傾向にあり、自己資本構成

比率は30.4%と財務的に安定性を欠くものであります。また、損益その他の比率の施設運営事業収支比率は90.9%で、前年度より3.6ポイント改善したものの収益で費用を賄うには至っておらず、総収支比率は、特別利益が減少したことなどから97.8%で、前年度より2.5ポイント減少しております、引き続き経営は厳しい状況が続いているところであります。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○議長

以上で監査報告は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時17分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時05分）

（日程5）

○議長

次に、日程第5、報告第8号「令和元年度西予市一般会計継続費精算報告について」から、報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

宗副市長。

○宗副市長

報告第8号「令和元年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

令和元年度において、明浜支所庁舎建設事業に係る監理委託料及び本体工事、CATV整備事業に係る明浜サブセンター整備工事の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第9号「令和元年度健全化判断比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

令和元年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め、どういう状態であるのかを見るためのものがございます。その比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通しての実質赤字額はございません。

次に、実質公債費比率は借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものでございます。いずれの比率につきましても早期健全化を必要とする基準値を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることをご報告いたします。

続きまして、報告第10号「令和元年度資金不足比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、令和元年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものでありますが、一覧表のとおり全ての会計において資金不足を生じておらず、健全な経営がなされている状況であることをご報告申し上げます。

続きまして、報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第14号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により毎事業会計年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に

提出することが義務づけられており、本議会に9法人の令和元年度経営状況について報告するものであります。各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明をいたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」補足説明をさせていただきます。

令和元年度西予市土地開発公社の実績報告につきましては、完成土地売却として、さくら団地7区画、いぶき団地2区画、みどり団地1区画を販売し6187万3350円の収入がありました。令和2年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地全82区画のうち、残り35区画、城川町高野子団地全15区画のうち、残り6区画、三瓶町いぶき団地全24区画のうち、残り10区画、宇和町みどり団地残り12区画について販売促進を行っております。

次に、令和元年度の収支報告をいたします。収入の部では、事業収益6187万3350円、事業外収益6万4412円、繰越金4125万7831円、事業借入金8200万円の合計1億8519万5593円でございます。

歳出の部では、販売費及び一般管理費813万8637円、事業外費用36万886円、事業借入元金償還1億5250万円の合計1億6099万9523円でございます。差引繰越金といたしましては2419万6070円でございます。

詳細につきましては、お配りをしております資料をお目通しください。

以上で、西予市土地開発公社の経営状況補足説明とさせていただきます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況」につきまして補足説明を申し上げます。

同社は、令和元年度まで西予市指定管理者として指定を受け、乳製品、繭製品、獣肉の加工製造、販売、農産物の加工管理を目的に、農業公園ほわいとファーム、ししの里せいよの管理経営に当たり、乳製品の製造販売やシルク博物館の繭製

品の販売、レストラン事業のほか、施設を使ったイベントによる地域内外の振興事業に取り組んできました。

令和2年第1回市議会定例会で議決いただきましたとおり、農業公園ほわいとファームを全国公募による無償譲渡を行い、株式会社ありがとうサービスが令和2年4月から運営を行っております。

令和元年度におきましては、展示会などに参加するなど、営業努力を進めるとともに、経費削減に努めておりましたが、全国公募による無償譲渡の決定とともに会社の整理と在庫処分を進め、全事業の売上高が約5141万円で、前年比81%、損益については、平成30年7月豪雨災害に伴う経営支援補助金を含め約120万円の当期純損失を計上しております。また、地元団体とのイベント共同開催やSNSによる情報発信などを行ったものの、10月からレストランが休止したことなども影響し、年間利用者数は2万1000人余りと昨年度より1万2000人の減となりました。

株式会社野村町地域振興センターは、平成2年の設立から30年にわたり地域特産品の開発や販売、地域資源の掘り起こしや地域住民の雇用場として地域の活性化に寄与してまいりました。

しかしながら、社会情勢の変化などにより経営の継続が困難となったことから、令和2年3月31日をもって解散することが承認されたところであります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をご覧ください。

次に、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明を申し上げます。

同社は、森林の保全や林業の担い手育成などを主な目的に、林産物の生産、加工、販売及び農林業基盤整備に係る伐出、除伐、作業道開設と木質ペレット製造施設の指定管理者として、素材生産森林整備事業に取り組んでおります。

令和元年度は積極的な技術研修による基幹林業労働者の育成とコスト削減に取り組んでまいりましたが、素材生産量は6,160立方メートルと前年度比約93%となりました。

また、森林整備面積においては、前年の114ヘクタールを下回り94ヘクタールとなりました。木質ペレット等木材加工品の生産及び販売額は、ペ

レット290トン、おが粉422立方メートルを生産、販売し、これらを合わせた売上総額は約9700万円となっており、昨年と比べて約150万円減少、平成30年7月豪雨災害に伴う経営支援補助金の支払いもございましたが1890万円余りの当期純損失となりました。

雇用者数は現在20名で、事業目的に林業者の人材育成が位置づけられていることから、令和2年度は引き続き人材の雇用と育成、機械化による効率化と林家手取り向上などを目指すとともに、計画的な森林管理を行い、安定的な木材の生産と供給が可能となるよう地域の森林整備に取り組んでまいります。西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて、将来につながる経営の安定化と担い手の育成に努める所存でございます。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をご覧ください。

次に、報告第14号「株式会社城川ファクトリーの経営状況」につきましてご説明を申し上げます。

同社は、地域特産品を開発することによる市内農産物の振興のほか、市民の健康増進、観光交流などを通じて多角的に事業を展開しております。

また、指定管理者として、地元農産物などを使った特産品の開発、生産、加工、販売や宿泊及び温浴施設の管理運営などを主な業務として、特産品センター、農産物加工センター、食肉加工センター、クアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジ、産地形成等促進施設の営業を行ってきました。

令和2年第1回市議会定例会で議決いただきましたとおり、宝泉坊ロッジ及びクアテルメ宝泉坊を全国公募による無償譲渡を行い、株式会社ありがとうサービスが令和2年4月から運営を行っております。

6施設の令和元年度売上高は、平成30年7月豪雨災害に伴う経営支援補助金の支払いもあり約5億7100万円と、昨年比4300万円の増となったものの、約300万円の当期純損失となりました。主な要因は、原材料の価格が高止まりと災害によるクアテルメ宝泉坊の3カ月間の長期休業、それに伴う宝泉坊ロッジの宿泊客の減少によるものです。

第三セクターの持つ重要な使命である公益性確保につきましては、臨時、パート、期間雇用を含

めた雇用人数、全体で90名を確保しております。

令和2年度につきましては、経済状況、消費者ニーズの的確な把握と安心・安全志向に 대응していくため、ネット販売の強化や小口取引先の開拓、委託による首都圏販路開拓などを進めるとともに、城川ファクトリーとしてのブランド力を高め、海外への輸出事業の拡大を図るなど、お客様の視点に立った商品、サービスの開発を行っていきたくと考えております。

また、公有財産の適正な維持管理に努め、産業振興、人材育成、情報発信など、常に新しいことに挑戦する姿勢のもとに、信頼される地域の中核企業として地方活性化に貢献していきます。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をご覧ください。

次に、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明を申し上げます。

同社は、西予市指定管理者として指定を受け、農産物、観光物産、特産品の販売、レストランの経営、加工の製造販売を目的に、どんぶり館のふれあい市場、レストランなどの管理経営に当たり、農林水産物や地域特産品の販売などの事業に取り組んでおります。

令和元年度は、昨年度と同じ48万人の方がどんぶり館を訪れていただき、売上高は、昨年比160万円増の1億8900万円で、最終的には約1200万円の当期純利益となりました。

現在、正職員、臨時、パート職員を含め28人で運営をしており、全員西予市からの雇用となっております。青空市場へ出荷する農家の方は500名の登録があり、100%西予市民、95%以上が西予市産の農産物となっております。特産市場につきましても230名の登録があり、80%以上が西予市の業者となっております。

また、団体専用レストラン、ジオキッチンについては、法事、同窓会など、地元の方が積極的にご利用いただいております。地元を中心に少しずつ定着してきております。

令和2年度はコロナウイルスの影響を注視しながら、販売促進とPR活動に力を入れ、オリジナル商品の開発を進めるとともに、今まで以上に西予市の情報発信基地として役割を担い、四国西予ジオパークの窓口の施設づくりを目指し、魅力ある施設づくりを努めてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をご覧ください。

次に、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明を申し上げます。

同社は、西予市指定管理者として指定を受け、明浜ふるさと創生館、明浜塩風呂、明浜民宿故郷、あけはまオートキャンプ場の4施設で、明浜地区の基幹産業であるかんきつなどの農林水産物を使った地域特産品の製造販売のほか、市民の健康増進、漁村と都市間交流を図るマリノバージョン構想に基づく観光交流の推進、雇用確保を含めた地域振興を担う経営管理を行っております。

これら4施設5部門の令和元年度売上高は約1億5700万円で前年度比82%となり、当期純利益は2600万円となりました。その主な要因としまして、平成30年7月豪雨に伴う経営支援補助金が支払われたことが挙げられます。

また、施設利用者数は約6万人、前年度と比較して約1万5000人減少し79%となっておりますが、明浜観光交流拠点施設建設に伴い、塩風呂はま湯と民宿故郷を令和2年1月14日に閉鎖したことなどが大きな理由となります。

あけはまシーサイドサンパークは、明浜地区で唯一の集客施設であり、温浴、宿泊、製造など多岐にわたる部門を経営管理することから多くの人手を必要としており、令和2年度は前年に比べ5人減の27人となった職員の募集と人材育成を進めることを計画しております。

令和2年度は、完成した温浴、宿泊、食事のできる複合施設であるあけはま一れを最大限生かしていくとともに、新型コロナウイルスの感染状況に注視しながら経営改革を進めていきたいと思っております。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をご覧ください。

最後に、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明を申し上げます。

同社は、農産物の生産、加工、販売などを主な業務とし、西予市指定管理者として指定され、野村青汁工場の管理経営を行っております。

令和元年度の売上高は約11億7200万円、昨年比96%で、当期純利益は約3300万円となりました。ここ数年売り上げを順調に伸ばしている要因とし

ましては、天候に恵まれてケールの収量が大幅に増えたこと、たばこ農家の方をケール栽培に取り込めたことが大きな理由となります。これに伴い、新製品の濃縮青汁の製造販売が好調であり、例年並みの売り上げを計上することができております。また、収穫量を増やしていくためにも、自社農園で1反当たりの収量研究や新規契約農家を計画的に増やせるようJA東宇和を中心に連携をとりながら原料確保に努めてきました。

期末における雇用者数は37名となり、従業員の高齢化も進み、今後を見据えた若手人材の雇用・育成が急務となっております。積極的に求人募集を行い、今後も人材確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をご覧ください。

以上、産業部所管分6法人の経営状況の補足説明とさせていただきます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年4月から引き続き指定管理者として芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

令和元年度の芸術文化事業では、自主事業公演を5公演及び共催事業として7公演を実施いたしました。

自主事業として、4月に演歌歌手島津亜矢コンサート、10月には市民劇団もんたかなの第6回笠置峠物語演劇公演をはじめ、多岐にわたるジャンルの催し物を実施し、幅広い年齢層から安定した集客を得ることができました。三瓶文化会館における自主事業では、3月につるの剛士コンサートを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応のため中止をしております。

次に、共催事業としては、西予市民を対象としたカラオケ集団が集うふれあい歌謡祭、西予市民を中心に結成した男性合唱団、ジェントルゲザンク演奏会など、市民参加型とした音楽を身近に感じていただける催し物を実施いたしました。

今後も、地域住民を巻き込んだ事業の展開や市民のニーズに合った取り組みを行い、利便性を高

めることにより経営の安定を図ってまいりたいと考えているところであります。

貸館業務としては、年間利用件数798件、利用人数3万1338人であり、前年度と比較しますと約4,500人の利用者数が減少しておりますが、これは、新型コロナウイルス関連によるキャンセルが2月、3月に20件あったため、それ以外はほぼ例年同様のご利用をいただいております。

次に、収支の状況についてご報告させていただきます。

事業活動収入合計7472万3000円、事業活動支出につきましては、合計6654万1000円で行いました。収入合計から支出合計を差し引き、さらに投資活動の収支差額を合わせた当期収支差額は681万9000円と黒字になりました。前期繰越収支差額がマイナス78万9000円でしたので、次期繰越収支差額は603万円となっております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、宇和文化会館の経営状況についての説明とさせていただきます。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」補足説明を申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は、光ケーブルを伝送路としたCATV事業であり、自主放送番組の制作や有線テレビジョンによる再放送などでございます。

令和元年度におきましては、訪問による営業活動にも力を注ぎ、新規加入者を増やしつつ、既存加入者への多チャンネル放送やインターネットサービスへの加入促進営業を展開した結果、令和2年3月末の西予CATVが提供するテレビ加入率は56.1%、インターネット加入率は35.9%となり、ともに前年度と比較して増加しております。

その結果、令和元年度の売上高は3億9956万6506円、営業利益は6474万9953円、経常利益は6493万7817円、当期純利益は4286万8217円となっております。

現在、引き続き営業活動により加入者は増えておりますが、高齢化による解約、休止の件数が増

加傾向にあることから、今後、事業の多角化により新たな事業の柱を構築するため、新規事業について研究を行っているところでございます。情報通信技術の技術革新は目まぐるしいものがあり、業界を取り巻く環境だけでなく、業界そのものの環境が大きく変わろうとしています。

今後も変化を見極め的確に対応し、市民に必要な情報やサービスを提供することで、明るく安心・安全なまちづくりに貢献し、企業としてさらに成長していけるよう促してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきしたいと思います。

以上、西予CATV株式会社の経営状況につきまして補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の報告は終わりました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第113号「CATV整備事業 宇和センター整備工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

議案第113号「CATV整備事業 宇和センター整備工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、テレビの難視聴解消とネット通信の高速化を目的として、平成20年度から平成22年度にかけて、総務省及び農林水産省の補助金を活用し、市内全域にCATVが利用できる環境を整備しております。CATV設備の整備から10年以上が経過していることから、老朽化した設備の更新を計画的に進めているところでございます。

今回の宇和センター整備工事につきましては、新社屋機械室を改築し、現在利用している放送通信機器類を整備・更新するものでございます。

本工事につきましては、去る8月18日電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、電気興業株式会社広島支店四国営業所所長 宮内洋氏と工事請負金額4億2663万5000円で、8月19日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第113号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第113号「CATV整備事業 宇和センター整備工事請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第113号は原案のとおり決定いたしました。

(日程7)

○議長

次に、日程第7、議案第114号「西予市小中学校学習用端末の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第114号「西予市小中学校学習用端末の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

小中学校におけるICT教育環境の整備につきましては、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒向けの1人1台学習用端末と高速大容量の通

信ネットワークを一体的に整備する計画としております。

この計画のうち、このたび整備いたします端末は、コンバーチブル型2in1モデル、11.6型ディスプレイのChrome Bookで、児童生徒が教室からの持ち運びを可能とし、全ての授業で幅広い学習に活用できる仕様としております。

今回の購入にあたりましては、去る8月18日に指名競争入札を行い、株式会社ほうきょう西予営業所所長 国広達也氏と9691万円で、8月19日に物品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、購入いたします学習用端末等の詳細については、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第114号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第114号「西予市小中学校学習用端末の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第114号は

原案のとおり決定いたしました。

散会 午後1時55分

(日程8)

○議長

次に、日程第8、発議第3号「西予市決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、16名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。

次に、選任第4号「西予市決算審査特別委員会の委員の選任について」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市決算審査特別委員会委員に、1番和気数男君、2番宇都宮久見子君、3番信宮徹也君、4番宇都宮俊文君、5番加藤美香君、7番河野清一君、8番佐藤恒夫君、9番山本英明君、10番竹崎幸仁君、11番小玉忠重君、12番源正樹君、13番井関陽一君、14番中村敬治君、15番二宮一朗君、16番兵頭学君、17番森川一義君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算審査特別委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時45分)

○議長

再開いたします。(再開 午後1時54分)

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に山本英明君、副委員長に源正樹君、以上のとおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月3日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

第 2 日

9月3日（木曜日）

令和2年第3回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|------------------|----------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年9月3日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年9月3日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 令和2年9月3日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午前11時56分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

まず、5番加藤美香君。

5番加藤美香君。

○5番加藤美香君

おはようございます。議席番号5番加藤美香です。

本日は議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

今日は3点質問いたします。

1点目は、昨年も質問いたしました会計年度任用職員制度について引き続き質問いたします。

昨年質問した折、2017年地方公務員法、地方自治法の改正により、今年度より自治体の非正規職員の処遇改善及び任用根拠を厳格化する会計年度任用職員制度を導入するというところでございました。また、臨時、非常勤、嘱託職員などの非正規職員の方々を会計年度任用職員に移行するというところでございました。

そこでお伺いいたします。

今年度より西予市も会計年度任用職員制度が導入されましたが、その方々の職種及び所属別配置状況並びに、それぞれフルタイムとパートタイムが何名配置されているのかお聞きいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

皆さんおはようございます。

本日は、一般質問に当たりまして、早朝より傍聴においでいただきまして心から感謝を申し上げます。今日、明日の2日間に渡り6名の議員の皆

様から一般質問をお受けすることとなっております。それぞれのご質問に対しまして真摯に回答をさせていただきたいと考えておりますのでどうかよろしくお願いをいたします。

市政運営の根幹にかかわる質問には私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野などの質問につきましては、各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますのでご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それではただいま加藤議員からございました会計年度任用職員の数、職種、また所属別の配置状況についてお答えをさせていただきます。

令和2年4月1日現在、当市の会計年度任用職員は、フルタイムが160名、パートタイムが499名の計659名となっております。職種別の職員数でございますが、事務職に区分される職員が176名、講師などの教育職に区分される職員が7名、保育職・介護職などの福祉職に区分される職員が97名、医師や看護師など医療職に区分される職員が32名、その他施設管理などの現業職に区分されます職員が347名となっております。部局別でございますが、市長部局が243名、教育部局が261名、病院・つくし苑などの医療介護部局が155名となっております。

以上でございます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今年度の会計年度任用職員の数は、フルタイム160名、パートタイム499名の659名ということでございましたが、昨年の臨時・非常勤・嘱託職員の数は728名ということでございました。そうしますと70名余り減っておりますが、その理由、また、フルタイムの方は160名ということでございますが、その方たちの職種、その職種の方がフルタイムの任用に区分された理由などをお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは会計年度任用職員の減の理由等お答えさせていただきます。

職員数の減につきましては、会計年度任用職員制度へ移行する際、各課におきまして従来の臨時・嘱託・非常勤の職につきまして、その職の必要性を再度精査した結果でございます。その結果、職の廃止、また勤務時間数の縮減などを行って約70名の減となったものでございます。

フルタイムの職員160名の内訳でございますけれども、職種別では、事務職が41名、教育職1名、福祉職56名、医療職10名、現業職52名となっております。部局別でございますが、市長部局が36名、教育部局21名、医療介護部局103名となっております。

フルタイムとして任用した理由でございますけれども、各課の精査により判断されたものでございますが、全体的な傾向といたしまして、保育士でありますとか調理員、病院・つくし苑に勤務する職員など、専門的な業務に従事する職員につきましては、人材不足などの事情によりまして多くの応募が見込めないこと、また、業務量等を勘案いたしましてフルタイムの職を多く配置いたしております。

以上でございます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今のご答弁では、専門性のある方をフルタイム、そうでない方はパートタイムという形で分けられているようでございますが、確認のため、フルタイムとパートタイムの任用形態と職務内容をお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

任用形態、職務内容についてお答えさせていただきます。

まず任用形態についてでございますが、フルタイムの場合は常勤職員と同様の勤務時間でございますので、原則1日7時間45分の週5日勤務となっております。パートタイムの場合でございますが、1週間の勤務時間が38時間45分に満たない職の全てがパートタイムに区分されております。各所属の業務量に応じまして、勤務時間、勤務日

数、休日の設定の仕方には様々なパターンがございます。当市の会計年度任用職員の職務内容につきましては、基本的には一般行政事務の補助業務となっております。ただし経験年数に応じまして、業務範囲の拡大、また、専門性の向上などによりまして、部分的には正規職員と同程度の業務を担っていただく場合もございます。また、保育士、学校校務員、給食調理員など、専門的な分野におきましては、一部本格的な業務をいただいている場合もございます。

以上でございます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今年度より会計年度に移行されまして、フルタイム任用の方が少なくなり、パートタイム任用の方が多くなっておりますが、昨年行政から会計年度任用職員について説明を受けましたが、説明を聞く限りでは、フルタイムとパートタイムの処遇格差があること、また、会計年度ごとに任用が終了する不安定な雇用など、何点か問題があるように思いましたが、その辺のところはどのようなお考えを持たれているのかお聞きします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは処遇格差、不安定な職というご指摘につきましてお答えさせていただきます。

まずフルタイムとパートタイムの処遇格差でございますが、給料・報酬額の決定に当たりましては、従来の制度とは異なり、本制度の施行に合わせまして、フルタイム、またパートタイムも同様の基準で決定するよう見直しをいたしております。月給制・日給制などの支給方法に違いはございますが、勤務時間に相当する支給額についての処遇格差はございません。

福利厚生面につきましては、フルタイムの職員は、一定の要件を満たしますと常勤職員と同様の給付等が受けられるなどの違いがございますが、それに伴って社会保険料に違いがあること、またパートタイムであっても、それらに代わる制度があることから処遇格差と言われるほどの違いはないというふうに考えております。

また、会計年度任用職員は、一会計年度ごとの

任用となりますので、不安定な職であるのご指摘でございますが、そもそも会計年度任用職員制度は、同一の者を継続して複数年度の長期間にわたり任用することを積極的に肯定しているものではございません。同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、均等な機会の付与、そういった考え方を踏まえつつ、平等取扱いの原則、成績主義のもと、人事評価によりまして客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るというものでございます。

結果といたしまして、再度の任用が複数年度にまたがり繰り返されている場合に、本人が翌年度任用を希望している場合でも必ずしもそれが保障されるものではないといった状態が不安定と言えれば確かにそうかもしれませんけれども、再度の任用自体が特例的な取り扱いでございまして、単年度内の任期を基本とする職であるということをご理解いただきたいと思います。

人事側といたしましても、募集時や任用時に任用期間の定めがあること。また、事業の精査に伴いまして、翌年度以降も同様の職がない場合があること、そういったことを丁寧に説明することで、就業ニーズとのミスマッチが起らないようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今のご答弁では、時間給にすれば支給額の差はないということだと思いますが、フルタイムの方は退職手当が支給され、また、特殊勤務手当も支給されるように聞いておりますが、それは処遇格差にはつながらないのでしょうか。その辺をお聞きいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは退職手当の関係についてお答えをさせていただきます。

一般的には、フルタイムには退職手当が支給され、パートタイムには支給されないという解釈はご指摘のとおりでございます。退職手当は勤続報酬としての性格が強いものでございますが、地方公務員の場合には、退職手当の支給対象となる場

合、雇用保険法の適用を受けませんので、退職時の生活保障的な性格も含んでおります。パートタイムの場合でございますが、ほとんどは退職手当の支給要件を満たすことはございませんが、その場合におきましても、一定の要件を満たせば雇用保険法の適用となり、退職時の生活保障的な給付として失業給付を受給することが可能となっております。

会計年度任用職員には、勤務時間などの要件に応じまして、受けられる給付の内容に違いがあり、退職手当以外にも期末手当、また、特別休暇の付与日数など様々なものがございます。

このような違いを処遇格差と感じられるということも理解はできますけれども、それぞれの給付や休暇の性質、目的等を勘案いたしますと、それらが総合して著しく不合理なものとはまでは言えないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今の答弁で1点だけ私としてはちょっと疑問に思うことがあるんですけども。

フルタイムには退職金がある、しかしパートタイムは失業給付が受けられるということでございますが、それが一緒という考えは、私はちょっと疑問なんですけれども。そこはまた検討していただけたらと思います。

もう1点再質問させていただきます。

来年度も会計年度任用職員を募集されると思いますが、それぞれの課で業務内容や業務量などを精査し、今年度はパートタイムの募集枠にされているものを来年度はフルタイムの募集枠に切りかえるようなこともあるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

来年度の任用の考え方ということになるかと思っておりますけれども、会計年度任用職員につきましては、職の性質上、毎年度必要性や業務内容等の精査をしてまいります。先ほども議員からもご指摘がございましたが、各課の聞き取り等によりまして、そういった内容等を把握いたすものでござ

います。そういった精査を行いました結果、その年度の業務量等に応じましてパートタイムの職をフルタイムへと見直すこともございます。それにつきましては、この秋以降にそういった調査のほうを行う予定といたしております。

以上でございます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

全ての職種で会計年度任用職員が雇用されております。この方たちなしで現行のサービスは維持できないと思いますので、働きやすい環境での任用を考えられることを期待いたします。

1点目の最後の質問になりますが、会計年度任用職員も含め、西予市全体の職員数や配置について、他の自治体と比較しどのようなお考えを持たれているのか。また、今後の方針や方向性をどのようにお考えになっているのかお聞きいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今後の配置、そういった方向性についてのご質問でございましたけれども、西予市全体の正職員数につきましては、今年4月1日現在で858人となっております。会計年度任用職員と職員の数と合わせますと全体で1,517人となっております。

正職員の配置につきましては、人事異動の際に、事前に各部署における業務量、課題、ニーズ等に関するヒアリングを実施いたしまして、現状を把握した上で、職員の能力や特性を踏まえ、適切に人事配置を行っている判断をいたしております。会計年度任用職員におきましても、昨年度、先ほども申し上げましたけれども、各部署へのヒアリングを実施いたしまして、それぞれ事務量や課題に応じた人員配置をいたしております。

今後につきましても、定員の適正管理に努め、各部署におけます事務量や課題を確認した上で、正職員及び会計年度任用職員を適切に配置していくということといたしております。

他の自治体との比較でございますけれども、正職員につきましては、昨年度の定員管理調査をもとに普通会計ベースで人口1万人当たりの職員数の平均値を人口規模や産業構造が類似した団体、

いわゆる類似団体と呼ばれますけれども、そこでの比較をした場合に、職員の配置状況に応じて部門等で比較した修正値でいきますと13%、約70人が超過しているといった状況となっております。それぞれの自治体、当市もそうですけれども、行政課題や地理的な要件などもございますが、当市の財政状況も踏まえ、効率的、合理的な業務遂行が図られるよう、引き続き定員の適正管理に努めてまいります。

会計年度任用職員につきましては、制度が始まったばかりであるということで比較をすることは現状としては困難でございますけれども、今後他団体の運用実績等の情報収集を進め、当市の業務体制の見直しに合わせまして、職員数及びその業務内容等の適正化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

西予市は合併して毎年約900人ずつ人口が減少しておりますが、正職員の数は他の自治体と比較すると多いということでしたが、西予市は地理的には5町が合併しておりますので、広い範囲に職員配置は必要だと思いますが、令和5年には公民館の自治センター化も実施されると聞いておりますし、また、ICTなどの先進技術を活用し、仕事量を減らすことができると思いますので、適正な職員数、職員配置を期待するとともに会計年度任用職員についても適正な任用を期待いたします。

2点目は、森林環境譲与税についてでございます。

西予市は総面積の約75%を森林が占め、3万8000ヘクタールを超える杉、ヒノキを主体とした人工林を有しております。西予市において林業は重要な産業であります。長期にわたり低迷する木材価格や山林所有者の高齢化、不在山林所有者の増加などから林業生産活動が停滞し、手入れ不足の森林が年々増加し、森林を取り巻く環境は危機的状況にあり、このような事情は全国的にも同様であります。

そんな中、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、その財源となる森林環境税及び森林環境

譲与税が創設されております。西予市も令和元年度から森林環境譲与税が国から交付されております。

そこでお伺いいたします。

森林環境譲与税の目的と概要についてお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

加藤議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が平成31年3月に創設をされました。

森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。また、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されているところでございます。

森林環境譲与税は、市町村において、これまでに様々な課題により手入れができていなかった森林における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの促進に関する費用に充てることとされています。

以上、答弁といたします。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

西予市の林業従事者の数、また整備されている森林の面積と未整備森林の割合などをお聞きいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

市内の林業従事者数については独自の調査となりますが、木材の素材生産から製材加工までの林業に携わられている方が231名おられまして、その内、木材伐出にかかわる従事者として84名と把握をしております。

また、整備されている森林面積でございますが、過去10年間では約5,500ヘクタールの間伐実績となっております。また、未整備森林の割合についてでございますが、詳細につきましては現在把握できておりません。しかし、今年度事業において森林資源の解析を行っておりますので、完了すれば、整備が行き届いていない森林が明確となり、今後の森林整備に生かすことができるようになるかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

次に、昨年西予市に交付されました森林環境譲与税の額とその使い道をお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

令和元年度の当市への交付額は3159万7000円であり、全額を基金に積み立て、その内1329万8000円を取り崩し、当該年度事業に充当しております。

令和元年度の主な使い道は、森林経営管理制度に係る意向調査や森林GISの整備、森林林業コンサルタント委託、バイオマスペレットの購入補助、西予市内小学校を対象に林業教室を行っております。

以上です。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

西予市の昨年度の交付額は3000万円余り、内1300万円が使われておりますが、その金額の内訳と、また森林経営管理制度に係る意向調査をされておりますが、もう少し具体的な内容をお聞きいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

内訳についてでございますが、森林経営管理制度に係る意向調査の経費に252万6000円、森林GISの整備、現地確認のための機器整備に277万5000円、西予市の森林林業コンサルタント委託料に507万6000円、バイオマスペレット購入補助事

業に288万9000円、西予市内小中学校への木育事業推進に3万2000円となっております。

森林経営管理制度に係る意向調査につきましては、森林経営管理法第5条第1項に当該森林の経営管理権を集積する必要があると認める場合には、経営管理の意向に関する調査を行うものとされております。

西予市では、令和元年度から今年度にかけてモデル的に意向調査を開始しております。対象地としましては、今までに森林経営計画策定している地域で、経営計画を作成する中で不同意とされた計画外の304ヘクタールの森林、令和元年は宇和町でございますが、について意向調査を行いました。回答率は57%で、市に経営委託をしたいとの回答は95.72ヘクタールとなっております。

以上、答弁といたします。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

意向調査の件なんですけれども、今後は5町どのような方向性で行っていかれるのかお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

意向調査の今後につきましては、今年度事業の森林資源解析が完了しますと災害発生確率が高い森林、未整備森林等が明確となってきますので、災害を未然に防ぐための優先順位や旧町単位での地域性を考慮し、全体計画を作成し意向調査を行い、適切な森林整備につなげていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

それでは、本年度の西予市に交付された森林環境譲与税の額と使い道をお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

令和2年度の当市への交付額は6709万9000円の見込みで、令和元年度と同様の使い道のほか、令和元年度に行った森林経営管理制度に係る意向調

査の結果をもとに、市に経営管理委託を申し出た方の森林の内、採算の合わない森林を受託し、環境林整備として実施していくこととしております。また、西予市の森林や地形の情報をデータ化し、パソコン上で閲覧、利用するため、平成30年豪雨の後、林野庁で実施した航空レーザー計測のデータを使用し解析を行っております。この情報を整備することにより、災害に強い森林づくりの計画策定や森林の更新方法、効率的な間伐作業によるシステムを作り、次世代森林産業推進協会を通じて行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

昨年の意向調査の結果をもとに、市に経営委託を申し出た森林の内、採算の合わない森林の整備を実施していくということでございましたが、どのような事業所に委託し、どのぐらいの面積の森林を整備し、交付額はどのぐらい充てられるのかお聞きいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

採算が合わない森林につきましては、環境林整備として、市内の森林組合や林業事業者、また、余力のある自伐林家の方々も踏まえて委託を考えております。

面積につきましては、今年度13ヘクタールの整備を予定しており、事業費は650万円で、全額森林環境譲与税を充てることとしております。今年度の13ヘクタールの整備は宇和町を予定しております。

以上です。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

この森林環境譲与税を使った取り組みは始まったばかりですが、今後西予市にどのぐらいの交付額が見込まれているのか。また、活用計画はどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

当市への今後の譲与税の配分額でございますが、愛媛県の試算で令和3年度が本年度と同様の6709万9000円、令和4年度から5年度が8683万4000円、令和6年度からは満額の1億656万9000円となる見込みでございます。

活用計画についてでございますが、今回譲与されます森林環境譲与税は、林業にとって大きな転機であると考えており、西予市といたしましては、ただ金額の使い道を考えるのではなく、昨年設置しました次世代森林産業推進協議会の中で、今後の森林・林業の方針を官民学協働で定めることが重要であると考えています。その方針の中で、将来を見据えた活用を計画し、10年後には、森林産業従事者、また市民の方々が誇れる森林産業となるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

今後の森林・林業の方針を次世代森林産業推進協議会の中で定めるということでございましたが、協議会についてもう少し具体的にお聞きいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市次世代森林産業推進協議会は、西予市の森林・林業、それを取り巻く産業が多面的機能を発揮しつつ、次世代へ続く森林産業として発展していくことを目指して設立をいたしました。委員は、林業関係者、木材加工流通業者、学識経験者からなり、現在12名の委員に委嘱しております。協議会は年2回開催し、西予市の森林林業施策について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

協議会が様々な分野の方々に構成されておりますが、森林の整備は林業にとどまらず、生活環境や防災にもかかわることであり、また教育にもかかわってまいります。そう考えたときには、より広範な分野の方々にも協議会に加わっていただく

ことで、この施策がさらに充実するのではないのでしょうか。検討されることを期待いたしまして、3点目の質問に移ります。

3点目は、人権啓発についてでございます。

人権は、誰もが生まれながらにして持っている人間として幸せに生きていくための権利であります。現在も人権をめぐる様々な問題が存在しております。西予市では、今年4月人権啓発課が新設されました。

そこで、この人権啓発課の組織体制と職務内容をお伺いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

人権啓発課の組織体制と職務内容についてお答えをいたします。

生活福祉部人権啓発課は、人権教育と人権対策を一体的に推進するため、組織再編により、本年4月1日から市長部局に新設をされました。

人権啓発課は、人権政策係と男女共同参画係の2係を配置し、生活福祉部市民課が所管していた旧人権対策室と教育部生涯学習課が所管していた旧人権教育係の業務を担当しております。また、まちづくり推進課旧男女共同政策室が担当しておりました男女共同参画の推進、せいよ女性の会の運営等の業務を行っております。

課内職員は、正職員3名、会計年度任用職員2名の計5名体制となっており、各支所生活福祉課に担当職員1名、人権啓発指導員1名を配置しております。

生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的として設置された宇和町にございます宇和ふれあいセンターと宇和小森会館の隣保館も所管しております。各隣保館には、会計年度任用職員2名ずつ配置しており、宇和ふれあいセンターの館長は人権啓発課長が兼務しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

人権啓発課としての組織体制は大きくなっておりますが、それでは人権啓発課の重要施策と具体的な目標などがあればお聞きいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

人権啓発課の重要施策と具体的目標についてお答えをさせていただきます。

全ての人の人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を築くためには、市民自らがその大切さに気付き、人権尊重社会の実現のために行動することが大切でございます。

当市では、全ての人権問題が自分と無関係ではなく、自分自身にかかわる問題であることに気付き、市民一人ひとりが自らの課題として行動に移せることを基本目標とした人権教育・啓発を実施することを重要施策と位置付けております。

また、平成28年に国において施行されました人権三法の理念に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等のあらゆる人権問題を解決していくために、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりを目指すことを目標としております。

あらゆる年齢、性別、職業の市民を対象とした教育・啓発が重要と考えるので、全ての市民が参加しやすい講演会や研修会、イベントを実施するとともに、これらへの参加が、市民自らの意思により行われるよう努めたいと考えております。

具体的には、人権のつどい事業、地区別人権・同和教育学習会、人権・同和教育指導者研修会、校区別人権・同和教育学習会等をさらに充実させていき、学習を支援するための講師派遣、教材提供等を積極的に行ってまいります。

地域社会においては、地域全体として人権尊重の意識を高め、日常生活において行動を伴う人権感覚を培うことが大切です。そのために、公民館、隣保館等の地域に密着した施設を活用し、様々な市民が参加できる交流促進のための機会づくりを展開するとともに、地域の実情やニーズに応じた人権に関する学習機会の提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

人権啓発課が新たにできまして5カ月余りが経過しましたが、具体的に新たに取り組んだことが

あればお伺いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

人権啓発課になって新たに取り組んだことについてお答えをいたします。

人権啓発課が設置されまして5カ月が経過いたしました。その間に行った新たな取り組みといたしましては、新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮をお願いしたチラシを全戸配布し、また、シトラスリボン運動に賛同し、シトラスリボンの説明と作り方を解説したチラシを全戸配布するなど啓発推進に努めてまいりました。

また、市民の代表や学識経験者、人権に関する関係機関の代表者等12名で組織いたします西予市人権尊重のまちづくり条例改正検討委員会を設置し、協議検討を重ね、本定例会において西予市人権尊重のまちづくり条例の改正議案を上程いたしました。

さらに、西予市における行政文書の性別記載欄の見直しについても取り組んでおります。ご自分の性別に違和感を持つ人の中には、申請書類等に性別記載欄があった場合、どう記載したらよいか悩んだり、男女のみから選択することへの抵抗があったり、精神的苦痛を感じる方もいらっしゃいます。当市では愛媛県に倣い、このような方の心情に配慮し、当事者に寄り添った取り組みとして、法令や国等の定めがあるなどやむを得ない場合を除き、性別記載欄について不要な場合は削除する等の見直しにも今取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

最後の質問になりますが、平成17年に施行された西予市人権尊重のまちづくり条例改正が行われますが、西予市が今後優先的に取り組んでいくことは何か、見解をお伺いいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま市が今後優先的に取り組んでいくことについてというご質問がありましたのでお答えをさせていただきますと思います。

人権は、誰もが生まれながらにして持っている人間として幸せに生きていくための権利でありますけれども、現在も人権をめぐる様々な問題が存在しております。

西予市人権尊重のまちづくり条例の提案理由で申し上げましたとおり、日本国憲法並びに人権三法の理念にのっとり、今回改正をいたしましたこの条例に基づきまして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するため、行政として市や市民、そして事業者の責務を明らかにし、充実した施策を積極的に推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりを目指していく所存でございます。

議員の皆様方におかれましても、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

加藤美香君。

○5番加藤美香君

人権啓発課が新設された、また、人権三法を含む西予市人権尊重のまちづくり条例改正も行われた、これで終わりではなく、ここから人権教育・啓発に、行政、市民の方々、私たち議員も一緒になって取り組み、差別のない住みやすい西予市を目指す必要があるのではないのでしょうか。

以上、一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時47分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時00分）

次に、15番二宮一朗君。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

改めましておはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

今週は、9月1日の防災の日を中心とした防災週間であります。今年も熊本県を中心に大きな災害が全国各地で起こりました。亡くなられた方には本当にご冥福を、また、被災された皆様には心よりのお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の質問は、防災・減災と市道の保全について、そして、ジオパークについての2点とさせていただきます。持ち時間余りますように努力いた

しますので、答弁も考えてよろしくお願ひいたします。

最初に、平成30年西日本豪雨災害を経験して、市民の防災意識がどのように変わったのかということで、災害から2年、また、南海トラフ巨大地震発生率が30年以内に70%から80%と言われる中、災害に対する備えがますます重要だと考えます。

そこで最初に、市民の皆さんに防災に対する意識の変化がどのようにあったのか。また市はどのようにそれを理解されているのかお伺いをさせていただきます。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは市民の防災意識の変化というところにつきましてお答えさせていただきます。

平成30年7月豪雨災害から2年が経過いたしました。復旧・復興の道半ばではございますが、市民の皆様のご理解とご協力、また、多くのご支援を受けまして一歩・一歩着実に歩みを進めてまいりたいというふうに考えております。

さてご質問のございましたとおり広大な面積を有します本市におきましては、地震、津波、洪水、土砂災害などあらゆる災害が想定されております。

平成7年の阪神淡路大震災から多発する巨大地震を受けて、市民の皆様の防災に対する意識も高まり、特に平成23年東日本大震災による甚大な津波災害に伴い、沿岸部にお住まいの皆様の津波災害に対する意識は非常に高いものと認識をいたしております。加えまして、平成30年7月豪雨を経験した本市におきましては、それ以降も全国的に多発する豪雨災害を受けて、市民の皆様の防災意識が向上していると考えております。

しかしながら、防災意識の向上と比べ、家庭・地域における訓練の実施、また災害への備え等の防災・減災対策が市内全域に広がりを見せていないといった現状があるのも事実として受けとめております。まだまだ災害への備えについて不安を抱いていらっしゃる市民の方が大勢いらっしゃるということを受けとめまして、さらなる防災啓発、訓練の実施、また、自主防災組織の育成などを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

その自主防災組織についてなんですけれども、この西予市の旧5町の地域で防災に対する認識や対応をする災害の種類というのも当然違うわけでございますけれども、三瓶・明浜の津波とか、野村・城川においては土砂崩れ、また川の氾濫等あるわけなんですけれども、市民の防災意識の中での情報共有はどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

自主防災組織の情報共有でございますけれども、年1回の各組織の代表者にお集まりいただきまして連絡会を開催いたしております。また、各旧町単位での連絡会も開催をいたしております。

また、地域防災リーダーとして養成を行っております防災士につきましても、西予市防災士連絡協議会を結成し、研修会の実施並びに横の連携、情報共有を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

その中で地域や自主防災組織に温度差があると思うんですけれども、そのことに対してはどのように理解をされておりますか。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員ご指摘のとおり温度差があるということはこちらとしても認識をいたしております。災害発生時における自助、共助の重要性を含めまして、各地域や組織における訓練、講座の実施につきましては、自主防災連絡会などの機会を通じまして啓発に努めているところでございますけれども、地域や組織によりましては訓練等の実施頻度、またその内容に差異があることは、先ほど議員のご指摘のとおりでございます。そういったことを踏まえまして、近年増加傾向にあります大規模風水害や将来

発生が予測されております南海トラフ地震に備えるためにも一層啓発に努めていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

私ホームページを見てたときに、自主防災組織ってどういう情報が入ってるのかなあとってホームページを見たら自主防災組織に対するホームページがほとんどないんですね。他市がどうなのかと思って県内の他市をずっと一つずつ見よったら、今治市のホームページには自主防災組織というところがあって、自主防災組織とはどういうものかとか、訓練の方法とか、そういう申し込みの仕方のフォーマットとか、いろいろ出てるわけですよ。そういうのがあるとないだけでも市民の意識というのは変わってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうホームページの掲載についてどのような考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員ご指摘のとおり、自主防災組織の活動内容等につきましては、現在ホームページでの情報発信は行っておりません。ご指摘のとおり、効果的な情報発信というものは、市民の防災意識の高揚、また、各組織間の情報共有につながるなどの効果が期待されるところでございます。ホームページをはじめとする情報発信につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

私なりにちょっと考えてみたんですけども、先ほど言った温度差が地域によってあるのは仕方がないんですけれども、ここの地域には年にこのぐらい防災訓練してますよとか、そういう情報を上げるだけでも、防災組織のリーダーをされている皆さんが見ればうちもやらないけんとか、そういう気持ちになられるんじゃないかなという気も

いたしておりますのでぜひ進めていただきたいと思っております。

次3点目なんですけれども、ダム運用状況について伺いをいたします。

2年前の豪雨災害の中でも、西予市においては、人命を失った大きな原因となったのがダム操作でありました。その後いろいろ国交省とのお話し合いもあったようですけれども、現状の運用状況をどのように評価されているのか伺いをいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ダムの運用状況の評価でございますが、具体的にこちらのほうが評価をするというのはなかなか難しいところではございますけれども、野村ダムの運用につきましては、本年4月に肱川ダム統合管理事務所が設置をされまして、これまで肱川水系の野村ダムを野村ダム管理所で、鹿野川ダムを山鳥坂ダム工事事務所でそれぞれ管理をされてきておりました。

今回その運用を一元化し、防災機能の強化を図られ、一層の連携強化に努められているということで、こちらとしては評価をさせていただいております。

また、西予市と野村ダムとの関係だけでなく、流域全体でのタイムラインの策定と情報共有サイトが立ち上げられておまして、流域全体の自治体、また関係機関が連携した防災・減災活動が行われているということで理解をさせていただいております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

私も今回、7月5日やったですかね、6日やったですか、大雨のときに、市も対策本部を設置されましたけども、朝、2年前のことがちょっと気になりまして、どうなってるのかなと思って肱川の上流の多田のトンネルの手前からずっと川沿いに、鹿野川下って大洲市までちょっと走ってみました。そしたら野村ダムも鹿野川ダムも水位が私が思ったよりかなり下がっておりまして、安心

をしたわけでございます。

今後野村の川の改修とかというのも進むようでございますので、ぜひ市としてもかかわっていただいて、安心・安全のほうに努力をお願いしたいなと思っております。

次に、災害の予防対策について質問させていただきます。

毎年のように起こるこの近年の災害、冒頭にも言いましたけれども、南海トラフ巨大地震の発生確率は、平成13年の地震調査会での発表で、30年以内に60から70%、2018年には70から80%というふうになりました。30年と言われ始めてからもう7年が経過しているわけでございます。未だ地震予知や予測が困難なというふうに言われている中、我々にできるのは災害に対する準備しかないのではないかと考えております。

市として災害の予防対策としてはどのように考えておられるのか質問させていただきます。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市の災害予防対策についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、各種災害に対する事前の予防対策は非常に重要なことと考えております。地震災害につきましては、事前予測は非常に困難でございます。避難所、特に津波緊急避難場所の整備と合わせまして、防災啓発や訓練の実施等が非常に重要となると考えております。

一方、風水害につきましては、近年の気象情報の発達によりまして、ある程度予測も可能となっており、气象台等関係各機関が発表いたします情報と合わせまして、市単独の雨量計等も設置し、事前の予防対策を行っているところでございます。

しかしながら、梅雨時期の豪雨災害など近年予測が難しい豪雨も発生をいたしておりますことから、地震災害と同様にハード・ソフトが両輪となった災害対策が今後も必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

災害の予防は、今部長も言われましたけれども、もちろん危険箇所等を把握するということが大事ですし、危ないと思ったところに補強工事とか改修工事をしていただくなどハードが必要なことは当然なんですけれども、それより大事なものは、市民の皆様お一人おひとりがその情報を共有していること、ここは危ないんだとかね、そういう情報を共有していることということと、市もできる限りの情報も開示していくということが、私は必要ではないかなと思っております。

最近では防災対策としてライブカメラを設置して、ホームページ等にその状況を常時映されてる自治体がたくさんあります。

私は、一昨年やったですかね、佐渡市に視察に行かしていただいたときに、佐渡市の情報を見ようかなと思ったときにライブカメラというのがありまして、そこをちょっと入れますと、佐渡市は島ですから、周辺ずっと20カ所ライブカメラが設置されてありました。それはもちろん防災のためですけれども、これいいなあというふうにとんどもちょっと思ったんですけれども、西予市は、このライブカメラ、ケーブルテレビはなんか見たことあるような気がするんですけれども、西予市のライブカメラの設置状況を教えていただきたいと思っております。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在防災に対する市単独のライブカメラといたしましては、津波対策として明浜町俵津、高山、田之浜、三瓶町朝立、津布理の5つの地区に設置をしております。先ほど議員が申されましたとおり、それぞれのカメラの映像につきましては西予ケーブルテレビの12チャンネルで配信を、13チャンネルですかね、そちらのほうで配信をいたしております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

西予市内には、西予市の設置したライブカメラ以外にも、私たちがダムのほうに視察行かしてもらったときに、鹿野川と鹿野川の管理事務所ですか、あそこ見たらあそこにもライブカメラがダム

の様子が映ったり、高速道路見よってもインターのところにはライブカメラがあったりするわけですよ。先ほどもちょっと言いましたが、そういうのをホームページに、ケーブルテレビは見えるかもしれないけど、なかなか災害のときぐらいしか見られんと思うんで、ホームページに常にライブカメラの情報が見えるようにはできないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ライブカメラの映像をホームページで見れるようにできないかというご質問でございますけども、国・県におきましては道路、河川に設置しておりますライブカメラをそれぞれのホームページ用のサイトで掲載もされているようでございまして、そういったものを一元化して市のホームページでリンクを張るといったことについては、今後検討してまいりたいと考えております。

先ほど申しあげました西予ケーブルテレビで流しております映像につきましても、合わせてホームページ上で見るような方法を今後研究を進めてまいりたいというふうにご検討しております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひ進めさせていただきたいと思っております。このライブカメラには、防災のための機能はもちろんですけれども、常時映つとるということは、素晴らしい景観とか、名所などがあるのを知っていただくというツールにもなるわけですよ。この後ジオパークの質問もさせていただくんですけれども、例えば西予市には大野ヶ原であるとか、狩浜の段々畑、城川の棚田100選、野福トンネルを抜けたところからの明浜の景観とか、また法華津峠から宇和海を見た景観など、そういうのを数えれば切りがないほどたくさんある、だからジオパークなんですけれども、そういうところを魅力発信するにはこのライブカメラというのは、僕は絶好のツールやないかなあというふうにご検討でございますよ。ですから今ある現在の5つの西予市が設置しているところにプラスして、ぜひそういうところも設置して、市民の人に見ていただく、またそれ

がジオとしての全国に情報発信することになるんじゃないかと思うわけですね。

先日、今回ジオパークの質問しようかなと思ったときに、大野ヶ原行ってみようと思って、いろいろ情報見てましたら、久万高原町のライブカメラに、四国カルストのほうをちょうど見よったんですけど、久万高原町は石鎚山と面河溪と四国カルスト、姫鶴平とか、五段高原ですね、あの辺のライブカメラを常時やっ取るわけですよ。これいいなと思って、たまたまその日が天気がよかったですから、本当にこれ効果があるんじゃないかなというふうに僕は思ったんですけど。そして、大野ヶ原から姫鶴平、五段高原、天狗高原とずっと走らせてもらったら、大野ヶ原も結構観光客の人来ていただいておりますけども、姫鶴平行ったら桁違いでした。キャンプされとったり県外ナンバーがたくさんあったり、本当にそれが情報発信の仕方であるのかどうかちょっとわかりませんが、このジオパーク、この後の展開にありますけれども、やっぱりそういうところの災害だけじゃなくて両方が併用できるということから考えても設置に向けて進んでいただければなど、ぜひチャレンジしていただきたいと、これは私の要望ですけれどもお願いしたいと思います。

次に、ドローンの活用について質問させていただきます。

近年ドローンというのは、色んなところで利活用が進んでおりますけれども、西予市のドローンは何台持たれているのか質問させていただきます。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ドローンにつきましては、平成27年度に林業課に導入いたしまして、その後平成30年7月豪雨災害後に建設課、農業水産課に各1台、合計3台を導入いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

どんなときに活用されているのかお伺いをいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ドローンの活用でございますが、主に被災後におきまして安全性の確保が難しい場所等の迅速な被災状況の把握、また、災害査定時における写真撮影等に活用をいたしております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

先ほど言いましたように、ドローンは様々な分野で今利活用をされてたり、実証実験が行われてたりしております。私も考えてみたときに、災害のときに信宮議員がご自分のドローンを出していただいて、我々ちょっと見せていただいたりしたんですけれども、本当に便利なツールじゃなというふうに思ったんですが、西予市のような地形、もうちょっとなかなか行くのも大変、山の上のほうは見ると大変というふうなところには本当に利活用が期待されるんじゃないかなと思うんですが、今3台という話だったんですけども、特に野村とか城川とか、そういう地形のところには、やっぱり1台ぐらい用意しとったほうがいいんじゃないかなと私は思うんですがそういう点はいかがでしょう。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員ご指摘のとおり、安全性の確保が難しいところ、もしくは、なかなか確認がしづらいところについて、ドローンを活用してそういった現場把握、現状把握等また、それ以外の活用についても、いろいろな分野で期待されるところでございます。

特に野村・城川というようなご質問でございましたけども、そのあたりにつきましては、今後その活用をどういうふうにしていくかということで、内部で十分検討させていただきまして、その上で、その導入についてはまた考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひよろしくをお願いします。

東京あきる野市では、安心・安全なまちづくりの取り組みの一環として、災害発生時の情報収集とか、支援助物資の輸送、人命救助でドローンを活用するなど防災力の強化を図られており、ここは大型ドローンなんですけれども、その実証実験をしていたり、そのためのオペレーターを育成されたり、またよそから研修状況を受け入れて教えてあげたりとか、そんな取り組みも東京あきる野市ではされておられるので、ぜひ西予市もチャレンジをしていただきたいなと思っております。

次に、3番災害対策本部からの情報発信について質問させていただきます。

警報が出て災害対策本部が設置されてから、市民に対しての情報発信の方法はどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

災対本部からの情報発信につきましては、基本的に防災行政無線、屋外拡声子局、また、戸別受信機による発信、合わせて緊急速報メール、市ホームページ、ツイッターなどのSNS、そして暮らしのアプリなど多様な手段で発信に努めておるところでございます。

また、県の災害情報システムを介しまして、各テレビ局に対して避難所開設状況や避難情報が配信されることとなっております。今後、西予ケーブルテレビともこの連携につきましてはさらに強化をしてみたいと考えております。

しかしながらその一方で、多様な情報発信を行う場合の手間でありましてか人員の確保などの問題も発生しております。重要な情報が漏れなく確実に伝達できるよう情報推進室とも連携して研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

今言われましたその情報発信ですけれども、3回目になりますけど、恐縮ですが、ホームページからの情報発信について質問させていただきたいんですが。

情報発信は今言われたようにいろんなチャンネルがあった方がいいと、市民の方もいろんなところから、自分の得意なところから情報収集をされるわけですから、たくさんのチャンネルあったほうがいいと思うんですけど、特にホームページは市の窓口とも言えるものでありますし、知りたいときにやっぱり西予市のホームページをぱっとあけたときに、1面というか上げたところの画面に、今現在コロナ対策というのがありますけれども、ああいうような感じで、災害対策本部ができたときにはそこを押せば、そのときの災害の情報がタイムリーにいろんなことが入ってくる。私も欲しかったんでいろいろ見よったんですけど何ちゃないなど。災害対策本部からは何もない。えんやろかこれでというふうになんかと思ったわけですよ。できたら天気図であったり雨量であったり、先ほどから言よるダムの情報であったり、川の状況であったりとか、そういうのがわかっただらば、多少安心感もあるという、私のような今住んでるところがそれほど危険地域ではない自分でもこの2年間で災害に対する意識というのはやっぱり多少上がってきてるわけですよ。そういう人はたくさんおられると思うんで、ぜひこのホームページから情報発信するという事は考えられないのかお伺いをしたいと思います。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

災害時の情報発信についてのご質問でございますけれども、災害時の避難情報等の発信につきましては防災行政無線での発信に合わせて災害対策本部広報班において対応することといたしております。

議員ご指摘のとおりホームページを、その際災対本部単独で設置をする、開設をするといったことについてまだ取り組みのほうはできておりませんが、避難情報に限らず災害関連の情報を逐次発信できるように、今後環境改善に努めたいというふうに考えております。

議員が言われました災対本部のページをホームページ上に設けまして、様々な情報を集約して市民の方々に情報提供できる、先ほど申し上げましたライブカメラの映像でありますとか、関係機関の情報ページとのリンク、そういったことも含め

て、そういったホームページにできるようまた情報推進室と合わせて、研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

これも合わせてですけれどもSNSが今発達というか、皆さん大分使われるようになって、いろいろ進化してるところですけども、一時フェイスブックとか、ツイッターとか西予市もいろんな部署から情報発信がされてたように思うんですけど、最近ちょっとあまりしてないのかなというふうな感じをしております。

SNSの活用についてはいかがでしょうか。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

SNSでの発信につきましても考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。ホームページで発信しました内容をフェイスブック、またツイッターなどのSNS、そして、せいよ暮らしのアプリでも配信をいたしてございまして、多様な手段での発信に努めているところでございます。

今後もそういったところでの配信をしまして市民の皆様に必要な情報を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大きな4番目市道管理について質問させていただきます。

西予市のこういう広い地域ですけども、まず市道の総延長がどのぐらいあるのか教えていただきたいと思ひます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

市道の距離についてお答えいたします。

今年4月1日現在で、まず各地区別になりますが、明浜地区で39.24キロメートル、宇和地区で379.02キロメートル、野村地区425.33キロメー

トル、城川231.91キロメートル、三瓶82.09キロメートルとなっております、全部で2,413路線、総延長で1,157.6キロメートルとなっております。イメージとしては、高速道路で東京から福岡間の距離があるということにとらえていただきたらと思ひます。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今の東京から福岡でちょっとびっくりしましたけども、それほど遠いんやなという、市道が長いんやなというふうに感じました。

その市道ですけども、管理の方法はどのようにされているのか。また、市道は巡回パトロール等もされてると思うんですけども、そういう頻度とかもしわかりましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

市道の管理、巡回につきましても、本庁の建設課及び各支所産業建設課に職員がございまして、市内業務の現場移動時に点検パトロールを行うとともに、特に梅雨どきや台風の出水期前及び大雨の後には重点的にパトロールを行っております。

さらに5月から10月にかけては、会計年度任用職員を雇用してございまして、草刈り等を実施するなど市道の適正管理、安全管理に努めているところでございます。

また、区長さんや通行する市民の皆様から、路面の損傷等について通報をいただいた箇所は、事故を防ぐために迅速に応急処置をとるなど対応し、市道の安全管理に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

私も走りよって、ここ最近市道に赤いマークが、丸付いとったり、ちょっとへこんどるとか、そういうところがあったのは何か所か見たんですけども、そういう市道の不具合があった場合、市

民の人から通報があるということもあると思うんですけれども、そういう頻度みたいなのはわかりますかね。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

市道の例えば陥没するとか舗装が傷んでいるとかそのような情報ですけど、令和元年度西予市全体で750件余りの通報をいただいております。その中でも、先ほどの道路の距離と比例するように、宇和地区で150件余り、野村地区で300件余り、城川地区で250件余りの通報をいただいております。

本年令和2年度では260件余りの道路に関する情報をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

今回、ちばレポの導入ということで、今回3回目の質問になるのかな、質問しようかなと思ったんですけれども、これは2017年6月の議会で、自治基本条例と市民の協働が必要という中で、ちばレポの導入ということの提案をさせていただきました。

その時の答弁の一部ですけども、都市部における顔の見えないと言いますか、そういった大きな自治体においてはマッチした手法ではなかろうかというふうな考えということと、西予市のように日頃から近所付き合いのあるコミュニティを重視した地域においては、そのICT活用したやりとりだけでは、田舎のよさというか強みというか、そういったものがなかなか発揮できないというふうなことで、余り導入の予定はないという答弁でございました。

今の部長の答弁聞いておりますと、本当に多くの方が協力していただいておりますのはもちろんなんですけども、今ちょうど地域づくり活動センターを西予市が、今後人口減少に伴ってやろうとしている中で、前回の質問で自治基本条例の話をしましたけども、市民との協働というのが一番大事だし、今から人口が本当に減ってきて、田舎

が、地域が生き残るにはどうしたらいいかという中で、市民の人が、今回自治基本条例で新たな仕組みができて、市民の人にそっぽ向かれたらうまくいかないわけですよ。だからそういうために少しでもかかわっていただくためにどうかということで、前は自治基本条例を市全体でつくっていったらどうかというふうに言ったんですけども、今回は地域づくり活動センター用の条例をするというふうな答弁やったということで、今回もう1回、このちばレポを引っ張り出しまして、協働という市民の皆さんから、これは道路の不具合とかいろんなものの不具合ですけども、そういうふうなことで興味を持っていただくということが大事かなと思って質問をさせていただきました。

ぜひそういうことも頭に入れながら、今後も進めていただきたいと思うんですけれども、先ほどと同じように、SNSも今発達しとるわけで、ちばレポ自体はなかなか大がかりな仕組みなんで難しいと思うんですけど、今LINEのアプリを使って、道路の傷んだ箇所を映して通報するとかいうような、そういうSNSを活用した方法もあるんですけども、そういうふうなものについては、道路の管理としてはいかがでしょうか。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

SNSの活用についてお答えいたします。

近年住民の方から貴重な情報を効率よく集め、迅速に処理対応することで市民サービス向上につながる手段として、LINEによる情報提供を開始している自治体もあるようです。四国の中でも高知県四万十市が試験的に導入していると聞いております。

西予市としても限られた職員で効率的に維持管理をしていくという意味でも、大変便利なツールであることは理解はできますけど、現段階でまだ導入に踏み切っていないところでございます。

また当市におきましては、現在市のホームページの市民の声を通して、担当課へ直接質問や報告をメール連絡できる機能があり、連絡を受けた担当課が迅速に問題を処理していく仕組みが構築されておりますので、当面はこの仕組みを活用していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

次に、5番目ドライブレコーダーの活用についてなんですけども、西予市は公用車に今ドライブレコーダーを付けていただいておりますんですけども、その活用で、先ほどのちばレポではないんですけども、今進んでるところは、そういうドライブレコーダーの画像を活用して、いろんな不具合を検出したり、チェック表をつくったりというふうなことで、栃木県日光市では、道路附属物維持管理システムと言って、言うたら標識とか、そういうものをドライブレコーダーの映像を解析することで管理リストというかチェック表を4カ月で作ったというふうな実績が載っておりました。

今AIとかSNSが発達している中で、今後ドライブレコーダーの活用もお願いしたいと思うんですけども、今あるドライブレコーダーは、何か活用されているところがありますかね。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

市道の管理におけるドライブレコーダーの活用についてのご提案でございますけど、西予市は、現在順次公用車にドライブレコーダーを設置しております。またこのドライブレコーダーの本来の目的としましては、公用車が関係する事故状況等の記録ではありますが、先ほど提案いただきましたように、他県におきましては民間企業とタイアップし、システムを開発し、ドライブレコーダー等を道路管理に活用している機関もあるようでございます。

今回二宮市議からは、ちばレポ、SNS、各種の情報通信機器を活用し、西予市の広範囲にわたる市道の維持管理体制への提案をしていただきました。それぞれ便利なツールであるとは思われますが、道路の維持管理部門だけで導入するとなると西予市の地域性や費用対効果を考えると簡単に導入は難しいと考えられます。これまでどおり当面は、地域の区長さんや市民の皆様との身近な声との連携を通して、安全な道路への維持管理に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただいたと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

こういうSNSとかAIについては、今後多分質問の機会が度々あると思いますので、ぜひまたよろしくをお願いします。

続きまして、大きな2番目ジオパークについて質問させていただきます。

日本ジオパーク委員会の査定についてですけども、次回の再認定に向けた取り組み状況、再認定というか再々認定になると思うんですけども、それに対しての取り組み状況と課題等がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

二宮議員におかれましては、日頃からジオパーク推進にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて議員ご指摘のとおり、四国西予ジオパークは平成25年の認定から来年度は8年目を迎え、2回目となる再認定審査が行われます。

審査は、書類審査と現地審査を通じて様々な観点からチェックされることになっております。

スケジュールでございますが、例年ですと来年のちょうど今頃9月中旬ぐらいまでに、ジオパークでの地質、地形遺産の保全や拠点施設の状況、管理運営体制、地域内の学術研究情報と環境教育、ジオツーリズム、持続可能な地域経済、防災・減災など、非常に多岐にわたる項目につきまして、現況報告書と自己評価表を日本ジオパーク委員会に提出し、その後、10月から11月にかけて審査委員数名による現地審査を経て、認定か否かが決定されることになっております。

再認定に向けた市の取り組み状況でございますけれども、日本ジオパーク委員会から出されている再認定審査方針では、持続可能な形でのジオパーク運営や活動を目標に、前回審査時に指摘された問題点をどのように対処し、解決に向けて具体的な努力をしているか、また、その地域に合ったやり方で住民、行政、研究者などの関係者がともに考え続けて、ジオパークの活動が質、量ともに充実しているかということが審査の重要な判断基準になるとされております。

平成29年度に実施されました再認定審査時に指摘された主な事項は、大地と人とのつながりがわかるストーリーの構築と共有、推進体制の充実、ジオサイトの保全、有形無形文化遺産の活用、ジオパーク活動への住民参加の拡大などに関するものでしたが、これらの指摘事項につきましては、四国西予ジオパーク推進協議会の中に、保全・教育・観光・物産といった4つの部会を設け、それぞれの部会が定期的に開催され、市民による活発な話し合いと活動が行われているところです。この部会ごとの具体的な取り組みの事例報告も審査時には大きな加点になると考えて取り組んでおります。

以上になります。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

なかなか私たちの見えにくいところで結構動いているんだなということは今の答弁でわかったんですけども、2年前の豪雨災害で、そのジオサイトも大きな災害を受けたわけですけども、そのジオサイト、特に桂川溪谷などのジオサイトについては、防災教育として活用していくというふうなことだったと思うんですが、その取り組み状況についてはいかがでしょうか。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

お答えいたします。

前回の再認定を受けた半年後に、平成30年7月豪雨災害を経験いたしました。被災後、日本ジオパークネットワークに所属する専門家も現地調査に入らせていただきまして、今回の災害経験をジオパークの視点を加えた防災・減災活動として生かす仕組みづくりや地域の地形を題材とした減災教材の製作についてご協力いただきまして、現在では、地域や学校への出前講座などに、この教材を活用しております。

また、被災後の桂川溪谷におきましても、昨年度までに5団体71人が、防災学習の視点を取り入れたジオツアーを行っていただいております。

さらに、先般、第2次四国西予ジオパーク推進計画を策定させていただきまして、その中にも防

災・減災への取り組みといった項目を新たに設けましたので、これらを計画的かつ継続的に実施することが重要だと考えております。

以上になります。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

先日、先ほどの大野ヶ原に続いて、ちょっと法華津峠どうなってるんかなと思って、法華津峠見に行きました。法華津峠行ったら、そこにジオの字もないんですね。ジオパークというのが全然ない。家帰ってホームページ見たら、ジオサイトにはなっていないけれども、肱川上流エリアの見どころというのに法華津峠がなったり、ジオガイドの紹介の中には、ジオサイトになってるんですよ。どっちが本当なんかなあというふうにちょっと思ったりするんですけど、今後ホームページとの情報の精査も必要じゃないかなと思っておりますので、そのところもぜひお願いしたいなというふうに思います。

それで、次にこの認定に必要なものですが、再認定に本当に必要だと今考えておられるものは何なのかお伺いしたいと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

先ほどもジオパークとして行うべきことは多岐にわたっているということをご答弁差し上げたところではございますけれども、まず、再認定審査時の指摘事項に対する対応等も盛り込みました第2次四国西予ジオパーク推進計画に基づいた活動を市民や団体、組織、研究者等の協力を得ながら計画的に実施していくことが最も重要だと考えております。もちろん行政内部におきましても、部局を越えた連携と情報交換がこれまで以上に必要だと考えております。

また、先ほど議員ご指摘ございましたが、活動の見える化も必要だと考えておまして、平成30年度からは、四国西予ジオパークのホームページやフェイスブックで活動状況やジオサイトの情報などを積極的に情報発信を心がけております。

さらにジオパークでは、ネットワーク活動も重要視されておまして、再認定審査時に提出する

現況報告書の中にもその活動内容を記入しなければなりません。特に、来年度は2回目となる再認定審査でもございますので、今までのようにネットワーク活動、ここでいうネットワーク活動というのは日本の全体のジオパークへの貢献という意味でのネットワーク活動のことをございまして、それへの単なる参加だけではなく、日本ジオパークネットワーク全体に貢献できる活動も視野に入れる必要があります。

そこで、来年島根県松江市で開催される予定の日本ジオパーク全国大会やそれに合わせて本市で予定されております全国研修会などを通じて、豪雨災害後の経験事例を他のジオパーク地域と情報共有し、日本のジオパークにおける新しい防災・減災活動のあり方について共に考えるような取り組みを専門家等のアドバイスを受けながら進める予定であります。

以上になります。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

4年前の再認定のときは、やっぱり市民の盛り上がりがどうのこうのというふうな話だったので、それを受けて我々議会も、市民の皆さんはちょっとどうなんかなと思うんですけども、市民の皆さんも忘れないように、議長の許可を得て6月議会、この議会とこういうジオパークのポロシャツでやらしていただいているということで、ぜひ市民に向けての情報発信もよろしくお願ひしたいなと思います。

それで、このジオの取り組みの中にはジオガイドもいろいろ育成したりしてるんですけども、このジオガイドの利用状況というのはどのようになってるか教えていただきたいと思います。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ジオガイドの利用状況につきましては、令和元年度の集計を見ますと、合計54団体、1,448人がガイド付ジオツアーに参加していただいております。その内訳でございますけれども、一般が37団体で695人、学校関係が17団体で753人となっております。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

思ったより利用していただいているなと思うんですけど、こういう利用状況も先ほど言った情報発信のツールにぜひしていただきたいなと思いますのでご検討よろしくお願ひします。

続きまして、ジオミュージアムについて質問させていただきます。

ジオパークの出発点である城川の地質館を移転して、新たな西予ジオパークの拠点として、城川に今から建設をするということをございすけれども、このジオミュージアムが果たす役割についてお伺ひいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ジオミュージアムについてのご質問がございました。

ご質問にありましたジオミュージアムは、西予市が掲げるジオパークを通じて、地域の魅力を再発見し、地域に対する郷土愛を育むとともに、経済への好循環を目指した持続的な取り組みの中核をなすことを目指す四国西予ジオパークの拠点施設として期待しているものです。

期待される役割についてのお尋ねがございましたので、4つの視点からお答えさせていただきます。

まず1つ目として、この施設で、幅広くジオパークや地域の自然に関して学ぶ機会を提供し、地域全体で学びへの意識が高まることを期待しております。特に、市内の小中学校において計画的かつ効果的な活用をしてもらえよう、例えば、教員OBなどが中心になって構成されているジオパーク推進協議会の教育部会で検討していただくことになっております。

2つ目には、この施設が、各ジオサイトをつなげるハブ機能になることを期待しております。施設で楽しく遊びながら四国西予ジオパークについて学んでもらい、興味を持って、市内各地のジオサイトへ送り出し、回遊を促進することで、地域活性化に貢献することも整備する目的のひとつであります。

3つ目には、専門家との連携を担う施設になることでもあります。ジオパークを地域資源の保護に

役立てていく上で大切なのは、地域の宝を守りたいという住民の思いとそれを支える専門家との連携だと言われております。これまで評価されていなかったものでも、専門家の調査や研究が加わることでその価値は高まると理解しております。西予市内におきましても、大学の教員などの専門家によって、様々な分野で調査・研究が行われておりますが、この施設を多面的に活用してもらうことで研究者の連携を深めることができます。そして、その成果をミュージアムでの学習会や企画展等を通じて市民に還元してもらうことで、地域資源の価値をさらに高め、保護・保全につなげることが重要だと考えております。

最後に、地域の人たちや近隣施設との連携を担う施設になることです。城川地域の中心部に整備することになっておりますため、近くにはギャラリーしろかわや道の駅きなはい屋、城川歴史民俗資料館などもあります。ミュージアムの屋内及び屋外には、地域イベントなどで活用可能なスペース等も確保しておりますので、近隣施設と連携して、地域の賑わいづくりに寄与できる施設になることも大いに期待しているところです。

以上、長くなりましたが、4つの視点についてご説明させていただきました。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

楽しみではあるんですけども、その場所が城川地区ということで、この広い西予市の中で、特にジオは大きな4つのエリアがある中で、城川地区が拠点ということに対して、情報発信の場としてどうなのかなという心配がちょっとあるわけですよね。どんぶり館とかにコーナー置いたりしてんですけども、今ちょうど隣に駅前の複合施設できてますけども、ああいうところに情報発信の場というのはできないものかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

情報発信についてご指摘いただきました。

議員ご指摘のとおり施設の立地から、利用者によってはご不便をかける場合もあろうかと思いません。ご指摘ございました複合施設での情報発信に

つきましても前向きに検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

最後の質問になるんですけども、ジオパークがもたらす今後の可能性、私の感じではもうちょっと広がり欲しかったかなという、この年数からしたらなんですけども、西予市としては、今までのこの7年間になるんですか、それをどの様にこのジオパークが認定されてからの西予市としての状況を分析されているのか、短目をお願いします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

ジオパークがもたらす可能性につきまして、認定から7年が経ちました。地域づくりを通じたジオパークの活動やジオの恵みを生かした農林水産業、ジオガイドの活用を観光事業として展開することなど、ジオパークを通じて、西予市ならではの観光産業を創出し、地域の持続的な発展につながる可能性が生まれていることはジオパークの成果だととらえております。その他ジオパーク活動の目的は、地域ごとに違いのある様々な地域資源に関心を持ってもらい、西予市を好きになる、市民や子どもたちを増やす活動をベースとしておりまして、こうした活動がこれまで続いてきたことによりまして、地域で守るべき地域の宝への理解や郷土愛が市民や子どもたちに根つき始めていると、こう考えて、これが主な成果だというふうに考えております。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今後の可能性についてはいかがでしょうか。

○議長

管家市長。

○管家市長

先ほどから説明しておりますようにジオパークでは、行政主導型より地域住民主導型の取り組みが求められております。

住んでいる人たちが地元の素晴らしさ、そして自然や文化の価値を知って大切に守って、教育や

持続的な開発に生かす取り組みを推進しておりますので、これからも息の長い活動を続けていく必要があると考えております。

ジオパークは、自然遺産や文化遺産を大切に保全しながら、教育や観光にも生かして、西予市全体を元気にするような仕組みにしていく。そしてさらに、市民や県外の方から見ても魅力的な西予市にし、移住定住にもつなげていくためにも、ジオパーク活動を続けていきたいと考えております。

引き続き議員各位のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

本当にせっかく認定をされたジオパークですので、我々も市民の皆さんとともに活用できるように努力をしていきたいと思うわけでございます。

以前から、このジオパークの魅力をわかってもらうためには、私は西予市で足りないものは宿泊施設であったり、滞在型の施設とかそういう事業じゃないのかなと思っております。特にこの4つのエリアの地域性を生かしながら、ツーリズムの事業やアウトドアができる場所にはキャンプ用具をレンタルしたりとか、トレーラーハウスを貸し出すとか、何かそういうふうな民間主導で、そういうのをやっていただけるような仕組みづくりがいいのかなどというふうに思っておるんですよね。ぜひそういうふうに進めていただきたいと思います。

そして今回のこの質問ですけれども、防災を含めて、ホームページやSNS、ICTの活用、ドローンやAI技術の進歩を市役所改革の中に入れていただきたいと。また部をまたいで効率的な活用ができるのか専門的に調査研究をしていただきたいと、そういう思いで今回こういうホームページのこと何回も言いましたけども、言わせていただきました。できれば市長専任の担当とか、そういうふうなところでやっていただければ、もう今から活用していかないかんのは目に見えとるんで、ぜひ遅れをとらないようにお願いしたいなど

思っております。よろしく願いいたします。

もし返事がありましたらお願いします。

○議長

最後5分を切つての答弁はやらないということで申し合わせておりますのでご了解をお願いいたします。

○15番二宮一朗君

じゃあ終わります。すいません。時間いっぱいになりました。本当に答弁ありがとうございました。

○議長

自席にお帰りください。

(傍聴席より「すいません、一つだけいいですか」との声あり)

○議長

傍聴の方においては発言はできませんのでお控えください。

(傍聴席より「発言できないってのはおかしいじゃないか」との声あり)

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時00分)

○議長

再開いたします。(再開 午前11時15分)

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほど二宮議員からの質問の中でライブカメラの答弁をさせていただきましたが、その中で西予ケーブルテレビの13チャンネルでライブカメラの放送をしているという答弁でございましたが、正しくは12チャンネルのサブチャンネルということでございますので訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長

次に、9番山本英明君。

9番山本英明君。

○9番山本英明君

議席番号9番山本英明です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2つを質問させていただきます。

まず、民間企業へ経営移譲した施設と指定管理施設について、2つ目、コロナ禍における市内

小・中学校の施設整備と行事計画についてであります。

若干通告数が多過ぎまして、与えられた時間を気にしながらの質問になると思いますがよくお願いしたらと思います。

初めに、民間企業に経営を移譲した施設についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、世界中で、日本国中で、また、西予市内で数々の対策が行われており、我々市民生活にも様々な制約がある現状であります。民間に経営移譲した市内の諸施設でも、コロナの影響で現在の営業形態、また、利用者数などは低調であるとは聞いています。なかなか思うような成果が上がらず、経営移譲した民間企業からも情報が入りにくいとも聞いていますが、それでもあえてここでお伺いをいたします。

まず、ありがとうサービスに経営を移譲した遊の里、ほわいとファーム、クアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジのその後の状況をどのように把握しておられますかお伺いをします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今年4月1日から株式会社ありがとうサービスに経営移譲している各施設の状況について報告をさせていただきます。

遊の里健康センターでは、施設ロビーにおいて昭和初期を思わせるレトロな空間として、その当時の看板などを設置して雰囲気に変化をもたらし、軽食コーナーが復活しております。ほわいとファームにつきましては、施設販売コーナーにおいて、日常的に利用する生活必需品、これまで販売していなかった地域の特産品も販売するようになり少し変化をもたらしております。宝泉坊ロッジ、クアテルメ宝泉坊につきましては、通常業務のほか、健康器具設置箇所において、地元からご要望がございましたダンス講座を開業していると伺っております。

これら4施設に係る建物の譲渡、貸し付け及び土地の貸し付けの契約につきましては、最低でも令和2年度から令和11年度までの10年間施設を運営していただくこととなっております。

今後、施設を運営していただくことによって、

雇用の確保、原材料などの調達等地域経済への貢献、施設を利用していただく市民の皆様へのサービスの提供など、様々な効果が予測されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

それぞれに改善がなされており、10年間は安心だというふうな、私たちにも非情に心強いご回答をいただきました。

私もクアテルメ宝泉坊のプールに通っておりますけれども、若干コロナの影響で少ないかなというふうな感想を持っております。

施設ごとの具体的な利用状況はどのようになっていますか。情報が入っておりますらお伺いします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

利用状況でございますが、ほわいとファームにつきましては4月1日からオープンしておりますが、製造機器の故障があり、アイスクリームなどの商品は7月から製造販売を開始している状況と報告を受けております。

次に、遊の里健康センター、宝泉坊ロッジ、クアテルメ宝泉坊の3施設については、4月11日にオープンをいたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により10日間ほど営業して、その後6月上旬頃まで休館を余儀なくされました。その後遊の里健康センター、クアテルメ宝泉坊の2施設については、6月1日に再オープンして、6月から8月までの客数は、遊の里健康センターで約1万3500人、月平均4,500人と報告を受けております。クアテルメ宝泉坊につきましては、6月から8月までの3カ月の総数で約1万1500人と報告を受けております。

宝泉坊ロッジにつきましては、温泉施設の女性用サウナ修繕のため、6月13日から再オープンとなり、6月から8月までの3カ月の総数で約1,400人と報告を受けております。

以上でございます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

割合それなりの利用をさせていただいておるということで安心をしております。

さらにお伺いします。

各施設の従業員の雇用状況ですが、前の指定管理のときに雇用されていた人たちのことも含めて、おわかりであれば雇用状況をお尋ねいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

各施設の従業員の雇用状況についてでございますが、游の里健康センターの従業員総数は11名、内訳は、正社員が1名で、パート社員が10名でございます。その内、西予総合福祉会からの継続雇用は、パート社員4名でございます。ほわいとファームの従業員数は5名、内訳は、正職員が3名で、パート職員が2名でございます。その内、野村地域振興センターからの継続雇用は5名でございます。宝泉坊ロッジの従業員総数は7名、内訳は、正社員が1名で、パート社員が6名でございます。その内、城川ファクトリーからの継続雇用はパート社員の6名でございます。クアテルメ宝泉坊の従業員総数は16名、内訳は、正社員が2名で、パート社員が14名でございます。その内、城川ファクトリーからの継続雇用は、パート社員の9名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

地域からもそれなりの雇用があるということで一安心はしております。

次にお伺いします。

ありがとうサービスの企業と西予市の行政側とのかかわりはどのようになっておられますか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今年4月1日から株式会社ありがとうサービスに経営移譲しました4施設について、市民の方からのお問い合わせは行政側にも寄せられているのが現状でございます。施設設備などの対応または近隣住民との地域コミュニティも考慮する上で、

これまで同様、各支所所管課と本庁所管課にて連携をしながら対応することとしており、総括的には産業部経済振興課にて対応することとしております。

以上、答弁といたします。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

ありがとうございました。

次に、今年度に予定しておられる各施設の修繕箇所等がありますでしょうか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

修繕箇所についてでございますが、游の里健康センターでは、男女のサウナ室の内装、板張りの修繕を行っております。次に、ほわいとファームでは、アイスクリーム製造機器の取りかえを行っております。宝泉坊ロッジでは、一部室内エアコンの取りかえと一部室内のメンテナンス、畳の表替えやクロスとの交換と家族風呂ボイラーの交換を行っております。クアテルメ宝泉坊では、機械室のメンテナンス、ボイラーの点検などと女性用サウナ室の内装板張りの修繕を行っております。

今後予想される大きな修繕につきましては、空調機器の修理が必要になる可能性が高いとお伺いしております。

以上、答弁といたします。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

ありがとうございます。

また、ありがとうサービスとも連携とりながら修繕させていただいて、地域住民のためになるような方策をとっていただけたらと思います。

ありがとうサービスについて最後です。

ありがとうサービスからの新規イベント等の打診とか、今年度はこんなことをやりたいんではないかというふうなことはありましたでしょうかお伺いします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

イベントなどの開催については、地域との連携

もごさいますので連絡をいただくこととなっておりますが、現段階においては、新型コロナウイルス感染症の影響から具体的な計画の話が進んでいないのが現状であります。途中に一度計画をされましたが、新型コロナウイルスの影響が強く中止をされたと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

コロナ禍の中で、大変な取り組みで成果が上がってない状況で、非常に胸の痛いところではありますけども、民間移譲した施設とは申しまして、今後の取り組みとか営業実態が地域住民のためになるように行政側ともしっかり連携をとっていただいて実践をしてほしいと思っております。

次に、今度は指定管理施設のその後について伺います。

今年7月に新装オープンしました指定管理施設あけはまーれの現在までの利用状況、G o T o せいよ等もありましたけれども、利用状況はどのようになっていますでしょうか伺いをします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

明浜観光交流拠点施設あけはまーれの利用状況についてお答えをさせていただきます。

当施設は、令和2年7月4日から新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、食事、入浴、宿泊のサービスを提供しております。7月中旬は長雨の影響により利用者は減少傾向でございましたが、7月下旬に入り各学校の長期休暇や近隣海水浴場の閉鎖、週末が晴天に恵まれたことに加え、G o T o トラベルキャンペーンなどの経済効果もあり、県内外から海水浴場やキャンプ場も含めて、多数の皆様にご利用いただいております。

利用者数は、7月は4,564人で、前年度比78%となっております。8月は24日までの集計ではございますが5,961人、前年度比73.8%となっております。

また、売上額は、7月が436万1000円、前年度比76%、8月は24日まででございますが565万

8000円、前年度比71%となっておりますが、施設の規模縮小により運営経費の削減が図られており、現時点では正確な収支状況は把握できませんが、経営改善は確実に進んでいるものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

経営改善が確実に進んでおるといふような自信のあるご答弁をいただきまして安心をいたしました。

新施設では、施設新築と同時に従業員の意識改革も目指しているんだというふうにお伺いをしていましたが、その従業員の意識改革における実態、それから啓発活動の状況はいかがでしょうか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

新施設になってからの従業員の意識改革、啓発活動の状況についてお答えをさせていただきます。

明浜観光交流拠点施設あけはまーれは従業員15名で管理運営業務を行っております。組織改革の取り組みといたしまして、経営再建と人材育成を重点的に取り組んでおります。朝礼、終礼、部門会議、部門責任者会議、全社員職員会を定例化し、社内のやる気、勇気、元気を創出し、課題の共有化と利用される方が望む本物のサービスの提供、データを活用した攻めの営業などに取り組んでおります。

また、毎月の部門別決算書を全社員に周知し、社員に経営意識を持たせる取り組みや施設の適正な管理運営を行うための社員研修も実施しております。

最後に、啓発活動といたしまして、ホームページ内に新施設専用の特設コーナーを設けたほか、複数のSNSを活用した各施設の取り組み内容やあけはまシーサイドサンパーク内の各種情報を発信し、市民の皆様に親しみ、ご利用いただけるよう情報提供を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

次に、平成31年4月にどんぶり館の前にオープンをしたジオ・キッチンについてお伺いをしたいと思います。

平成31年のオープン以来、これまでのジオ・キッチンの利用状況、ややもすると市民の方々から、「あそこはやりよるのかな」というふうな声をたまに聞くことがあるのですが、そのたびに「いや予約制でちゃんとやっておりますよ」と答えておるんですけども、もうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ジオ・キッチンは平成31年4月にオープンし、地域の農林水産品の加工、調理を行い、付加価値のついた商品の提供を行うレストラン及びイベントホールを備えた施設として指定管理により運営を行っております。

レストランの利用状況につきましては、令和2年7月末現在までの累計で、団体利用者数が90件、利用人数は1,976名となっております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年2月上旬から7月上旬までレストランの利用はゼロとなっております。また、この間に弁当のみの利用が5件、212名ございましたが、キャンセルも約50件ありました。

イベントホールの利用につきましては、令和2年7月末現在までの累計で利用件数が22件、利用人数は約1,590名となっております。集客につきましては、当初からホームページや四国全域をはじめ、広島、岡山方面の旅行会社への広報により利用向上を図っていますが、今後も利用増加に向け継続的な広報活動を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

やっぱりどの施設もコロナの影響を受けて非常に厳しい利用状況だというふうな感じがしますが、この施設、食堂それからフロアを含めまして、料金とか許容人数とか、利用システムという

ものは具体的にどのようになっておりますかお伺いをします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

まず、レストランは団体専用で12名から72名まで受け入れ可能で3日前までに予約が必要となっております。食事のメニューにつきましては、西予市産の食材を使った4種類を用意しており、料金は税抜で1,200円から2,500円の設定となっております。

次に、イベントホールは、物販やイベント、会議室としてご利用いただける施設となっております、利用人数は80名まででございます。午前8時から午後10時まで利用可能で、料金設定は、ホール全体を使用した場合、1時間1,000円で、1日最高が5,000円でございます。また、ホール半分を使用した場合は1時間500円で、1日最高2,500円の料金設定としております。なお、物販での利用の際は、売り上げに応じた手数料となりますので使用料は不要となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

レストランでは地元の方々の手作りの料理が出るというふうなことをお伺いしております。地元の方々が地元の食材を用いて作られる料理、これこそ地産地消だと思いますので、あけはま一れ、ジオ・キッチン問わず、もっともっと広報活動に精を出していただくというか、いろいろ策を練っていただいて、市内の諸施設が、さらに住民に、あるいは市外の地域の方々に利活用されるように啓発していただけたらというふうに思います。

続きまして、市内小中学校の施設整備と行事計画等についてお伺いをいたします。

現在の各家庭での生活スタイル、特にトイレについてですけれども、トイレに関しましては、洋式トイレの普及が進んで、現在の児童・生徒は家庭生活や私生活ではほとんど洋式トイレの使用が普通になってきていると思います。

今回の補正でも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりまして、市内体育館施設のトイレ改修とか、網戸の改修とかが実施される計画になっ

ております。

一方、市内の大規模小学校では、これはある1例ですけれども5つあるトイレブースの内、洋式トイレが1つというふうな現状があります。児童がその1つしかない洋式トイレに休み中の使用が集中して、休憩時間になかなか処理できにくい、1つのトイレブースにみんなが並んでしまう、和式トイレには並ばないというようなことがあるというふう聞いております。そういうふうな状況が見られることがあります。ですので、早急に市内の小中学校の洋式トイレを増設していただいて、児童・生徒が休み時間に余り待ち時間などなく安心してトイレを使用するようにできるようにする必要がありますのではないのでしょうか。そうすることが、ひいてはコロナウイルス感染防止にもつながるのではなかろうかというふうに思っております。

市内小中学校の洋式トイレの増設の予定は考えておられますかお伺いをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどの学校施設のトイレの洋式化ということでございますけれども、西予市におけます小中学校の洋式化率、全体でございますけれども、41.3%で、県内では上位から12番目とほぼ中位の状況でございます。

このような中、今年度におきましては、国の学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、城川中学校を除きます4つの中学校のトイレ洋式化工事の設計委託料と工事請負費を予算計上させていただきます準備を進めているというところでございます。

議員ご指摘のような支障につきましては、特に小学校の新入学児でございますが、こちらに和式に不慣れた児童がいるということは認識しておりますけれども、特に学校から問題として、当委員会に上がってきているということとはございません。

しかしながら、生活様式の変化や先ほどご提言いただきました感染症対策の観点から、今後は、各階に1つ程度和式を残し、他は洋式となるよう国の学校施設環境改善交付金を活用しながら計画的に整備を進めていきたいと考えているところで

ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

計画的な洋式化を進めていくという前向きなご答弁をいただきましたので、子どもたちも安心して、今からも学校生活を送れるんじゃないかなというふうに期待をしておきます。ぜひとも早急な洋式整備をお願いしたと思います。

次に、コロナ禍で非常に影響があると思うんですけども、各小中学校では、修学旅行とか、運動会とか、体育祭、校内文化祭、児童・生徒にとりまして人生の中でも大きな思い出になる行事があると思います。なかなか難しい部分もコロナで出てきているかもしれませんが、現在のところで構いませんので、実施計画はどのようになっておられますかお伺いをします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

各種学校行事の計画ということでございますけれども、まず、修学旅行の実施にあたってでございます。行き先の感染状況を踏まえますとともに、感染症対策を適切に講じた上で、修学旅行の教育的意義、児童・生徒、保護者の心情等にも配慮しつつ慎重に判断をいたしまして、可能な限り実施するというを基本に、行き先や旅行日程の短縮、実施方法の変更等についても検討することといたしまして、現時点では全ての小学校及び中学校3校が行き先、日程の変更を行い、残り中学校2校が現在検討を行っているというところでございます。

各学校において6月下旬から7月上旬にかけて1回目の保護者会を開催されまして、また、6月補正で予算化をしていただきましたキャンセル料や3密回避対策としての修学旅行特別補助金も保護者に説明をさせていただいた上で、実施の有無、方向性、旅程の確認、参加承諾の確認等を行っていくというところでございます。なお、今年度市内で最も早い出発といたしまして、明浜中学校が9月1日から4日まで、四国内に行き先を変更して修学旅行を行っているというところでございます。

また、運動会、体育祭につきましてでございますけれども、現在時間を短縮し半日開催としている学校が多く、感染対策のために観客の制限をしたり、接触の多い種目を取りやめたり、また、会場に消毒液を置いたりといった感染予防対策を徹底した上で開催する予定としております。

また、文化祭につきましては、現時点では全ての中学校におきまして感染予防対策をした上で実施する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

児童・生徒にとりましては、あるいは保護者にとりましても、修学旅行、体育祭、文化祭等非常に人生の中でも大きな思い出になる、心の財産になる行事ですので、コロナ禍の中で非常に厳しい状況とは思いますが、学校や地域の実情に応じてしっかり対応して最善の策をとっていただくようお願いをしておきます。

次に、学校校務支援システムについてお伺いをいたします。

昔と違いまして、現在では小中学校の教職員の中には、校務支援システムというものが導入されているというふうにお伺いをしています。

この校務支援システムの導入のきっかけ、あるいは導入時期、その導入の目的と内容、予算規模等についてお伺いをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

校務支援システムの導入等についてでございますけれども、教職員の業務負担の軽減は働き方改革の観点において喫緊の課題となっているところでありまして、平成30年度に教職員282人に対して行いました校務情報化に関するアンケート結果につきましては9割以上の教職員から校務支援システムの導入の希望がありました。学校における名簿、出欠席、成績、生活の記録、通知表、指導要録、保健管理などの校務を一元管理できる校務支援システムを導入するため、平成31年度に予算計上いたしまして、校務系システム機器等賃貸借業務の一部として校務支援システムを導入いたしました。導入価格は税込みでございますが

3,355万円となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

新しいシステム、学校のための教職員のための導入だというふうなことですけれども、各学校へのシステムの使い方の研修会とか各職種への研修会はどの程度実施できているのかはわかりませんが、各学校の教職員の方々の要望、あるいは希望等はどのような方法で集約をされたのでしょうか。

また、この教職員の要望などはどの程度反映されておると把握しておられますかお伺いをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

教職員の要望の関係でございますけれども、校務支援システムの選定につきましては、西予市校務支援システム及びグループウェア製品選定委員会設置要綱に基づきまして、行政職員3名、教職員4名の計7名で構成する選定委員会をまず開催いたしまして、システムに求める機能やシステムの評価、選定方法について意見を集約いたしました。これをもとにいたしまして、令和元年9月にプロポーザルを実施いたしまして、行政職員3名、教職員11名の計14名の評価委員が評価をいたしまして、校務支援システムの製品を選定したところでございます。

また、具体的な校務支援システムの機能や操作に係る要望については、各学校から西予市教育委員会へ連絡を受けまして、製品の仕様の範囲内で代替案を提示するなどして要望に沿うようにいたしました。その他においては、操作に関する研修の要望もございました。このようなことから、事前説明会とオンライン研修会も開催をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

先ほども働き方改革等からも鑑みて取り入れたというふうなことを答弁していただきました。

この働き方改革に関してですけれども、このシステムは、校長あるいは教頭、教諭、養護教諭等の職種が互いにリンクしているミライムのソフトとはつながっていないというふうに聞いていますけれども、当システム導入後の実績、あるいは見えてきた課題、実際に先生方の事務処理の軽減につながっていると思うんですけれども、その辺の働き方改革等も含めて教職員の反応等はどのようにつかんでおられますかお伺いをします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

システム導入後の実績と課題、教職員の反応ということでございましたけれども、導入後の実績といたしまして、市内全ての小中学校が、校務支援システムによりまして、日々の出欠や成績などを入力いたしまして、1学期末に通知表を作成したところでございます。当学期が初めての入力作業ということでありまして、不慣れであったことから多少時間を要したところもございましたが、現在1学期が終わり、特に大きな課題はございませんでした。

今後におきましては、機能の理解や操作を習得するまでには一定期間が必要なため、課題がある場合はその都度対応をすることといたしまして、年度末の学年更新作業や指導要録の作成などに向けても、年度内に研修会を開催し教職員をサポートする予定としております。

全国的に見ますと、校務支援システムの導入により約100時間の削減ができたとの報告もございます。当市におきましても、教職員から校務に係る時間の削減がされたなどの意見もございまして、今後も研修を重ねてシステムに慣れることにより、校務がより効率化し働き方改革につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

他の市町とはこのシステムが若干違うシステムになっているというふうなことも聞いております。いずれにしても、このシステムの導入のきっかけは児童・生徒のためになるというふうなことが一番の目的であろうというふうに考えてお

ります。コロナの関係で各学校でのこのソフトに関する研修会もなかなかできずに、教職員への周知もなかなか進んでない状況かもしれませんが、今部長も言われましたような1学期はやり上げたというふうなことでしたので、教職員の方々ができるだけこのシステムに早く慣れていただいて、少しでも事務処理の負担が軽減をされて、その軽減された時間が児童・生徒のために十分に回せるように、児童・生徒のために、学習のために、あるいは対話のためにしっかり時間をとっていただくようなシステムになってもらうような手だてを講じていただくようお願いをしておいたと思います。

最後になりました。心配しておりました時間が余り過ぎまして安心をして最後にきております。

学校行事とは関係ありませんけれども、市教委主催のことでお伺いをします。

今年度、令和3年の成人式の式典でのことなのですが、現時点で成人式を挙げるかどうか、どのようなお考えでしょうか。開催計画についてお伺いします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

成人式の計画ということでございますけれども、本市の成人式は例年1月3日に実施をしておりますが、今年度を実施する場合の対象者であります。誕生日が平成12年4月2日から平成13年4月1日までの方で、西予市に住所のある方、または平成27年度の市立中学校及び県立学校中等部などの卒業生の方でございます。この条件に基づきます対象者数は360人となっております。

この新型コロナウイルス感染症のもとでの実施の判断につきましては、4カ月後となる令和3年1月3日時点での感染状況が非常に読みにくいところではございますが、女性の場合は既に着物や前撮り写真の予約時期となっております。対象者ご本人やご家族の方からお問い合わせもいただいているということもございまして、早急な決定が必要であると認識をしております。

新型コロナウイルスに関しましては、7月以降の2回目の感染拡大の中で、県におきましても感染拡大地域からの帰省を控えることや帰省後の注意など慎重な対応の呼びかけが継続をされてお

ますほか、県をまたぐ移動に対する地域の不安も払拭されていないのが実情でございます。

このたび、対象者の県外転出状況を調査させていただきましたところ約50%もの人が県外へ転出をしているということがわかりました。

この状況を踏まえ、早急に結論を出し、対象者には直接文書でお知らせするほか、広報せいや市ホームページなどでも周知を図りたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○9番山本英明君

ただいま部長の答弁にもありましたけれども、新成人の保護者にとりましては、特に着物、それから写真等非常に心配などといいますか、楽しいな対応や準備があると思いますので、できるだけ早い時期での決定、啓発、周知をお願いしておいたらと思います。

時間が余ってしまいました。以上で私の一般質問を終わります。

○議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日9月4日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時56分

第 3 日

9月4日（金曜日）

令和2年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|----------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年9月4日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年9月4日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午前 9時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 令和2年9月4日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 1時27分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 河 野 清 一 | | |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 9 番 | 山 本 英 明 | | |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 12 番 | 源 正 樹 | | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 | | |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 | | |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 兼 | | | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 | | |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 | | |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|---------|---|--------|--------------------------------------|--------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | |
| 2 | 議案第98号 | 西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について | 認定第2号 | 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第99号 | 西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について | 認定第3号 | 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第100号 | 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について | 認定第4号 | 令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第101号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | 認定第5号 | 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第102号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について | 認定第6号 | 令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 3 | 議案第103号 | 西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について | 認定第7号 | 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第104号 | 市道路線の廃止について | 認定第8号 | 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 4 | 議案第105号 | 令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号) | 認定第9号 | 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第106号 | 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号) | 認定第10号 | 令和元年度西予市水道事業会計決算の認定について | |
| | 議案第107号 | 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | 認定第11号 | 令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について | |
| | 議案第108号 | 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | 認定第12号 | 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について | |
| | 議案第109号 | 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号) | 6 | 陳情第1号 | 西予市内建築業者の育成に関する要望書 |
| | 議案第110号 | 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) | | | |
| | 議案第111号 | 令和2年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号) | | | |
| | 議案第112号 | 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号) | | | |
| 5 | 認定第1号 | 令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について | | | |

本日の会議に付した事件

- | | | | | | |
|---|---------|---|--------|--------------------------------------|--------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | |
| 2 | 議案第98号 | 西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について | 認定第2号 | 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第99号 | 西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について | 認定第3号 | 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第100号 | 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について | 認定第4号 | 令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第101号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | 認定第5号 | 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第102号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について | 認定第6号 | 令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 3 | 議案第103号 | 西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について | 認定第7号 | 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第104号 | 市道路線の廃止について | 認定第8号 | 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 4 | 議案第105号 | 令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号) | 認定第9号 | 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| | 議案第106号 | 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号) | 認定第10号 | 令和元年度西予市水道事業会計決算の認定について | |
| | 議案第107号 | 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | 認定第11号 | 令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について | |
| | 議案第108号 | 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | 認定第12号 | 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について | |
| | 議案第109号 | 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号) | 6 | 陳情第1号 | 西予市内建築業者の育成に関する要望書 |
| | 議案第110号 | 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) | | | |
| | 議案第111号 | 令和2年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号) | | | |
| | 議案第112号 | 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号) | | | |
| 5 | 認定第1号 | 令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について | | | |

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日は早朝より傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、12番源正樹君。

12番源正樹君。

○12番源正樹君

おはようございます。議席番号12番源正樹です。

中村議長より発言の許可を得ましたので、通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問いたします。

本日もお足元の悪い中、多くの皆様に傍聴に来ていただいております。心より感謝を申し上げます。

今回は、地方創生についてと財政についてお尋ねをいたします。質問を通じて、我がまち西予の市政発展と住民福祉の向上の一助となれば幸いです。

最初に地方創生についてお尋ねいたします。

去る先月8月28日、憲政史上最長の通算在任、連続在任をされておりました安倍晋三内閣総理大臣が体調不良を受けて辞意を表明されました。政治家の人生は、その成しえた結果を歴史という法廷において裁かれることのみ評価される。これは、中曽根康弘元総理が自叙伝にて述べられている言葉であります。安倍政権の評価は今後定まるとは思いますが、2度目の総理就任から7年8カ月の長きにわたり課題難題多き我が国日本を率いるという重責を果たされましたことに心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。まずは療養に専念いただき、今後とも国民のため、国のためにご活躍いただきたいと強く思いま

す。

その安倍政権において、地方創生が国の重要政策となつてはや6年が過ぎようとしています。地方活性化は歴代政権が力を入れて取り組んできた重要課題ですが、必ずしも十分な成果が上がってこなかった大変難しいものであります。我が国の人口は平成20年の1億2808万人を頂点に減少段階に入っており、高齢化や人口減少が急激に進む中で地方活性化は一層困難となっております。

西予市の最大人口は、昭和の大合併前、昭和25年の国勢調査における8万7940人です。それから一貫して減少をしております。合併時の平成16年は4万7034人でしたが、今年7月末時点で3万6790人と1万244人減少し、高齢化率は32.9%から43.1%と10.2%上昇しており、急速に人口減少と高齢化が進行しています。また、旧地区別で見ると、宇和町においては平成16年からの人口減少率が8.6%、今年7月末時点の高齢化率は35.7%にとどまっていますが、他の4町では、減少率は27.4%から34.9%、高齢化率は45.8%から53.6%と市内でも大きな差が生じております。

人口減少と地方活性化が共通の課題として広く認識されたのは、元気で豊かな地方創生に取り組む大きな契機となりましたのは、平成26年に日本創生会議人口減少問題検討分科会により提言された、通称増田レポートの発表であります。ここ西予市も、令和22年に人口の再生産力が半減以上となる消滅可能性都市896自治体の一つとして挙げられております。地方創生は、こうした状況を踏まえ、人口減少と地方衰退の問題に一体的に取り組もうとするものです。しかしながら、東京圏への人口集中はいまだ止まらず、時間の経過とともに地方創生とは何を意味するのか、また、何を最終の目的としているのか非常に曖昧になっているように感じています。

地方創生を成功の軌道に乗せたいのであれば、改めてこの意味を意識し真摯に取り組むことが重要だと考えます。創生という言葉が使われているのは、初めて生み出すこと、初めて創ることが求められているからであり、初めての政策や他の自治体と違う政策を積極的に行う必要があるのではないのでしょうか。そのことを念頭に、西予市の地方創生の現状と今後についてをお尋ねいたします。

平成28年3月策定の西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、10ページに以下のように基本的視点が記されています。

人口減少を緩和し地方創生を成し遂げるため、次の基本的な視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何より重要である。具体的に、都市圏への人口流出に歯どめを、若い世代にもチャンス、地域間連携を図るとされています。

この創生総合戦略の計画期間が今年令和2年3月に終わりました。第2次西予市総合計画と連動させ、多種多様な政策を策定されています。

最初に、第1期に当たる西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、具体的に基本計画をもととして、どのような成果があったのかお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま源議員から西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略第1期の成果、具体的なものについての問いに対しましてお答えをさせていただきたいと思います。

議員からもありましたように、人口の首都圏への一極集中、そして地方の人口減少問題を解決するためには、各地域がそれぞれの特色を生かし、自立的で持続的な社会創生を目指すことを目的としまして、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が公布されました。同法に基づきまして、西予市では平成27年度に第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、西予市の特性を生かし、独創的で質の高い地方創生を目指し、国の財政支援、人的支援を最大限に活用してまいりました。

本市が取り組んだ具体的な事業といたしましては、想像力豊かな異能人材を育てる目的とした西予開成塾を重要伝統的建造物群保存地区の末光家住宅で開講し、人材育成事業を展開いたしました。平成28年度以降は愛媛県と連携をいたしまして、自転車を生かした観光施策としてSEA T O S U M M I Tを展開しているところでございます。また、施設整備では、観光振興を目的とした明浜町のあけはま一れ、医療確保の観点から事業所内保育・病児保育を併設しました宇和町のスマイル保育園、魅力的な子育て環境と林業活性化

を目的とした認定こども園しろかわ保育所、そして、誰もが活躍できる社会づくりを目的とした三瓶町のなごみかんなど、平成27年度から令和元年度までの5年間で地方創生関連の総事業費約16億5000万円、内約7億4000万円は交付金を活用しており、ハード・ソフトの両面で地方創生の取り組みを推進することができました。

人的支援におきましては、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し国家公務員などを首長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度を活用し、令和2年7月から2年間、総務省より下澤部長を派遣いただき政策企画部長に任命をしております。下澤部長には、「生涯暮らせるまちづくりの実現」「若い世代の起業・創業支援」「近隣市町との連携による効率的な行政運営」を基本視点とした人口減少の緩和を図る地方創生を推進していただくため、小規模多機能自治センターの推進や行政改革を推進する他、復興対策事業を進めていただくこととしておりますので、豊富な経験を生かして西予市の地方創生に尽力していただけるものと期待をしておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

ただいま管家市長より、第1期における様々な成果について答弁をいただきました。

それでは次に、今年4月に第2期となります西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされております。その目標とどのような政策を策定されておられるのかお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

お答えいたします。

西予市では、切れ目のない地方創生を推進するため、令和2年第1回定例会におきまして、西予市総合計画基本構想について変更の議決をいただき、令和2年4月に第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

人口減少の緩和を目的としております地方創生を成し遂げるため、本市では「人材の育成」「起業・創業支援」「地域間の連携」「移住・定住対策」「関係人口の創出拡大」「誰もが活躍できる

地域社会の実現」「持続可能な地域づくり」を基本視点とし、人口、経済、地域社会の課題に対して、総合的かつ一体的な取り組みにより、第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標であります2035年の合計特殊出生率2.00人、2025年の総人口3万5000人の維持を目指し、引き続き人口減少対策に取り組んでまいります。

昨今では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活や仕事に対する価値観に変化が生まれ、地方創生につながる移住定住対策や働き方改革の施策を進めるため、関係人口の創出や拡大を目指したワーケーションやICTを活用したテレワークを推進する他、行政手続の見直しにつきましても一体的に進めてまいりたいと思います。

以上になります。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、その戦略の事業の管理体制についてどのような形で行うのか。また合わせて、戦略の柔軟な対応についてお尋ねをしたいと思います。

創生総合戦略は5年間、また、第2次西予市総合計画は10年間という中長期の計画ですが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大や一昨年7月に発生した豪雨災害など、情勢が大きく変化し計画等の見直しが必要となる可能性もあります。国においても、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年12月に決定されていますが、創生基本方針2020や骨太の方針2020では、ポストコロナ時代の新しい未来、新たな日常を実現するため、10年かかる変革を一気に進めることなどが新たに盛り込まれています。

西予市の財政基盤は非常に脆弱であり、政策を実現するためには国や県の支援なしには難しいと考えます。また、今月16日には臨時国会が招集され新内閣が誕生する予定であり、大きな変革も考えられます。計画や戦略は中長期の方向性を定めるために欠かせませんが、同時に現状に応じた柔軟さも求められると考えます。どのように対応されるのか理事者の考えをお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

事業管理体制につきましてお尋ねがございました。

第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業の実施状況及びKPIの達成状況につきましては、事務事業、基本事業の進捗管理を適正に行うため、平成30年度に市役所の内部管理システムとしまして、行政経営システムを導入し、令和元年度に試行運用を行い、令和2年度より本格稼働させ、事業及び施策の進捗管理や目標管理を行うとともに成果に基づく予算への反映を行うこととしております。加えて、西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業評価委員会の委員による評価検証も合わせて実施しており、内部評価と外部評価の両輪による事業評価を行っております。

近年では、頻発、激甚化する災害に加え、新型コロナウイルス感染症などの突発的な事案への対策についても考慮しながら地方創生を推進することが必要となっております。

国におきましても、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の経済や生活に影響が生じるとともに、デジタル化の遅れなどが顕在化したことから、雇用の維持と事業継続の支援を行いながら経済活動の回復を図るとともに、感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れデジタル・トランスフォーメーションを推進することなどを盛り込んだ、まち・ひと・しごと創生基本方針2020が令和2年7月に閣議決定されております。

本市におきましても、どのような状況下であっても持続可能な行政サービスの提供を行うため、中長期的な方針と足元の着実な取り組みの両輪を念頭に置きつつ、市民、議会の皆様の知恵をおかりし政策を推進してまいりたいと思います。

以上になります。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次になります。まち・ひと・しごと創生長期ビジョンについてをお尋ねします。

創生長期ビジョン（令和元年改訂版）及びこれを実現するため、今後5カ年の目標や施策の方向性等を提示する第2期まち・ひと・しごと創生総

合戦略が取りまとめられ、令和元年12月20日に閣議決定されています。この中では、2つの横断的な目標として、多様な人材の活躍を推進する、新しい時代の流れを力にするが掲げられ、政策を進めるとされています。新しい時代の流れを力にすることの事例として、地域におけるSociety 5.0の推進と地方創生SDGsの実現など持続可能なまちづくりが挙げられています。

Society 5.0は日本が提唱する未来社会の概念であります。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を意味します。狩猟、農耕、工業、情報社会に続く新たな社会像を示すもので、第5期科学技術基本計画において初めて提唱されました。第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、基本的視点の中で持続可能な開発目標SDGsまちづくりを挙げられており、少子高齢化、地域格差、貧富の差などの問題を解決し、一人ひとりが快適に暮らせる社会を実現するため、Society 5.0の様々な技術を活用することで新しい価値やサービスをつくり出し、いつまでも住み続けられるまちづくりを実現されるとされています。Society 5.0では、ロボット化、自動化されたスマート農業、データを駆使した戦略的な生産、自動運転による過疎地域における公共交通の維持、遠隔医療、無人店舗など、技術革新をもとに大きく社会が変革すると想像されます。

今年度からはSociety 5.0タイプの地方創生交付金が新設され、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業を支援することとなっています。目標値として、令和6年度までに未来技術を活用して地域課題を解決、改善した地方公共団体の数及びその課題解決、改善事例数を600団体、600件とされており、市としても積極的に推進すべきと考えます。

まず今後、市としてSociety 5.0の推進にどのように取り組まれるのかお尋ねします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

議員ご指摘のとおり、地域におけるSociety 5.0の推進は大変重要な点であります。

Society 5.0を支える情報通信技術など

の未来技術は距離と時間の制約を克服する点や人の能力、活動を拡張、効率化、代替するなど、地域が抱える多くの課題を解決、改善するための重要な鍵です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々がこれまで当たり前と感じていた価値観を大きく変える転機となり、オンラインショッピングやテレワーク、オンライン授業、遠隔医療など、テクノロジーを活用したサービスが一気に拡大しております。

西予市におきましても、まずは長期化する新型コロナウイルス感染症対策の取り組みとして、Society 5.0の技術を活用した取り組みを加速させることとしております。

具体的には、行政手続における申請書のデジタル化、キャッシュレス決済、支所・公民館の証明書発行の迅速化、本庁と公民館を結ぶウェブ会議システムの導入により公民館を利用した遠隔授業の実施や生涯学習講座の複数配信によるメニューの充実、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応したオフィス改革など、基本目標、施策、基本事業などを定め、全庁的に推進することとしております。

これらの取り組みにより、窓口のワンストップ・ワンズオンリー化、教育のICT化、オフィス環境の整備、情報通信機器の整備を推進し、新型コロナウイルス感染症対策を図りつつ市民サービスの向上と業務の効率化を進めてまいります。

今後も議員ご指摘も踏まえまして、Society 5.0の技術を活用した各般の取り組みを研究し西予市の課題解決を探ってまいります。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、横断的な目標として同じく挙げられております地方創生、SDGsの実現などの持続可能なまちづくりについてお尋ねをいたします。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取り組みを推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化、地域の課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取り組みをより一層充実、進化することができるため、これを原動力とした地方創

生を推進するとされております。

SDGsにおいては、17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を図るための約230の指標が提示されており、これらを活用することにより行政、民間事業者、市民の皆様等のステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となります。これにより政策目標の理解が広がり、自治体業務の合理的な連携が進み、相乗的な効果により地方創生を一層促進されることが期待されておるところです。

令和6年度までにこの達成に向けた取り組みを行っている都道府県及び自治体の割合を6割とする目標が挙げられており、西予市に関しては、現在取り組んでいます四国西予ジオパークと理念が共通しており、密接なかかわりがあり早急に取り組むべきと考えます。

今後市としてどのように取り組まれるのか、理事者の考えをお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

議員ご指摘のとおり、人口減少が進む中におきまして、経済成長と環境保全を両立し持続可能な発展社会を構築するため、自治体や企業がSDGsの理念を取り入れ事業を推進することは重要なことであると認識しております。

本市におきましては、SDGsが掲げる17の基本目標がそもそも総合計画や創生総合戦略で掲げる目標と合致しているものが多く、計画の着実な推進がSDGsの推進につながるものと考えております。そのため、17の基本目標が総合計画や創生総合戦略の基本計画のどこに該当するのか見える化のできる計画変更を現在進めており、計画推進の際にSDGsを意識することができる仕組みを整備することとしております。

また、SDGsの国内実施を促進しより一層の地方創生につながることを目的に、広範なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民連携の場としまして、内閣府が地方創生SDGs官民連携プラットフォームを設置しておりますが、そちらにも令和2年5月に加盟いたしました。

今後におきましても、持続可能な地域社会を実現するためSDGsの考え方を取り入れながら事業の推進、企画立案を行ってまいります。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

冒頭の市長の答弁にもありましたが、西予市として4年ぶりに総務省より下澤部長を派遣いただいております。部長がこれから所管される政策企画部は、豪雨災害からの復旧・復興、まちづくりや政策推進など今後の西予市の未来を形づくるため非常に大きな役割を担われております。2年間という限られた時間ではありますが、豊かな見識とこれまでの経験を十分にご發揮いただき、西予市のために、日本の未来のために、これからも尽力いただけるようお願いを申し上げます。

それでは次の質問施策区分であります財政についてお尋ねをいたします。

平成16年の西予市誕生から16年の月日が流れました。平成の大合併と呼ばれた市町村合併で、市町村数は平成10年の3,232団体から現在の1,724団体へと大きく減少しました。愛媛県内でも、合併により70ありました市町村が現在の20市町となっています。この背景には、地方分権の推進、少子高齢化の進展、国と地方の厳しい財政状況、日常生活圏の拡大という4つがあります。そしてこれらを踏まえた場合に、市町村の行財政基盤を強化するとともに、より効果的、効率的な行政運営の実現を図るために、市町村合併を行う必要があったとされています。

国は合併を選択した市町村に対して、市町村の合併等の特例等に関する法律による合併特例債の創設や地方交付税の特例措置といった手厚い財政支援を行いました。その制度を有効に活用され、西予市の行財政基盤は合併により基本的に強化されたと考えています。

しかしながら、合併新法による特例措置が終わり合併特例債等の市債償還もあることから、これから財政に大きな影響があると考えます。

当初予算、歳入における繰入金の内、財政調整基金繰入額が平成27年度の1億3531万4000円から令和2年度には11億3229万4000円に増加しています。また、基金年度末現在高総額は平成28年度の144億2434万9000円から令和元年度の121億5731万9000円と22億6703万円減少しています。特に財政調整基金は平成28年度の48億3092万1000円から令

和元年度の29億5919万3000円と18億7172万8000円の減少であります。当然、一昨年7月に起こりました西日本豪雨災害に対して機動的な財政支出により復旧・復興に力強く素早く対応したため基金残高が減少したことも大きく影響していると思っております。

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、国の感染症対応地方創生臨時交付金の概要が決定する前の今年3月、市内の事業者の皆様からの要請を受ける形で、上限50万円となる中小企業者等経営安定補助金を素早く決断、実行され、市内経済の安定に大きく寄与されました。しかしながら、今後財政調整基金が減少することで緊急的な事象が発生した場合に対応できるのか、安定した予算編成ができるのか、非常に気になるころであります。

そこで、財政の現状と今後の見通しについてお尋ねします。

まず地方交付税について、合併算定替特例が令和元年度に段階的縮減が終了し令和2年度から一本算定に移行しました。交付税にどの程度の影響があるのかお尋ねします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは、ただいま源議員からございました普通交付税の一本算定に伴う影響について答弁させていただきます。

普通交付税につきましては議員ご指摘のとおり、合併後10年間の特例期間が終了いたしましたし、11年目に当たります平成27年度算定からは合併算定替から一本算定への段階的縮減期間に移行し、令和元年度で5年間の激減緩和措置が終了、一本算定によることとなっております。査定結果につきましては、令和2年度から新たに創設となりました地域社会再生事業費や公債費においての基準財政需要額が増額となりましたので、交付決定額は対前年度比1.7%、1億8124万9000円増の107億804万8000円となりました。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは、ただいまの点について何点か再質問

させていただきます。

令和2年度の基準財政需要額が増額になったとのことでしたが、段階的縮減による基準財政需要額の推移はどのようになっているのか、まずお尋ねいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

基準財政需要額の推移についてのご質問でございますけれども、合併したことによります市町村の面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえまして、合併時点では想定されていなかった財政需要を普通交付税に反映させる取り組みが平成26年度から5年程度期間をかけて行われております。

当市においての財政需要額も、平成26年度と平成27年度の2年間におきまして、支所、消防出張所等に係る経費が加算されておりまして、平成25年度と比較しまして約7億6000万円財政需要額が増額となっております。当初平成25年度の合併算定替と一本算定との差が約27億円ありましたが、令和元年度では約11億円になりますので約6割分につきましては補填がされているということで理解をさせていただいております。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それではもう1点お尋ねします。

今年度ちょうど国勢調査の年でございます。人口減少により個別算定経費や包括算定経費について人口に関する測定単位があります。このことから基準財政需要額が減少すると考えるんですが、今後の交付額をどのように見込まれているのかお尋ねをします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今後の交付額の見込みでございますけれども、人口の減少によりまして人口を測定単位といたしました各行政項目におきましては基準財政需要額の減額が見込まれます。議員ご指摘のとおりのごとでございます。

その一方、建設事業の財源といたしまして借り

入れをいたしました地方債の償還額が増加してまいりますので、公債費に係る基準財政需要額が増額となり、交付額全体としましては横ばいで推移していくものと考えております。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは次に、実質公債費比率についてお尋ねをします。

比率の推移を見ますと、平成17年度は13.9%、最大であった平成19年度が14.0%でありました。それから年々減少し平成29年度には8.5%と最も低い状況でしたが、令和元年度決算における実質公債費比率は9.7%であり、昨年度より0.9%増加をしております。また、市債残高についても448億9446万2000円と増加傾向であります。

今後ジオミュージアムや支所建設工事などの大型事業が行われますが、この実質公債費比率の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは実質公債費比率の今後の見通しにつきまして答弁させていただきます。

当市の令和元年度実質公債費比率でございますが、先ほど議員がご質問されました中にありましたように9.7%であり、前年度の8.8%から0.9ポイント増加、つまりは悪化いたしております。増加の要因といたしましては、防災行政無線デジタル整備事業や愛媛国体施設整備事業の財源として借り入れをいたしました合併特例事業債や過疎対策事業債の元金償還が開始となったこと、また、西予市民病院建設の財源として借り入れをいたしました病院事業債等の元金償還開始により、公営企業会計への繰出金が増額となったことによるものでございます。

今後の見通しでございますけれども、議員ご指摘のとおり大型建設事業の元金償還開始がこれから本格化されるということ、また、新たな大型建設事業の実施も今後予定もされておまして、実質公債費比率は増加する見込みでございます。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

ただいまの答弁の最後に、今後比率が増加する見込みであると答弁いただきました。

今後、財政計画において実質公債費比率がどのようにまず推移していくのか、どのように見通されているのかお尋ねをします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

実質公債費比率の見通しでございますけれども、令和2年度に改定をいたしました令和11年度までの当市の中長期財政計画におきましては、令和5年及び令和6年にはこの実質公債費比率12.4%まで増加して、その時点でピークとなる見込みでございます。それ以降につきましては、現状といたしましては漸減していくという見込みとさせていただきます。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それではこの比率について、愛媛県内の自治体、西予市の比率はどのような状況になっているのか、わかりましたら答弁をお願いします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

令和元年度の決算につきましてはまだ確報が出ておりませんので平成30年度決算で比較をさせていただきますと、実質公債費比率の平均値は全国市町村で6.1%、愛媛県内11市の平均値は8.1%となっております。平成30年度においては、当市は県内11市の中で4番目に高い数値となっております。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

もう1点関連になるんですが、先ほどの市債の総額の中には臨時財政対策債があるかと思えます。この現在の発行残高やこれからの発行見込みについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

臨時財政対策債につきましてご答弁させていただきます。

まずその臨時財政対策債がどういったものかを若干説明させていただきますが、国におきましては毎年度の地方公共団体全体の歳入歳出額を見込む地方財政計画を作成いたします。その計画における歳入の不足額に対しまして、所得税、酒税、法人税、消費税等の一定割合を原資とする地方交付税の額が満たない場合に、その財源不足を補完するために地方公共団体自ら発行する地方債が臨時財政対策債というものでございます。

形式的にはその団体の地方債発行という形をとりますが、本来的には地方交付税として交付されるべき性質のものであることから、その用途につきましては目的が限定されておらず、また、償還に要する費用は理論上でございますが後年度の普通交付税において100%措置されるというものでございます。

本来、この地方財政計画における財源不足額は、臨時財政対策債の発行に限らず地方交付税として交付されることが理想ではございますけれども、景気低迷による国税収入の伸び悩み、新たな財政需要への対応等から、平成13年度の制度創設以来毎年度臨時財政対策債の発行が続いている状況でございます。

そこで、当市における令和元年度末の発行残高でございますけれども97億4103万9000円。令和2年度の新たな発行額は4億5597万2000円となっております。

今後の発行の見込み額でございますけれども、地方財政計画における地方交付税の原資不足が続くものと想定をいたしておきまして、中長期計画におきましても、毎年度4億円程度を見込んでいくところでございます。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

それでは、最後の質問項目となりますが、それを踏まえて今後の財政の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今後の財政見通しにつきまして答弁させていただきます。

最初に当市の財政力について説明をさせていただきます。

当市の財政力指数は令和元年度におきまして0.25と非常に低い水準にあり、県下11市の中で最下位の状況でございます。財政力指数の低い地方公共団体は市税等の自主財源が少ないため、国・県支出金、地方交付税、市債等の依存財源の割合が大きく、当市におきましても令和元年度決算における依存財源は歳入全体の約75%と極めて高い水準にございます。特に地方交付税は依存財源の約半分を占めておりまして、地方交付税の動向が財政運営に直接的に影響することになります。

先ほどの答弁のとおり、地方交付税のうち普通交付税につきましては、合併算定替による優遇措置が令和元年度で終了いたしまして、令和2年度からは一本算定に移行いたしましたが、令和2年度の交付決定額は算定項目における地域社会再生事業費の創設、公債費に係る交付税措置が増額となったため、先ほど申し上げましたが対前年度1.7%の増となっております。

今後、人口の減少等の減額要因はあるものの、引き続きまして公債費の増加が想定されるということで、普通交付税は横ばいでの推移ということで先ほど申し上げましたとおりの見込みを立てております。ただし、この公債費に係る普通交付税措置につきましては、元利償還金の支払いに対してのものでございます。特定財源とも考えられることから、公債費措置分を除いた自由に使える交付税は総額で横ばいの場合、当然のことでございますけれども減少するということになりません。

一方、市税等の自主財源の割合でございますけれども、令和元年度決算において約25%、その内基金繰入金は約4分の1を占めておりますけれども、市税の増加が見込めない中、自主財源の向上は困難な状況であると。従いまして今後も基金を繰り入れての財政運営が続くものと予想されております。

このような厳しい財政見通しの中にもありまして、広範多岐にわたります行政需要、平成30年7

月豪雨災害からの復旧・復興、新市建設計画に基づく大型事業、また、新型コロナウイルス感染症への対策、そういった様々な事業への対応が引き続き必要となっております。

しかしながら、先ほどから申し上げております通り、市税の伸び悩み、普通交付税の横ばい傾向といった厳しい歳入見通しの中、現状のまま基金の取り崩しを続けますと、ご指摘のとおり財政調整基金の減少のみならずその他の基金も将来的には枯渇してしまう、そういった可能性もございます。従いまして、持続可能な財政運営の方策といたしまして、歳入に見合った適正な財政規模へ向けた取り組みを行わざるを得ないと考えております。

今後、限られた財源の中で職員のさらなる意識改革、また、働き方改革による業務効率の向上を図るとともに、事業の見直し、公共施設の統廃合等を検討いたしまして、スクラップアンドビルドの考えに基づく財源調達を行い、重要かつ必要な事業を選択した上で健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

ただいまの答弁の中で、今後とも基金の繰り入れにより予算編成を行うという形で答弁があったかと思えます。財政調整基金や減債基金等、今後の基金の見込みはどのようになっているのか、まずお尋ねいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

基金の今後の見込みについて答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたが、今後も基金を繰り入れての財政運営が続くものと予想されております。人口減少が進むことによりまして、市税や地方交付税などの一般財源は減少、対しまして社会保障費関係経費の増大や公債費の後年度負担増が見込まれるということで、その収入不足を財政調整基金をはじめとする基金の取り崩しによって補

填する対応をとらざるを得ないと考えております。

本年度作成いたしました当市の中長期財政計画では、予算規模の縮減を図りつつ財政運営に努めてまいりましても、財政調整基金につきましては今年度末の残額見込みが約23億6000万円のところ、8年後令和10年には約7億円と16億6000万円の減。減債基金につきましても、現在約10億1000万円が3億1000万円と7億円近く減少する見通しとなっております。その他の基金につきましても、総額でいきますと約35億円余りを取り崩さないと令和10年度における予算の編成は難しいといった状況となっております。

ただしこれはあくまでもシミュレーションでございますので、必ずしもそのとおりになるというものではございません。ただし、いずれにいたしましても、厳しい財政運営を迫られているということは十分に認識する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

この本当に厳しい状況の中、歳入に見合った適正な財政規模へ向けた取り組みを行わざるを得ないとの答弁もあったかと思えます。

どのように取り組まれるのか、最後にお尋ねします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

それでは適正な財政規模への取り組みということでございますけれども、具体的には毎年度予算編成方針におきまして、3つの目標といたしますか、ことを念頭に予算編成に取り組んでおります。

まず1つ目でございますが、既存事業は実績と評価に基づく要求とし、成果が認められない場合は事業は廃止する。

2つ目で、国または県の事業に伴い市が事業化した事業は、国または県が事業を廃止した場合は原則廃止とする。

3つ目といたしまして、計画性の低い新規事業は今後の財政状況を悪化させる可能性があるとい

うことから、事業効果、事業期間、計画の見直し手法等の計画性がある場合のみの要求とすると。

この3つの考え方を基本として予算編成に取り組んでおります。いわゆる「入りを量りて出づるを制する」ということを心がけまして、この取り組みを重ねつつ適正な財政規模の実現を図ることといたしております。

議員の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長

源正樹君。

○12番源正樹君

財政状況について、そして今後の見直しについて様々なことを質問して、丁寧かつ真摯な答弁をいただいたと思います。

国においても、新型コロナウイルス感染症対策で、過去最大の予算そして過去最大の国債発行となっており、今後、地方交付税等への影響も非常に懸念をされております。

最先端技術の導入や行財政改革による業務効率化、事業の見直しを進めると同時に、市民の皆様にも行財政について、現状と将来見込みについて正しくわかりやすくお伝えすることが必要になると考えます。

これからも市民の皆様に必要な施策を実施しつつ、適正な財政運営に努めていただきたく思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時57分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、18番酒井宇之吉君。

18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

議長に通告した件につきまして、許可を受けておりますので、ただいまより一般質問を行います。

先ほどからマスクはどれが一番ものが言いやすいか3つほど変えてみたんですけど、マスクを着けているとどれもこれも言いにくいですね。

その中で、質問通告いたしておりました観光行政についてと情報化社会の対応についての2点に

つきまして質問を行います。

先般市長が、せいのG o T o ジオツアー27日までで265人だったというお話がございました。先般私は、8月29日、30日とせいのG o T o ジオツアーに行つてまいりました。あけはま一れ集合で海体験、狩浜沖を周遊しながら海からの段々畑を見させていただきまして、そしてその中で久しぶりに恒ちゃん灯台へ行ってまいりました。あれは田中恒利先生が要望して作った灯台だそうでございますが、久しぶりに海からの素晴らしい景観を見させていただきまして、そして、あけはま一れで1泊して翌日は、タコ漁体験コースと真珠アクセサリ作り体験と養殖場見学コースに分かれて行かしていただきました。

市長の挨拶にありましたが、これは750万円予算組んでたように記憶をいたしております。その中で、265人ですから300人ぐらい行って、次も市長の話では、方法・内容を検討して実施するというのでございます。その中で、ジオパークのあり方とか、そういうものを見ながらやっておりますが、そのあたりも含めて今回質問いたします観光協会について、観光協会のこれまでの経緯、歴史、組織、予算、活動についてお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

酒井議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

西予市観光協会は平成16年10月に各旧町の観光協会が合併し設置された任意団体で、協会全体を総括する本会と5つの支部で構成されており、ともに市職員が事務局として協会の運営に当たっております。また、平成24年度からは、本会に協会が雇用する専門職員を配置し、業者との折衝など観光活動の専門性を高めることができ始めました。

組織的には、本会に会長1名、副会長5名、理事10名、監事2名を役員として構成しております。各支部は、それぞれ単独でこれまでの役員体制を維持しております。

今年度までの事業内容として、本会では、西予市の観光PR、ふるさと納税返礼品取扱業務、せい坊維持管理、物産販売等を主に行い、各支部で

は、れんげまつりや乙亥大相撲などの看板イベントの実施、独自の各種事業が主な活動となっております。

運営費につきましては、今回各支部ともに、市からの補助金を主な財源とするとともに、自主財源として会費や物販収入も確保しています。また、本会では、近年市からのふるさと納税返礼品発送業務受託収入を自主財源として確保しておりますが、現在は観光物産協会に対応しております。

以上、答弁いたします。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

私も観光協会の副会長をした時期がございますのでよくわかるんですけども、当時から比べますといろんな形が変わっております。

各支部でのイベントにつきましてお尋ねしますが、城川は、奥伊予どろんこ祭りを中止したり延期したりしてますけれども、このあたりの独自の各種事業をもう少し教えていただきまして、また、途中で乙亥大相撲につきましては特別扱いの予算つけたりしたことが記憶にございますが、このあたりにつきましては各種事業等々についてもお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまのお尋ねの件は、例えば宇和町であればれんげまつり、明浜であればかっぱMATURI、野村であれば乙亥大相撲、それと三瓶であれば奥地のカーニバルという意味のご質問でございましょうか。

(酒井議員「はい」と答える)

○酒井産業部長

今までは、各支部の観光協会が主催をしまして、それに対して、市の職員、明浜のかっぱMATURIであれば、明浜支所の職員並びに本庁に勤務しておる明浜の職員が、一番酒井議員がわかれておると思うんですけど、もうかっぱMATURIであれば、前日、当日、その次の日の後片づけまでずっとしているような状況でございます。主催ということになると協会がさせていただいて、それのお手伝いを事務局が持っているうちの

職員がしているとそういうような状況でございます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

ただいまの答弁は、各実行委員会を設けて、その中へ観光協会から補助金を出すという形になってると思います。

それはさておきまして、市の職員がどれぐらいかかわって、観光協会の職員がどれぐらいかかわってるか、私の記憶ではもうほとんど明浜町の場合は市役所がやってるような感じ、城川町の場合は、消防団とか高校生がやったり、そういういろいろ各イベントのやり方があるようでございますが、これにつきましてはもう終わってることでございますので、あり方がいろいろ違うと、乙亥については、非常に西予市を代表する歴史あるイベント、重さも違うと思うんです。これから観光協会のあり方につきましては、いろいろとそういうものを考えながら対応していただきたいなと思ってる次第でございます。

続きまして、観光物産協会設立経緯、目的、組織、事業計画、財源等についてお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

初めに観光物産協会の設立につきましては、皆様周知が遅れておりましたことをおわび申し上げます。

また、平成23年からの協議が始まったところではございますが、なかなか設立にまで至らず、長時間かかったことを回答の前にお断りをしてから、酒井議員の通告いただきましたご質問にお答えをさせていただいたと思います。

設立経緯、目的につきましては、平成23年度から西予市観光協会の法人化についての協議を行い、平成27年7月に設置した西予市観光協会法人化検討委員会から平成28年3月に法人化についての方向性を示した答申を受けました。その後、平成30年5月から地域おこし協力隊1名を専任職員として採用し、法人化の検討を進め、令和元年10月に西予市観光協会法人化推進委員会を設置し3回の協議を重ねてきました。

会社形態につきましては、法人格を持つ団体として信用がつくこと、社会的認知度の向上、収益事業を主な目的とすることが可能な点などを踏まえて一般社団法人としております。

事務所は、西予市商工会1階の一部を借用し、名称は、一般社団法人西予市観光物産協会として4月1日付けで設立をいたしました。組織体制といたしましては、会長1名、理事6名、監事1名の役員のほか、事務局としては、事務局長、次長、職員2名、計4名の体制で運営を行っております。また、今後の観光協会との統合を目指して、事務局職員の増員を現在計画しているところでございます。

次に、目指す姿といたしましては、1. 具体的な事業展開、2. 地域の特性を生かした取り組み、3. 観光商品の企画、造成、販売を通じた経済効果の追求、4. 行政の補完ではなく公益を主体に担う組織へ、5. 収益事業の充実、6. ふるさと納税返礼品取扱事務の受託、観光振興業務の受託、指定管理施設の受託など観光地としての経営を担う観光物産協会を目指してまいります。

令和2年度の運営につきましては、収入として市からの補助金1500万円、会費100万円、また、事業収入として、ふるさと納税返礼品取扱受託収入9000万円、物産販売手数料など総額1億1320万円を見込み、進める事業といたしましては、現観光協会から引き継いだ観光PR事業、ふるさと返礼品発送業務を含む物産PR事業、せい坊維持管理事業などを進めてまいります。

また、今年8月から旅行業を開業しており、市内で着地型観光業務を進めるとともに、ふるさと納税返礼品、発送業務受託事業を合わせて、収益事業による増収を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

これは、前三好市長のときに法人化を目指すという形で、観光協会を一生懸命やっておりましたけれども、先ほど部長が挨拶されまして、お詫びしましたように、設立の報告なりが遅れていることは、これはそのとおりでありますし、こうして私が質問するまで、対外的な広報とかそういうこ

とに載せてないということは、しかるべきこととございますので、こういうことのないようにひとつ市民には徹底して、観光協会の発展のために、そして、できてある観光物産協会の発展のためにも留意をしていただきたいと思いますので、次第でございます。

続きまして、観光物産協会に観光物産協会就業規則だとか観光物産協会給与規則、観光物産協会旅費規則と観光協会役員の報酬等に関する規定とか、観光物産協会の会員規定があるわけですが、会員についてお尋ねしますが、会員はどのような形で募集したり、正会員、賛助会員いろいろあると思いますけど、現在の人数、そしてどのような方法で募集したのかお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

会員の募集につきましては局長、次長と現場に回りましてお願いに行っております。それから、先ほどの何名かというところの資料は、現在持ち合わせておりませんので、また後ほどお伝えをしたいと思います。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

私の手元にありますが、これは時間も多分くいきますので言いませんけれども、正会員2万円、法人1口、そして法人賛助会員が1万円以上ということになっているようでございます。先般のお中元のパンフレットができて見まして、その人たちが会員になってるんだらうと、そういうように解釈をいたしております。

続きましてお尋ねしますが、今後の観光協会と観光物産協会の関係でございますが、活動範囲は、市はどのように関与するのか。この活動範囲っていいものは、いろいろ観光協会から社団法人観光物産協会へ移行する業務とか、そういうものについて、どのように今後考えているのかお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今後の観光協会と観光物産協会についてござ

いますが、この観光物産協会は、西予市と観光協会が協会の法人化を目指す第一歩として設立した法人であり、現状は、任意団体の観光協会と法人化した観光物産協会の2つの組織が存在している状況であります。そのような中で、観光物産協会は、市内観光物産関連産業の活性化を目指し、旅行業をはじめ、各種収益事業等様々な事業に取り組んでおり、また、観光協会は、本会の業務は観光物産協会に引き継ぎますが、各支部において、伝統ある地域イベントの実施をメインとして、地域の活性化に取り組んでまいります。

なお、現在市が事務局をしております西予市観光協会及び5つの支部につきましては、新法人設立後も任意団体として残しつつ、これから進める5つの支部及びイベントなどを新法人へ整理統合していく過程で、現協会を解散することとして進めてまいります。しばらくの間は、新法人と任意団体の観光協会が存在する形となりますが、役割を分担しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

平成28年3月に法人化の答申をいただいてから4年間が経過し、大変ご心配をかけておりました。一般社団法人西予市観光物産協会が、地域の誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立ち、これからの観光地域づくりのかじ取りを担うことを期待しております。

今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いをいたします。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

観光協会と社団法人観光物産協会の役割はわかってきたんですけれども、これにつきまして、これから今後、ジオパークを中心にした観光開発ということで西予市は結構進めております。ジオパークの性格は文化財的な要素もあります。

市長は、先日の答弁で、行政主導ではなく地域主導型で進めていきたいというジオパークの推進をしてお答えなされましたけれども、ジオパークを観光協会が事務局で持つ場合とまちづくり推進課が持つ意味合い、これはどっかで一緒にしないと、発展したジオパークの売りができないのではないかと考えておるんですけれども、この組織体制につきまして、ウエイトの持ち方、今後教育委

員会も入ってくると思います。いろんなものがございまして、このあたりのトータルのものについて今後どのように考えておられるかお聞きをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま酒井議員からジオパークの推進体制についてのご質問がありました。

教育、そして観光も含めて、いろんな面でまちづくり、合わせて四国西予ジオパークというのは、西予市にとって、その発信力と、そして、みんなが期待する、そういう大きなものでございまして、今ご提案いただきましたことも踏まえて、検討をさせていきたいと思っております。ただ、観光については、今までいろんな意味で発信力が足らなかったなということがありますので、今後もジオをよそから来ていただくツールとして、皆さんが、観光を含めてジオをよく知っていただくツールとして推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

先日二宮議員が尋ねたことと重複するかもしれませんが、四国西予ジオパークと観光物産協会がジオパークに対してどのような発信をするつもりがあるのかをお尋ねいたします。

ジオの恵みだとかいろんなものがあります。そういうものを物産協会が、どのようにして四国西予ジオパークを、発信力というかそういうものをどのように負わせるのか。そのあたりはいかがか考えておられますでしょうか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

酒井議員がおっしゃられた今の質問でございまして、私どもも観光物産協会がどのようにジオパークを利用して、また観光に生かしていくかというようなことを考えているところでございまして、4月1日に設立して、人員的にも、事務的には局長が1人で、今まだ規則とかつづっている状況でございまして、今しばらくお待ちをいただ

きたいと思います。

以上です。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

西予市のジオパークを中心として、そして、先般のG o T o ジオツアーなんかも非常に素晴らしいアイデアだと思っております。このあたりをしっかりと推進して、下へおりるような施策を進めていただきたいと思います。

また、法華津・野福峠観光開発推進協議会というようなものもございます。そのあたりも利用して、観光資源は素晴らしくあるように私は思っておりますし、それを観光だけではなしにお金にかえていく、こういう施策もしっかりと望みたいと思います。よろしく頑張って、お互いに頑張っていきましょう。

続きまして、2番目の質問に対して質問をさせていただきます。

実を言いましたら、この情報機器の情報社会の対応についてということでございますけれども、これにつきましては、私自身が非常に、愛媛県下最初にタブレットを入れた西予市議会でございます、その中でも、私と何人かはなかなかこれについていけない状態でありますので、親切に教えていただくということでご質問をさせていただきます。

それよりも先に、先ほど源議員がお話ししましたけれども、安倍首相が体調不良で辞任をいたしました。トップというのはやれて当たり前ということでございます。管家市長、トップというのは本当に大変だと思いますけれども、体に留意されて、安倍首相のようにならないように、ひとつ元気が一番で西予市を引っ張っていただきたいと思います。思う次第でございます。

このような情報機器を扱うのは、私のように70歳を超えてくるとアナログ人間、というのは、活字型文化で育った人間、若い人たちはデジタル人間でございますが、これは、映像型文化で育った人という形で分けさせていただいてもいいかと思えます。市長もどちらかというと活字型文化で育った方でございますので、この行政の大きな情報化社会の機器の対応については、難儀をなされるんじゃないかなとお察しするところござい

ます。

それでまずお聞きしますが、職員教育の対応、情報機器などの研修、なかなか今情報は大量化、スピード化の中、正確性が望まれておまして、マスコミの本当にどれが本当かわからないというようなところも私どもは感じるところがあります。このような中に、将来の西予市のために、機器の利用は避けて通れない大河のうねりのような気がいたしております。これについては、職員の教育が一番先頭を走っていただかないといけないと思っておりますので、この研修、勉強についてどのようにされているのかお尋ねをいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

情報化社会の対応につきまして、また、特に職員教育の対応につきましてお答えいたします。

まず、世の中の状況について少しばかり触れさせていただきますと、総務省が情報通信の分野における産業の現況や政策の動向などを取りまとめております情報通信白書によりますと、令和元年における世帯内のモバイル端末全体の保有率は96.1%となっております。特に、スマートフォンの保有率は83.4%とパソコンの保有率の69.1%を大きく上回る結果となっております。年々スマートフォンの所有率は増加傾向にあり、今後も増えていくものと予想されております。

こうした状況も踏まえまして、西予市の職員研修におきましても情報関係の研修を重視すべきと考えております。本市の情報機器に関する研修といたしましては、従来ワープロソフトや表計算ソフトなどの使用方法等についての研修を行ってまいりましたが、マイナンバーの関係が開始されて以降、情報の管理等のセキュリティに関係した研修を中心に行っております。

研修内容といたしましては、番号制度の概要、それに伴う情報連携のフローや異常時発生時の対応、また、サイバーセキュリティに加えまして、不審メール対応訓練など多岐にわたっていただいております。

今般、新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした新生活様式に対応する行政サービスの構築に当たりまして、これまで以上に様々な情報機器を利用することになりますので、機器やソフト

ウェアの基本的な操作研修だけでなく、より高度で効率的な使用方法、こういったものを身につける研修が必要であると認識しております。将来の西予市のため、スマートな行政を目指し、市民サービスの向上につながる職員研修に取り組んでまいります。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

昔井戸端会議で情報を集めて、それから電報で、合格のときに桜散るとか桜咲くとかいうような話がありまして、それから後、電話、ポケベルであるとか、いろんな携帯電話があって、今はスマホ、今はいろんなもんが出ておりまして、この通信機器の発展は、過疎化が進んでるところほどなかなか普及していないという形があります。

先ほど、下澤部長は東京から来られてますんで、そしてお若いですから、この点につきましてはよくご存じだと思いますんで、よく私にもわかるように教えていただきたいと思いますが、またそれも、市民が43%の高齢化率の社会ですから、なかなかわかりにくい、先般もスマホが使えるかっていったらスマホの能力が100%で、今しっかり使ってる職員に聞いてみますと、私らで20%ぐらいですよと。酒井さんなんか1%が2%じゃないですか、こういう返事だった。ですからスマホの能力だとか、そういうものが情報化の中で非常に進んでおります。そして白書の中では80何%って言いましたけれども、西予市の中には50%いてないんじゃないかなとそういうような危惧がありますので、このあたりも含めて再質問をさせていただきますが、研修方法というのはどのような方法でやってるかお尋ねをいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

研修の方法につきましては、従来型といいますか、1カ所に集合して行う集合研修もございまして、各個人のそれぞれのパソコンなどを利用して行うeラーニングというものをやらせていただいております。

eラーニングにつきましては、各個人のパソコンで、いつでもどこでも好きな時間に行うことができるので、時間や場所に縛られず、空き時間

を有効に活用して効果的に研修が行えるものと理解しております。

以上になります。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

本年度の研修予定、研修内容はどのようなことをされる予定でございますか。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

今年度につきましては、先ほど申し上げましたeラーニングで番号制度の入門から始まりまして、それに関する情報連携のフロー、また、異常発生時の対応、セキュリティ対策を行っております。

また、新規採用職員研修も6月に実施をしております。研修に加えまして、職員に対して不審メール訓練を行い、またウイルス付きメールへの対処方法などについてもレベルの向上を図っております。

以上になります。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

研修の受講者数はどのような形になっておりますか。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

研修の受講者数につきましては、今年度、番号制度の関係のeラーニングが86名、昨年度は、番号制度関係のeラーニングが54名、税率のシステム管理に関するeラーニングは15名、またオープンデータの研修が2名、外部の情報化セミナーに参加するというのが4名となっております。延べ75名が参加しております。

以上になります。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

情報セキュリティの研修についてお尋ねいたしますが、民生委員さんにも情報セキュリティがやはりのしかかってきております。職員だけではな

しに、職員のセキュリティの研修もありましようけども、情報セキュリティの研修とは何かについてお尋ねをいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

情報セキュリティの研修につきましては、そもそのマイナンバーの関係の入門のところから始まりまして、一連の業務がどういうふうに流れているのかというその情報連携を理解してもらうとともに、何かエラーが発生したときにどういう行動をとればいいのか、また、そもそもの外部からの不正アクセス等々の基礎的なセキュリティに対する理解、そういったセキュリティ対策等こういったものが情報セキュリティの研修となっております。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

これまで情報漏えいとかそういう事故は西予市にはございますか。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

情報漏えいの事故に関しましては西予市では確認されておりません。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

市長も5年後に、クラフト事業なんか委員会をつくるのかなんとかいう話もございましたけれども、新生活様式対応行政サービス構築事業を行うに当たり、具体的にどのような研修を考えておりますか。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

セキュリティに関する研修はもちろんのこと、パソコンだけでなく、タブレットやオンライン会議システム等を駆使したものになりますので、その操作法の説明に加えまして、よりスムーズな使用方法や利活用を考えており、市民サービスの向上につながる研修としたいと考えております。

いずれにいたしましても、情報関係の研修につ

きましてはより充実させることが必要だというふうに思っております、しっかりと中身についても検討してまいりたいと考えております。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

AIだとか、5Gだとか言っておりますけれども、AIと5Gに西予市の導入だとか、5Gについて、先般の知事陳情のときにも5Gがなかなか地方に入ってくるのは難しいというようなお話もお聞きしました。デジタル化していく社会の中で、この点は避けては通れないと思っておりますけれども、将来に向けての答弁を、5G、AIについて一緒にご答弁願ったらと思っております。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

AIと5Gについてのお尋ねがございました。

AIにつきましては、今、県内他自治体も含めまして、業務量調査というものをやっております、そういった他市とも連携をして、AIで処理をするようなことが劇的に業務を改善できるかといったことを共同で調査研究を行っていくという計画をしております。

5Gにつきましては、今年通信キャリア大手が一部エリアでサービスを開始しておりますが、西予市は現在のところエリアになっていないと承知しております。また商用の5Gとは別にローカル5Gということで、自治体などが免許を取得し利用できる5Gというものもございますけれども、現在県で実証実験を行っている段階でございます。またコストの問題だけでなく、電波が届く範囲が狭いため、アンテナを多く立てなければならぬといった問題がございます。5Gでなければならぬサービスにつきましても、AIと合わせまして、今後も調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

続いてお尋ねいたしますが、SNSの話は、恐怖と期待が非常にあるものだと思っております。

断片的なSNSの発信、ただし発信力の強さ、量、このようなものにつきましては、非常に便利

なものでありますけれども、誹謗中傷、そして、あおり運転等々につきましているような社会的な問題も報じられていますが、西予市の利用実態、現状把握はされておるか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

S N Sの利用実態についてのお尋ねがございました。

西予市に限ったS N Sの利用実態というものを把握しておりませんが、先ほど申し上げました情報通信白書によりますと、令和元年の全国的なS N Sの利用率は69%となっております。利用の増加に伴いトラブル事例も増加しております。例えば、総務省の調査によりますと、S N Sで情報発信を行う利用者の内23.2%が自分の発信が自分の意図とは異なる意味で他人に受け取られてしまった。ネット上で他人と言い争いになったことがあるなど、何かしらのトラブルを経験したと回答されております。

また、警察庁の報告によりますと、平成29年におけるS N Sに起因する犯罪の被害児童数の数が、平成20年から平成29年にかけて増加傾向にあり、平成29年は1,813人で過去最高となっているとのことでございます。

このように、S N Sに端を発した犯罪は増加傾向にあります。最近では、誹謗中傷や名誉毀損による事件が社会問題にもなっておりまして、インターネット上で自己の権利を侵害されたとする者が、関係通信事業者が保有する発信者情報の開示を請求できることについてなど、現在国でも関係した取り組みがなされているものと承知しております。

以上でございます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

ただいまのいろんな答弁を踏まえまして、教育現場での情報機器教育について、児童生徒の実態利用は。また、利用範囲については、まず1点、お尋ねをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどお尋ねの児童生徒のスマホ等の利用の状況でございますけれども、まず、所持状況でありますけれども、昨年平成31年1月に実施をいたしました西予市内の小学4年生から中学3年生までを対象といたしました調査によりますと、小学校4年生から6年生の児童で、携帯電話、またはスマートフォンの所持率は844人中271人で32.1%、中学校1年生から3年生が821人中417人で50.8%の所持率でございました。

利用の範囲と申しますか、利用の内容でございますけれども、インターネットの利用も含まれますけれども、動画を見たり、音楽を聞いたりする、また、調べ物をする、お金のかからないゲームをする、メールのやりとりをする、LINEやツイッターをするなどが多くなっているという状況でございます。

また、それぞれの年代においてどれぐらいの時間スマホと接しているのかというところでございますけれども、小学校4年生から6年生の児童で一番多かったのは、30分から1時間で32.9%、二番目に多い1時間から2時間が29.8%、中学1年生から3年生までは、一番多い1時間から2時間が38.5%で、二番目に多い2時間から3時間は24.7%の利用時間でございました。小学生よりも中学生のほうが利用時間が長くなる傾向が見られているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

スマホの利用率が、中学生でとりますと38.5%と2時間から3時間が24.7%、100%にならないんですが、どういうことでしょうか。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

それぞれの中学生の中でということですので、これ未満であるとかこれ以上の時間があるというところでございますが、詳細の数値は現在手元に持っておりませんので、もし必要でしたら後ほどお答えをいたします。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

これの利用範囲、もちろん学校にはスマホの持ち込みは禁止という、禁止なのか指導なのかちょっとわからないんですけども、文科省もそういうような指導をしているようでございますが、学校ごとにも違うようでございますし、このあたりのものが、スマホの管理の後で聞いてからにいたしますが、スマホの管理は、学校側、家庭、PTAどのようにされているのかお尋ねをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

スマホの管理ということでありませけれども、基本的にはご家庭で購入をされて、子どもさん方に所持をされているということであれば、ご家庭で管理ということが基本になろうかと思っております。

学校におきましては、小学生、中学校、どちらにおいても基本的には持ち込みは禁止しているという状況でございまして、登下校等においてどうしても必要な状況がある場合がありますら、その際には、申請を保護者から学校にされまして、必要な状況に応じて対応しているという状況であります。学校に持ち込みをした場合においては、学校で預かっているという状況でございまして。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

この中でお尋ねいたしますが、2時間から3時間という人が、中学生の場合24.7%、これは、非常に問題になりますのは、現実にスマホのゲームをやってる人が実態のところ、過度の使用による生活体調の支障が、現場で見られるのではないかとこの指摘がありました。

これについては、教育委員会はどのようにとらえておりますか。例えば、夢中になって夜中までやって、授業中に非常に集中力がなくなったりする場合は結構見られるというような話をお聞きしますが、このような現状について把握されておるか、把握されておりましたら指導はどのようにされているかお尋ねします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどゲームの利用状況というところもあったかと思えますけれども、携帯電話またスマホのみでの調査ではございません。パソコンやゲーム機を含めたところでの調査になりますが、先ほど行いました時期と同じ時期での調査でございますけれども、過去1年間にゲームをしたことがあるかということについては、小学生で93.8%、中学生で91.6%の状況でございました。ゲームをしたことがあるという者の内、平日の1日でございませけれども、この1日にゲームをしている時間につきましては、小学生で63%、中学生で55.9%が1時間未満という状況であるものの、3時間以上している小学生が3.5%、中学生で4.4%の状況でございました。

ゲームをやり過ぎて授業中に支障がということも想定されるところではあるかと思えますけれども、直接ゲームのやり過ぎが授業中に支障が出るかどうか、そここのところの因果関係というところはなかなか難しいところがございますので、総合的に判断をしてでございますけれども、市の養護教員部が行いました令和元年度の調査によりますと、午前中に眠いと感じることが度々あるかという質問に対しまして、小学校5年生、6年生で62.5%、中学2年生で64.3%が眠いというふうに回答をしているというところでございまして。

先ほど申しましたとおり、これらの原因が全てゲームやSNSの利用によるものではございませんけれども、多くの児童・生徒が十分な睡眠がとれていないということがわかるという状況でございまして。

現在、養護教諭が中心となりまして、睡眠の質の向上を目指して、デジタルデトックスタイムを中心とした睡眠の指導を行っているというところでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

SNSで児童的なことは社会的な問題が起きたり、そして、いろんな問題が起こっております。

ゲームだけではなしに、こういうものの情報機器につきましては、便利があるかわりに、いろんな落とし穴があるということは、今後の社会全体が負っていかねばいけないのではなからう

かと思う次第でございます。

続きまして、新型コロナウイルスでの情報機器の利用は、現在、本当に新型コロナウイルスが出て言葉もいろんな言葉が出ておまして、テレワークにいたしましても、生活様式が変わるであろうというようなところまで来ておりますが、この新型コロナウイルス対策での情報機器の利用はどのようにされておるかお尋ねをいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

新型コロナウイルス対策での情報機器の利用についてお尋ねがございました。

西予市におきましては、場所にとらわれない働き方を推進することとしておまして、市役所の職員について言えば、職員間の情報共有のシステムでありますグループウェアのクラウド化を行い、状況に応じて設定を行うことで、職場のパソコン以外からでもインターネットに接続されている端末であればどこでも利用できる環境を構築しております。さらに、市役所内部におきましては、これまでの状況から一歩進み、書面・押印対面主義から脱却するため、この8月から電子決裁を一部の部署で本格的に運用しており、今後段階的に全庁へ広げていきたいと考えております。

また、児童生徒一人ひとりへ配布される端末、パソコンを最寄りの公民館に持ってきていただければ、インターネットに接続できる環境を整備するとともに、児童生徒以外の市民向けにも利用可能なフリーWi-Fiも整備することを計画しております。

このように、市として情報機器を積極的かつ有効に利用するための整備を今年度計画しております新生活様式対応行政サービス構築事業におきまして、一体的に構築することとし、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新しい生活様式の変化に対応することとしております。

以上でございます。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

新生活様式対応行政サービス構築事業というのを、このコロナ対策においてやってる情報機器には関連しないかもしれませんが、簡単に説

明できれば説明をいただきたいと思うんですがよろしいですか。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

新生活様式対応の関係の新しい事業につきまして簡単にご説明させていただきますと、まずそのハード・ソフトの両面があると考えておまして、ハード面につきましては、先ほど申し上げましたような本庁と公民館を結ぶような回線の整備ですとか、それに伴うソフトウェアの更新、こういったものを中心、これは職員主に内部の話ですけども考えております。市民の皆様との関係で言いますと、これまで本庁とか支所などに来ていただかないとできなかったようなこうした申請が最寄りの公民館でタブレットなどを用いて簡単にできる、こういったシステムを導入することを考えております。

また合わせて、学校の関係で申し上げますと、児童生徒一人ひとりの端末を配備しまして、そちらにつきましても例えば公民館に持ってきていただければインターネットを活用できる、またあるいはオンラインでの授業、こういったものもこういった端末を利用すればこれまで以上に行うことができる。こういった様々な面における事業を一体的に推進するといった事業を考えております。

以上になります。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

これから西予市は、テレワーク及びウェブ会議なんかはどのように進めていく予定でございましょう。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

テレワーク、ウェブ会議についてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましても、テレワークは非常に重要だと考えておまして、公民館をテレワークの一種であるサテライトオフィスとして利用できるような環境整備を行うとともに、外部から西予市の情報ネットワークに接続できる環境も構築し、持続的な行政サービス

の提供を行うこととしております。その一環でウェブ会議、こちらもう既に市役所では大分導入している部分もございますけれども、より一層様々な面において活用を考えていきたいと考えております。

○議長

酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君

一般的な情報化社会の対応について情報機器の問題も大分わかってきましたが、まだまだわからないところがありますし、実態は私どもはまだ利用できませんので、これから私ども年寄りにもわかるように、できるように今度一つまたチャンス을いただけるように、また新型コロナウイルスによって、人間の対面の一つの感情だとか、そういうものがわかりにくいような社会になりつつあります。マスクをやってる関係もありますけれども、人間の表情、喜怒哀楽の表情がテレワークとかそういうものではなかなかつかみ切れないような社会が生まれるのではないかというような危惧もいたしておりますので、その点につきましては、これからの社会にリメンバーミーヒューマニティと言うて人間性はやはり忘れることなく、お互いの対面的なことも、これから新しいテレワークの中でも生まれるような社会づくりを目指していただきたいことを、我々もまたそれを教えていただきたいと実践いたしたいと思っておりますのでご指導願いますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時06分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時20分）

次に、1番和気数男君。

1番和気数男君。

○1番和気数男君

1番和気数男です。

議長の許可がありましたので質問をさせていただきます。

私も、先ほどありましたように典型的な活字型人間でございます。今回も時間がオーバーするんじゃないかと皆さん大変心配してもらっておりますが、答弁のほうできるだけ簡潔にご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず1番目の質問、平成30年7月豪雨災害について、6月議会において避難指示の遅れについて最善の策をとったとの回答でありました。

しかし、6名の犠牲者を出し、多くの市民の財産を失ったこと、さらに、市長は「6名の尊い命が失われたことには大変重く受けとめている」との回答があった。これでは最善の策とは言えないのではないかと。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ただいま和気議員からのご質問の内容につきましては、6月定例議会におきまして市長が答弁いたしました内容の繰り返しとなりますので、私からご答弁を申し上げさせていただきます。

当時、夜間で雨も強まる中、暗闇で道路や水路、河川が見えない状況で避難することは、過去の豪雨災害での人的被害の教訓から、かえって危険であること、また、防災行政無線が聞こえなかった場合や地域住民の皆様に事の重大さと緊急性を伝えるためには、消防団による戸別訪問による避難の呼びかけ及び避難誘導が最も円滑かつ安全に避難することができる方法であるということをお考えし、消防団の参集に要する時間、消防団の各戸呼びかけ及び要支援者搬送に必要な時間等を鑑みまして、避難指示発令時間を5時10分と決定させていただいたものでございます。

このように、当時考えられる最善の策をとったところではございますが、先の答弁にありましたが、6名の尊い命が失われたということをお重く受けとめまして、二度とこのような被害を発生させないよう、野村ダム下流域におけます防災・減災対策を進めているところでございます。

また、今回の災害で得られました教訓については、様々な場面や時点での対応を振りかえり、改善を重ねるとともに、後世につなぎ、西予市におけます今後の豪雨災害のみならず、南海トラフ巨大地震のような大規模災害への取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次にいかせてもらいます。

緊急放流の連絡が野村ダムからありました。最悪の事態に備えるようにというふうな連絡があったかと思いますが、そのことをまず直ちに住民に知らせる、万全の体制をとってからではなくて、住民に知らせることが一番大事なことでなかったかと思っております。

市民の方からは、緊急放流の連絡は住民に直ちに知らせるべきもので、市役所に一時とどめるべきものではなかったと。避難所ができていようがいまいが避難勧告を出しておけばよかったのではないかという声がたくさん届いております。

このことについてお伺いをいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

緊急放送の連絡を一時とめておくべきではなかったのではないかということでございますけれども、当時ダムからの連絡を受けまして、浸水想定もない中、過去に例のない放流によりどの程度の浸水が予想されるのか、また、降りしきる雨の中での避難におきまして、住民の安全を確保した上での避難情報の発信など、災害対策本部内で検討をいたしまして、先に述べました午前5時10分の避難指示発令、また、考える最大の範囲に対する戸別訪問による避難の呼びかけを行ったということをご理解いただきたいと存じます。

豪雨災害後、水位周知河川の指定、浸水想定図の作成によりまして、ハザードマップ、タイムラインの作成を行い、野村ダムも含めた防災関係機関との連携を強化し、より効果的な避難情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

なお、この避難指示に関するご質問でございますけれども、現在係争中のため、これ以上の答弁は控えさせていただきますのでご了承を願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ありがとうございました。

係争中ということでございますので、その推移を見守っていきたく思っております。

次にいかせていただきます。

伊方原発問題で西予市の見解を問うということ

で、西予市は、大半が伊方原発の30キロ圏内に入っており、住民の方には重大な事故を心配される方がたくさんおられます。

まず、今年1月に起こった多発するミス・事故についてでございます。

今年に入って1月12日制御棒引き抜き、20日燃料集合体点検時の落下信号発信、25日外部電源一時喪失し、燃料プールの冷却43分間停止など、甚大な事故につながるあつてはならないミスが連続して、住民の不安が一層増加、マスコミからは、「運転する資格なし」「慎重に扱う意識が欠如している」と報じられて、中村知事も原因徹底究明や再発防止の検討、安全対策の総括的な検討を四国電力に強く要請したと伝えております。

このことについて、西予市としてどのように受けとめておられるのかお伺いいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ご質問にありますように、伊方原子力発電所におきまして、定期検査中の3号機で、1月期に4回の大きなトラブルが発生をいたしました。

原子力発電所に関しましては、運転を行うに当たり細心の注意が求められる施設であるだけに、今回の短期間で相次いで発生したトラブルに関しましては、西予市民ならず、愛媛県民ひいては半径30キロメートル圏に入る周辺自治体全てが大きな不安を感じられたことと思います。

トラブルは、放置をすれば重大事故につながりかねません。原子力発電所から半径30キロメートル以内のUPZ区域に位置する西予市にとって、今回の度重なるトラブルは看過できない重大な事態であるにとらえ、原子力発電所に対しまして、トラブル後の立入検査時や長井社長が報告のために市役所に来庁された折に、原因究明と再発防止を徹底するように厳しく申し入れを行いました。

8月に入りまして、伊方原子力発電所では中断していた定期検査が再開されることになりましたが、伊方町などでは「信頼感の回復は容易なことではない」といった厳しい見解を示しております。

原子力災害対策重点区域内に位置する西予市といたしましても、伊方原子力発電所に対しましては、今後さらなる安全性向上を目指した取り組み

を行っていただきたいと考えております。

このためにも、愛媛県、周辺の自治体と連携をとりつつ、安全確保や信頼確保に向けた要請を今後も行っていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

西予市は、平成24年に伊方原子力発電所周辺の安全確保に関する覚書を四国電力と県、周辺自治体と取り交わしております。

今回の事故において、覚書どおりの連絡や説明があったのかお伺いをいたします。

それで続けての質問も重ねてやらしてもらいます。

事故発生から連絡はどのようにあったのか、四国電力が最初に連絡をした愛媛県伊方町とのタイムラグはどのようになったのか続けてお願いをしたいと思います。

○山住総務部長

今回のトラブル発生につきましても、先ほど議員が申されました伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書に基づきましてきちんと連絡説明を受けております。ちなみに、1月に発生をいたしましたこれらの事象だけではなく、伊方原子力発電所でトラブルが発生するたびに、小さな事象でありましても必ず危機管理課の原子力防災担当者に電話またはファクスなどによりまして遅滞なく報告が来るようになっております。

また、トラブルが発生した場合、直ちに県の防災局原子力安全対策課原子力監視グループの主導のもと、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市の担当職員が発電所へ立入検査に入ることとなっております。これも覚書に基づいて実施をされているということでございまして、立入検査ではトラブルの発生原因や発生後における対応などについて詳細な説明を求めるとともに、トラブル事象が発生した場所まで実際に赴きまして、現地でも詳細な説明を受けることとなっております。

続いて、タイムラグの関係でございますけれども、伊方原発からの電話での報告につきましては、まず関連自治体の防災担当者の携帯電話に向けた通報が機械によって一斉に行われます。したがって県や原子力施設から半径5キロ圏内、

いわゆるPAZ自治体である伊方町と比べましても、その通報のタイムラグはほとんど発生をいたしません。その他にもあらかじめ定められました自治体担当部署へファクスでも報告書が届けられるということとなっております。

また、万が一担当職員が電話に出られないといった場合につきましては、危機管理課の別の職員に通報されることになっておりまして、通報の漏れも発生しない、そういった仕組みになっております。

今回の相次いだトラブルにおきましても、遅滞なく担当部署に原子力発電所からの報告を受け取っているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

覚書どおりの連絡があったということで安心をいたします。

さらに連絡を受けて、西予市はどのような対応を行ったのかお伺いをいたします。

○山住総務部長

連絡を受けた後の対応でございますけれども、情報はまず危機管理課内で共有をされた後に、その事態の重要性に応じまして理事者への報告が行われるということとなっております。先に述べましたとおり、県の原子力安全対策課の職員、また周辺自治体の職員とともに、間髪入れず立入検査が行われますので、担当職員が職場内で待機を行うようにいたしております。

今回発生したいずれのトラブルにおきましても、この対応方針に基づき危機管理課で対応を行ったところでございます。立入検査が実施された後は、持ち帰った資料や得られた情報を理事者まで報告を行い、また情報の共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

この対応の中で、重大なミスや事故を起こし、西予市が立入検査を行ったと。さらに四電が何度も来て説明をするというような非常に重大な事態

であったと思います。

そのことについて、西予市民にお知らせはどうもなかったのではないかと、やはり原発に対しての意識を市民の方に持ってもらうためにも、このことについては、市民に広報誌を使ってなど、ぜひ知らせていただきたいと思いますと思っておりますがいかがですか。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

四国電力からは、伊方発電所での異常、いわゆる正常状態以外の全ての事態について、先ほどの覚書に基づきまして直ちに通報連絡、そして通報連絡を受けました各自治体が必要に応じて立入検査を行うということといたしております。その上で、愛媛県におきましては全ての異常に関する事項を公表するということといたしております。

こうした迅速で透明性の高い情報公開の取り組みにつきましては、えひめ方式として全国の先進事例となっております。

伊方発電所の異常に関しましては、マスコミ等を通じて西予市民はじめ、愛媛県民に広く周知が徹底されているものと認識をいたしておりますが、西予市といたしましては、県の公表する内容の他に、本市市民にとりまして有意な情報があれば別途周知すべきものもあるというふうに考えております。

今後とも県や周辺自治体とともに、伊方発電所周辺の安全確保及び環境の保全に関する活動を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

これからできるだけ広報紙で、西予市民に西予市から直接このような事態があったということをお知らせしてもらうようお願いをしたいと思います。

このようなトラブルが連続することは過去にありませんでした。重大な事故の前兆として見逃すことができない、四国電力の原発を管理する能力を疑わざるをえない事態であります。

次に移らせていただきます。

広島高裁の伊方原発3号機の運転差し止め判決

について、令和2年1月17日広島高裁により、伊方原発3号機の運転差し止め判決がなされました。この判決の決定は地震と火山の両面で具体的な危険性があるとされております。

まず、市長はこの高裁の判断をどのように受けとめておられるのかお伺いをいたします。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

広島高裁の判断につきましては、司法的判断のため答弁を差し控えさせていただきますけれども、先ほど議員からございました運転差し止めの仮処分決定についてでございますけれども、現在この処分に対しましては、四国電力が不服として異議申し立てを行い、決定の効力を一時的に止める執行停止も広島高裁に対して行われているところでございます。

本件に関しましては、伊方原子力発電所の安全性に関し、原子力規制委員会が安全性に問題なしと判断した内容に不合理があると広島高裁が指摘をしているところでございます。科学的、専門的技術的な知見が高いレベルで求められる内容に関しまして、裁判所が不適との司法判断を下した事例でございまして、これに関しましては、今後の推移を注視しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

四国電力の長井社長、今年の令和2年2月19日広島高裁への異議申し立て時の記者会見で「高裁決定は、科学的、専門技術的な知見に基づかないとして、佐田岬半島沿岸部に活断層は存在しないことを確認している」と述べております。

しかし、第1に四電社長が言う科学的知見についてであります。平成29年12月19日地震調査推進本部調査委員会の中央構造線断層体の長期評価で「中央構造線断層体では、これまで数多くの調査研究は行われている。しかし、本断層体は長大で我が国の断層帯で最も規模が大きく活動度の高い断層体であり、さらに調査を行って、本断層体の特性を明らかにする必要がある」と述べております。重大な指摘であると思われれます。

京大の芦田譲教授は、今年松山で行った講演で

「四国電力は東西の直線上に行った二次元反射法地震探査で断層はないと断定しているのは誤りで、近年開発された三次元反射法地震探査により詳細な地層が分析できる」と述べられております。

つまり、現在調査技術が進歩し、MRIやCTで詳細な立体的な分析ができるのにレントゲンで調べたので十分だと断定するのは誤りだと述べられております。

四国電力の長井社長が、高裁の判断を科学的、専門技術的な知見に基づかないという根拠は崩れております。

西予市として、近年技術進歩によって数億円のできる三次元反射法地震探査の速やかな実施を県と四国電力に強く要請するべきではないかと考えるのがいかげんかでしょうか。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ご指摘の活断層の問題に関しましては、今後、異議申し立て審におきまして議論が行われるものと思っております。

議員がおっしゃるとおり、この探査の方法につきましては非常に科学的で高度な専門性を有するものであるというふうに認識をいたしております。本市といたしましても、原発の安全性を担保する上で、より高い精度の調査が求められるということは理解ができるところでございますけれども、本件につきましてはそういった専門家の知見、議論を注視しつつ、また、それを踏まえた裁判所による総合的な判断を待つべきではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

次に移らせていただきます。

さらに、四国電力は1月以来止まっていた原発の定期点検を愛媛県、伊方町容認のもと再開をしております。

3度のトラブルの原因究明と再発防止策は、十分とは言えず、さらに、1月に広島高裁が運転差し止めを求める決定を下しております。にもかかわらず、運転再開を目指す定期点検を開始したこ

とは、安心安全を求める県民世論に逆行するもので認められるものではないと思います。

この夏場でも電力不足は起こっていない。再稼働を断念し、再生可能エネルギーに切りかえるべきではないでしょうか。

改めて、今回高裁が判断の根拠とした近年の火山活動地震の激化、そして、あつてはならない相次ぐトラブルを考慮され、原発に対して自ら判断を表明されるべきだと思うがいかがですか。

判決翌日の愛媛新聞の県民アンケートで68%が原発に否定と一面に報じておりました。西予市民を代表する市長として、曖昧にできない課題だと思うがいかがでしょうか。

○議長

管家市長。

○管家市長

伊方原子力発電所の稼働の賛否につきましては答弁を差し控えさせていただきますが、かねてより市としての見解は、国は将来的な再生可能エネルギーへの転換方法を明示し、積極的な投資研究を行うことで段階的に原発を減らすべきだという考えを示してまいりました。

ただ、そうした道筋が示されるまでの間は、原子力発電に向き合わざるを得ないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

えらいスムーズに進んでおるのでちょっとびっくりしてるんですが、それでは次に移らせていただきます。

コロナ対策と行き届いた教育へ少人数学級の実現をということで、まず1番目に身体的距離が確保できる分散登校の経験、いわゆる一斉休校明けから40人学級に戻る生徒もたくさんいる中、今年の骨太方針では、行き届いた教育として、少人数学級の実現をうたわれております。

各小中高の学校長会や全国知事会、全国市長会、全国町村会、その他の団体から要望がたくさん出されており、もはや少人数学級の実現については、全国的な趨勢としても急がれておると思います。

まず教員の加配、教室の確保が必要であるが、

西予市での状況はいかがでございますか。お伺いいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどの教室の確保の関係でありますけれども、学校により状況が異なりますけれども、市内には余裕教室がない学校が多いというような状況でございます。学校によっては、余裕のある普通教室を少人数指導や多目的に利用できます教室として活用しているという状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ちょっと飛んでおりました。

まずは40人学級、宇和中学校ではほとんどのクラスが40人、またはそれに近い学級になっておるんですが、この状態でソーシャルディスタンスちゃんととれていると思いますか。どうでしょうか。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

各小中学校においては、学校におけます新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（学校の新しい生活様式）に沿いまして、新型コロナウイルス感染症対策を行っているというところでございます。

議員ご指摘のとおり40人学級では十分な座席の間隔の確保が難しいというところもございます。実際に宇和中学校の人数が、多い学級では横6列、縦7列になる場合がございます。その際の机の間隔が約60センチでございまして、人との間隔は、隣とは1メートル20センチ、前後では約90センチとなっております。

学校の新しい生活様式に示してあります横1メートルの目安は何とか達成しているというところでございますが、可能な限り学級内で最大限の間隔をとるように努めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

宇和中学校ではなかなか密の問題は厳しい状況にあるという答弁だったと思います。

宇和中学校へ将来進学されるだろう小学生の数を見ておきますと、やはり後3年、ですから在校生入れてこれから5年間はそのような状況が続く数字が出ております。現在クラスを担当する先生も、例えば野村中や城川中であれば、1クラス20人、またはそれ以下、同様のクラスが大半であろうかと思っております。三瓶中学が40人近い人数のクラスがありますが、このような状況で、クラスを担当する教員、それから他の学校の教員と比べると過重負担は非常に明らかではないかと思っております。

この間の再開では、身体的な距離の確保を新しい生活様式の重要な一つとして取り組んでいるときに、教室を例外とすることは問題ではないかと思っております。当面せめて、小学校は最大で30人、中学校は35人以下の学級にすべきではないでしょうか。

私は、実際にどのようなものなのか宇和中学校へ行って教室を見させていただきました。生徒さんおられなかったんですが、やっぱりかなり狭いですね。机が40並んでそこに生徒さんが座っておられると相当な密状態、圧迫感があるのではないかなというふうに思っております。教壇のすぐ間近まで机が並んでおりました。生徒さんもこれではちょっとストレスが生まれるのではないかなというふうに感じました。

先ほど言われましたように、生徒間の距離は大体横で1.5メートルぐらいかなと前後で1メートル弱、密状態は明白であると。ちょっと感じたんですが、宇和中の教室は他校より若干狭いような感じですね。それで、狭い教室の中に40人のたくさんの生徒、これは若干ストレスが心配であります。宇和中学校は、1学年の数が先ほども言いましたように153人から158人ということで、今後少なくともこのような状況が5年間は続くと。さらに宇和町は、これからも人口増の可能性が西予市では一番あると思っております。1人、2人転校生があれば、すぐに40人学級が増えるということですね。それで私が思ったのは、各学年1クラスずつ教室を増やし、授業中の身体的距離の確保を行うことは、コロナ禍の今必要な措置であると思うがいかがでしょうか。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほど議員から宇和中学校に3クラス増やすというようなことでの適正な教員の配置をとということでした。

宇和中学校は先ほどおっしゃったとおり、南予で最も生徒数が多く、5月1日現在の生徒数は1年生が156人、2年生が157人、3年生が153人で、合計476人という状況でございます、学級数は特別支援学級を含めて17学級というような状況になっております。

学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、中学校では同学年の生徒で編制する学級は40人と定められておりまして、当該年度の5月1日現在の児童生徒数を基準に行うということとなっておりますため、直ちに各学年1学級増にするということではできません。

しかしながら、宇和中学校におきましては、各学年における各学級の生徒数が学級編制の人数基準に非常に近い状態でありまして、教室内のスペース的余裕がほとんどないということも事実でございます。

議員ご指摘のとおり、今年の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針の中で少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について記載をされますとともに、全国都市教育長協議会から国への陳情や全国市町村教育委員会連合会からの要望にも初等中等教育の振興として、法整備による少人数学級の早期実現、加配教職員定数の拡充の早期実現などが挙げられている状況でございます。

今後は、国の動向を注視しながら、よりよい教育環境となる方策について協議できるよう西予市としても声を出していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

宇和中学校が続いて申しわけないんですが、宇和中学校を伺いますと築59年ということで、私も中へ入らせてもらって非常に落ちついて雰囲気の良い学校であるなというように感じました。しか

し、やはり古いだけの弊害はあります。

若干申しますと、教室の窓はガラスで割れると非常にケガが心配であると。それから戸も木製なのでひずみが出てすき間があり法に問題があるのではないかと。天井の照明は旧式の照明器具で、球の長さが通常の2倍ぐらいあるようなどこにも代替品がないような状況であって、壊れると全部交換しなければならず修理費は高くついておるといようなことを聞いております。

さらに水洗トイレの便器は、赤い錆が常時付着をしております。見た目が悪く衛生面でも大丈夫なのかなと心配でもあります。グラウンドには水たまりもできるというふうに聞いております。そして生徒のロッカーも、教室の後ろに木製であるんですが、少ないので2人で1個使っているという状況です。

今、順次整備をしていくというふうなお答えではありましたが、やはり今のような状況の中で、できるだけ早期に行っていただきたいなというふうに思っております。

追加の質問ですが、築59年ということで耐震診断を受けておられますかお伺いをいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

耐震診断の状況ということでございました。

市内小中学校施設の内、耐震基準、旧基準の昭和56年以前に建設をされました校舎につきましては、平成20年度、21年度に耐震診断を行いまして、平成24年度までに耐震化工事を済ませております。宇和中学校におきましては、平成20年度に耐震診断を行い、平成22年度に耐震化工事を実施しているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

和気数男君。

○1番和気数男君

ありがとうございました。

骨太方針で、行き届いた教育として、少人数学級実現をうたわれる今、建てかえの時期が来ているのではないのでしょうかと思います。

以上で質問を終わらせていただきますが、かなり早く終わるのでちょっと私びっくりしております。どっか飛ばしたんではないかと。以上で終わ

らせていただきます。ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時00分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

山住総務部長。

○山住総務部長

午前中の源議員からの一般質問の中で、基金の見直しについての質問がございましたが、その答弁といたしまして、その他基金で35億円を取り崩すというふうに答弁をいたしました。25億円を取り崩し残りが35億円となるということで誤っておりましたので、おわびして訂正をいたします。大変失礼いたしました。

○議長

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程2）

○議長

日程第2、議案第98号「西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について」から、議案第102号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。15番二宮一朗君。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それでは、議案第98号「西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について」質問させていただきます。

条文の第7条を見てもみますと、第1項に指定管理の期間5年間というふうにあります。2項には、PFIの契約の期間にも準ずるといふふうにあるわけですけれども、この駅前施設については当初からPFIで契約していることであり、この5年間という指定管理の期間が必要なのかなと思うんですけれども、これ条文の性質上入れないといけないのかどうかちょっと質問させていただきます。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

議案第98号に関するお尋ねがございました。

西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例案第7条第1項指定管理者の指定の期間につきましては、既に締結済みであるPFIの特定事業契約が令和14年3月に終了した後のことも想定しまして、その後も継続して維持管理していくために5年間という指定管理期間を一般的な規定として定めるものでございます。

ただし、本事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、特定事業契約内で当該施設の運営並びに維持管理の期間を令和14年3月末と定めておりますので、条例案第7条第2項に規定するとおり、今後議会の議決も得ていただきました上で、西予まちづくりサービスを指定管理者とさせていただきます。令和14年3月末が指定管理期間となります。

以上でございます。

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第98号及び議案第102号の2件は総務常任委員会へ、議案第99号から議案第101号までの3件は厚生常任委員会へ付託いたします。

（日程3）

○議長

次に、日程第3、議案第103号「西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について」及び議案第104号「市道路線の廃止について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。15番二宮一朗君。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それでは、議案第103号「西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について」の質問をさせていただきます。

この条例は、現行市営住宅入居時に2名いる保証人を1名にとすることで条例改正をしていただいたものでございますけれども、これは本当に、特に今から入居予定の高齢者の皆様にはうれしいことではないのかなと思います。ただ、この2名

から1名に見直す際に保証人ゼロという選択肢はなかったのかなということと、最近ですけれども、県内の新居浜市では保証人を不要にしたという経緯もあります。そういうところとの差というか違いはどうかということでも1点質問させていただきます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

お答えいたします。

新居浜市では、保証人の確保ができずに入居を諦める例があったことから、本年4月から保証人を不要とされており、西予市においては、入居希望者の努力により、2名は難しくても1名ならお願いすることができるとの申し出がほとんどであること。また、県内で公営住宅を管理する愛媛県を含め21の自治体の状況が、保証人を不要とした新居浜市を除き、西予市を含めた14自治体が2名を要件としており、本年4月から2名を1名とした愛媛県を含め6つの自治体が1名の保証人を求めていることなどから、西予市も保証人を不要とすることではなく1名にて運用することで条例改正を提案したところでございます。

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第103号及び議案第104号の2件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第105号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)」から、議案第112号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの8件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。まずは、13番井関陽一君。

13番井関陽一君。

○13番井関陽一君

議案第105号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)」19ページ、4款1項1目保健衛生総務費、医療機関新規開業促進事業について質問させていただきます。

6月の一般質問におきまして、もう準備をして

いるという市長の答弁をいただいております。早速9月にこの予算を上げていただきまして本当にありがとうございます。

そこでお伺いをするんですが、補助対象者の要件としまして、経験年数があるのかとか、あるいは年齢上限があるのかまずお伺いしたいと思います。

それからまた周知の方法なんですが、県内を対象にされるのか、四国内あるいは全国を対象にされるのか、どういうふうに周知をされるのかをお伺いしたいと思います。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

質問のありました医療機関新規開業促進事業についてお答えいたしたいと思います。

現在事業要綱を作成中ですので、案の段階での内容としてお答えをしたいと思います。

ご質問いただきました補助対象者の要件につきましては、開業する医師の年齢が55歳未満でありまして、市内で10年以上継続して開業見込みであることなどを主な要件としまして、市が実施する健康増進事業や地域医療に関する事業への協力や西予医師会の加入など、幾つかの要件を予定としております。

また周知方法につきましては、市のホームページへの掲載はもちろんのこと、各種のメディアを通じまして県内外に発信していく予定です。その他にも、計画段階からも相談や協力をお願いさせていただいております医師会や愛媛大学医学部等へも再度事業創設内容を説明いたしまして、協力をお願いするなど、医師の掘り起こしを進めたいと考えております。

議員各位におかれましても、いろいろな機会を通じまして、本事業のご紹介をいただきますようご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

次に、15番二宮一朗君。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

同じく、一般会計補正予算(第7号)の2款8項1目地域振興費ですけれども、ご説明では地域発「せいよ地域づくり」事業について、狩浜地区を

モデルとして、地域づくり活動センターの試験運用にあたり、今回の予算62万9000円を計上されていると。その中で地域人材を雇用するための経費に対し、基礎型地域づくり交付金を増額するというふうにありました。

それでこの基礎型地域づくり交付金の説明とともに、今回地域人材を雇用するということやったんですけれども、モデルのタイムスケジュールはどのようになっているかというのが1点と、その後、狩浜地区以外にこういうモデル地区を進めていく計画はあるのかという質問をさせていただきます。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

地域発「せいよ地域づくり」事業についてお尋ねがございました。

まず、地域発「せいよ地域づくり」事業は、自分たちの地域は自分たちの手でを基本理念とし、地域の自主・自立を目指し、地域の住民が主体となって、地域課題解決型の住民自治に取り組む活動を支援するもので、今年で10年目を迎える事業になっております。

その主な財政的支援の一つといたしまして、基礎型交付金がございますが、その使い道は、地域づくり組織が自ら考え、実行する地域課題解決のための公益的な事業に幅広く活用できる交付金となっております。基礎型交付金は7000万円の予算を確保させていただいております、27の地域づくり組織に分配しております。

狩江地区の地域づくり組織であります、かりとりもさくの会により、狩江公民館を拠点とした地域づくり活動センターの試験運用として、この10月より地域が雇用する地域任用職員を配置し、モデル地区としてスタートさせる予定としております。

当該職員は、地域づくり組織の事務局用務を担うことを想定しており、例えば、交付金事業の運用、例えばですけれども、都市部の学校からの修学旅行の受け入れですとか、または防災情報の活用を目的とした中高齢者のスマホ教室の企画ですとか、そういったことの事務を担当されます。また、狩浜地区の文化的景観を活用した取り組みの支援、これはガイドの支援ですとか、そういっ

たことなどについて取り組まれるものと承知しております。

今後、モデル地区による試験的取り組みを行うことで、運用上の課題を抽出いたしまして、令和5年度の運用開始に向けたスムーズな移行が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、他の地域での試験運用につきましては、本年4月より地域づくり活動センター推進室担当係長を配置しております横林公民館、三瓶南公民館、土居公民館において、それぞれの地域に応じた、令和5年4月のセンター化に向けた取り組みの展開、調整をしてみたいと考えております。

なお、その他の地域から積極的にモデル地区への申し出がありましたら、またその地区での試験的運用についても検討してみたいと考えております。

○議長

次に、14番中村敬治君。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

議案第105号でございますが、1つ目は、予算書17ページ、和泉地区デマンド乗合タクシー運行事業について2点ほどお伺いいたします。

ここは宇和島バス路線となっておりますが、宇和島バス路線といえますのは市内に16路線ぐらいございますが、市内だけ運行するのが9路線あって和泉地区も該当しておるようでございますが、今回宇和島バスが和泉地区のバス路線を廃止する理由は何かということが第1点。

2点目として、宇和島バスからデマンド乗合タクシーに代わることで、市の予算はどのように変わるのかなということでございます。

また、同じ議案でございますが、予算書の21ページ、ため池等農地災害危機管理事業についても3点ほどお伺いいたします。

最初に市内にある現在のため池総数とこの内防災重点ため池総数は幾らあるのか。

2点目として、ハザードマップ作成が完了しているため池数と今年度作成予定数、また、作成に要する補助率はどうなっているのかということ。

それから3点目として、残りのため池については、作成計画とハザードマップの市民への周知方法についてはどうなるのかなということについ

て、こちらは3点お伺いいたします。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

和泉地区デマンド乗合タクシー運行事業についてお尋ねがございました。

まず、宇和島バスが和泉地区のバス路線を廃止するという結論に至った理由でございますけれども、西予市内及び市町間を結ぶ宇和島バス路線につきましては、今年度全体で19路線を運行しているというふうに承知しておりまして、運行経費から運行収入及び国・県の補助金を差し引いた赤字部分につきましては、市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、市が補助する形で路線を維持していただいております。

これまでに路線の再編や時刻の見直し等により、運行の効率化や利便性の向上を図りながら路線を維持してきたところではございますが、交通事業者におきましては、運転士の高齢化と運転士不足が大きな課題となっており、現在運行している路線を今後も維持していくことが大変困難な状況となっていると伺っております。

こうしたことから、昨年5月に宇和島自動車様より、特に利用者の少ない路線については、代替りの交通手段が確保でき次第廃止したいという旨の申し出がございまして、利用状況の調査や和泉地区住民との意見交換、タクシー事業者との協議を経て、本年6月の西予市地域公共交通活性化協議会においてデマンド乗合タクシーを運行することの承認を受け、この10月1日より運行開始したいという結論に至りました。

2つ目に、宇和島バスからデマンド乗合タクシーに代わることで市の予算的にはどうかというご質問をいただきました。

和泉地区を運行する宇和島バス2路線につきましては、令和元年度に市から224万9000円を支出しております。デマンド乗合タクシーの運行につきましては、予約制で1日1往復とし、自宅から三瓶中心部18カ所の目的地の間を運行する予定としておりまして、運行したときのタクシーメーター料金から利用者負担額の合計額を差し引いた金額を運行事業者に補助することとし、今回は半年分として53万1000円を計上させていただいておりますけれども、年間で見ますと106万円ほどとな

りまして、宇和島バス路線の現在の補助224万9000円と比較すればおよそ半分程度となる見込みでございます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

お尋ねのため池についてでございますが、西予市の農業用ため池は全部で292あります。その内、防災重点ため池が187、既にハザードマップが完成しているところが32カ所、そして令和2年度、今年度ですけど、78カ所を予定しております。残り77カ所を令和3年度以降にハザードマップを作成する予定でございまして、これは国費で100%の補助金がついております。

それから、広報、周知の方法でございますが、ホームページに掲載するとともに、マップを対象地区へ全戸配布いたします。ホームページにつきましては、完成次第素早くホームページに掲載しますが、ハザードマップにつきましては、印刷につきましては補助対象外でございますので一般財源での対応となり、順次でき次第配布することといたしております。

以上、答弁いたします。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

先ほどの17ページの和泉地区デマンド乗合タクシーについて再質疑させていただきます。

先ほどタクシー会社へ委託するというので、バスを購入したりするわけではございませんので、224万円今まで補助しておったところが、これからは当面2倍すれば106万円だと言われておりますが、ただ心配がございましてお尋ねしたいのは、このバス路線といいますのは西予市民の足でありますので、公共交通ということでございまして、この運行主体が、順次宇和島自動車から次々と西予市や地元のタクシー会社、引き受け手があれば、タクシー会社ということになって車も買う必要はないんでしょうけれども、市からの補助金や委託料での運行ということになっておりますので、今後公共交通の維持確保ということ、西予地域づくりの根幹をなすものでございまして、そういうところからこのままでよいのかと。長期的に見て今後の対応について何かお考え

があればお聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

○議長

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

今後の本市における公共交通のあり方についてのお尋ねがございました。

これまでは、宇和島バスが運行していない交通空白地域に廃止代替バスや生活交通バス、デマンド乗合タクシーなどを運行することで、市民の生活交通としての移動手段の確保を行ってまいりました。しかしながら、自家用車による移動の増大や少子高齢化、人口減少が急速に進行する中で、公共交通利用者は減少の一途をたどっており、そのため、運行に係る市からの支出は年々増加しております。

交通事業者においては、運転士の高齢化、運転士不足により、現在の路線を維持していくことが非常に困難な状況となっているというふうに向っております。これは、宇和島自動車様だけでなく、市内の交通事業者全般に言えることであり、本業のタクシー、貸切バス事業の他に、市が委託する生活交通バスやスクールバスなど様々な運行を担っていただいておりますが、新たな運行を担っていただくのにも限界があるというふうに向承しております。

宇和島自動車様が運行する路線、市内の交通事業者が担っていただく路線だけでなく、地域主体の運行により、それぞれの地域の需要に細やかに対応できる交通によって、移動手段の確保はもとより、様々な地域課題の解決に活用していくことも必要と考えております。

いずれにいたしましても、西予市においては、地域づくり活動センターの取り組み等と合わせて、近隣市町とも連携しながら、過疎地における公共交通のあり方を検討していかなければならないと考えております。

○議長

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第105号は関係各常任委員会へ、議案第106号は総務常任委員会へ、議案第107号から議案第109号までの3件及び議案第112号は厚生常任委員会へ、議案第110号及び議案第111号の2件は産業建設常任委員

会へ付託いたします。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までの12件については、決算審査特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの12件は決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、陳情第1号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」を議題といたします。

陳情1件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信いたしております陳情文書表をご参照ください。

本件につきましては、常任委員会付託表のとおり産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案、陳情について十分に審査を行い、各常任委員会については9月18日の本会議において、特別委員会については最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月18日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時27分

第 4 日

9月18日（金曜日）

令和2年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年9月18日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 開 議 | 令和2年9月18日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午前10時00分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 散 会 | 令和2年9月18日 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| | 午前10時38分 | | |

1. 出 席 議 員

- 1 番 和 氣 数 男
- 2 番 宇 都 宮 久 見 子
- 3 番 信 宮 徹 也
- 5 番 加 藤 美 香
- 6 番 中 村 一 雅
- 7 番 河 野 清 一
- 8 番 佐 藤 恒 夫
- 9 番 山 本 英 明
- 10 番 竹 崎 幸 仁
- 11 番 小 玉 忠 重
- 12 番 源 正 樹
- 13 番 井 関 陽 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇 之 吉

1. 欠 席 議 員

- 4 番 宇 都 宮 俊 文

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政 策 企 画 部 長 | 下 澤 広 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 産 業 部 長 兼 | |
| 生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 |
| 生 活 福 祉 部 長 兼 | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 宇 都 宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 議 事 係 長 | 三 好 祐 介 |
| 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 に 付 した 事 件 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

- 議 事 日 程
- 1 議案第98号 西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第99号 西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について
- 議案第100号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第101号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第102号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第103号 西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第104号 市道路線の廃止について
- 議案第105号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第106号 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
- 議案第107号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第108号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第109号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第110号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第111号 令和2年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第112号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
- 陳情第 1号 西予市内建築業者の育成に関する要望書
- 2 意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症

の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)の提出について

- 本日の会議に付した事件
- 1 議案第98号 西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について
 - 議案第99号 西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について
 - 議案第100号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第101号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第102号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第103号 西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について
 - 議案第104号 市道路線の廃止について
 - 議案第105号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)
 - 議案第106号 令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第107号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第108号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第109号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第110号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第111号 令和2年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
 - 議案第112号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
 - 陳情第1号 西予市内建築業者の育成に関する要望書
 - 2 意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症

の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)の提出について

開会 午前10時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第98号「西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について」から議案第112号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの15件及び陳情第1号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長兵頭学君の報告を求めます。

兵頭学君。

○兵頭総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月4日において当委員会へ付託されました議案4件につきましては、9月10日に委員会を開催し審査を行いました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案4件は原案のとおり可決決定いたしました。

これより、議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第98号「西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について」では、卯之町駅前複合施設チャレンジショップのテナント募集の現状についての質疑があり、8月31日までの締め切りで、6スペースに対し3件の申請者提出があった。残りの分については、フェイスブックを活用してのターゲットを絞った募集や近隣市町及び松山方面への広告などでさらなる募集をかける予定となっているとの答弁でした。

議案第105号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)」の消防総務課所管分では、非常備消防費で購入の耐切創性手袋の種類と数量などについての質疑に対し、難燃性があり、切創防止

のあるアラミド素材の手袋で耐久性に優れ、火災現場をはじめ、様々な現場活動に対応できるオールラウンドな手袋であり、全消防団員1,684人に支給する。また、現状は、消防団に手袋の支給はしておらず、各方面隊に任せている現状で、現場では軍手などの軽微な手袋をしている団員が多く、安全面で不安を感じる場所であったため、安全性を鑑み予算計上に至ったとの答弁でした。

学校教育課所管分では、デジタル補聴器の使用方法についての質疑があり、生徒側が受信機を持ち、教師が話した言葉を生徒が受信し、その音を大きくした上で聞き取るという機器である。また、受信機は、補聴器との接続も可能で、教師の話している内容を正確に聞き取ることができるような仕組みになっているとの答弁でした。

政策推進課所管分では、行政サービス構築事業に係る会計年度任用職員任用の予算について、デジタル化・キャッシュレス化を推進するに伴って事務量が增大し、任用により正職員の負担軽減を図るとの説明がありました。委員から、この事業は人力省力化につながるのかとの質疑に対し、中長期的に職員数が減ってもサービス水準を落とさないようデジタルの力を借りてサービス向上を図る構想の事業であり、導入の準備期間は、既存の業務方法を見直すなどの様々な課題を整理する必要があるため、事務量は増大するが、移行後は省力化につながっていくとの答弁でした。

まちづくり推進課所管分では、地域発「せいよ地域づくり」事業について、公民館の自治センター化に向け、10月から先行的に狩江公民館で行う事業に任用する地域任用職員の採用状況についての質疑に対し、狩江地区の地域づくり組織「かりとりもさくの会」が公募していたが、応募者はなかった。しかし、当会で任用職員として活動できる方を当該地域で人選し内定しているとの答弁でした。

危機管理課所管分では、防災行政無線配信アプリ「コスモキャスト」の機能についての質疑があり、同アプリをインストールしてスマートフォンを携帯すると、家庭にある戸別受信機を持ち歩くような感覚で放送を受信し聞くことができる。また、将来的には研究を重ね、戸別受信機から変えていく形も考えているとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和2年9月18日、総務常任委員会委員長兵頭学。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長二宮一朗君の報告を求めます。

二宮一朗君。

○二宮厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告を行います。

去る9月4日の本会議において当委員会に付託されました議案8件について、9月11日に委員会を開催し審査を行いましたので、経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案8件については、お手元に配信のとおり原案可決決定をいたしました。

これより、議案審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

議案第99号「西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について」では、新しく設置される人権施策推進協議会ではどのような協議を想定しているかとの質疑があり、施策の推進に関する重要事項について協議するための協議会で、人権に関する難しい案件が発生した場合などにその問題について協議する受け皿としての機能を期待しているとの答弁でありました。また、条例の全部を変えるのであれば新しい条例名にするほうが市民にとってインパクトがあると思うが、条例改正検討委員会の中で意見はなかったのかとの質疑があり、検討委員会の中で、新たな条例制定という声は出ていたが、あくまでも基本条例的な西予市人権尊重のまちづくり条例を改正する形で行うことになったとの答弁でありました。

議案第101号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」では、定員を認可定員に改めているが基準はあるかとの質疑があり、認可定員とは、保育所が園児室面積に応じた定員について、認可を受ける際の定員として条例で定めなければいけないものであるとの答弁でありました。

議案第105号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第7号）」の福祉課所管分では、関連質問として、新型コロナウイルスが発生して全国的に生活保護の申請が増えているが、西予市の状況はどの質疑があり、相談等の件数に大きな変化はな

く、本年度8月末での保護決定は13件で、昨年度の新規決定者と比較して著しく増えてはいない。新型コロナウイルスの影響で雇用情勢は悪化しているが、雇用調整助成金や生活資金の貸し付けなど制度の整備が進み、生活保護以外の支援を活用する方が増えているとの答弁でありました。

人権啓発課所管分では、シトラスリボンのスタンプ配布に限らず、大々的に啓発できるような西予市独自のアイデアを考えてはどの質疑があり、今回はまずスタンプということで予算計上を行うが、議会からも提案をいただいております、今後も市民の方に啓発運動が広がっていくよう検討していきたいとの答弁でありました。

委員からは、職員や議員のみでなく、市民を巻き込んでアイデアを募集するというような考え方をを行うよう意見がありました。

医療対策室所管分では、市立病院経営支援推進事業の委託先について質疑があり、県や八幡浜・大洲圏域でも実績があるなど、ある程度地元に通じた医療コンサルタントに委託したいと考えているとの答弁でありました。

また、医療機関新規開業促進事業について、当初予算ではなく補正予算で多額の予算を計上しているが、新しく開業する産科・小児科医師にあてはあるのかとの質疑があり、西予市医師会や愛媛大学医学部等に事業についての協議を進めているところであるが、現在あてがあるということではない。事業要綱策定後、ホームページ等で全国募集し事業の周知を進めていきたいとの答弁でありました。また、近隣では大洲市が同様の補助制度を設けているが実績はあるのかとの質疑があり、大洲市では昨年度小児科開業の補助要綱を策定し、今年度小児科1医院が開業しているとの答弁でありました。

委員からは、医療従事者等の確保に係る補助年数の延長や全国には開業支援補助金だけでなく開設資金や運転資金の貸し付けなどを行い、成果を上げている自治体があるため、要綱作成時に研究をするよう意見がありました。

議案第108号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」では、後期高齢者医療広域連合納付金は今後増えていくのかとの質疑があり、2025年問題があるため、数年は現状維持で2025年頃から増額する見込みであるとの答

弁でありました。

議案第112号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」では、新型コロナウイルス感染症対策として購入するアクリルパーテーションの設置場所について質疑があり、対面による飛沫感染防止のため、つくし苑のデイケア1階部分の机に設置するとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告とさせていただきます。

令和2年9月18日、厚生常任委員会委員長二宮一朗。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長井関陽一君の報告を求めます。

井関陽一君。

○井関産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る9月4日に当委員会に付託されました議案第103号、第104号、第105号、第110号、第111号の5議案につきましては、9月10日に審査しお手元に配信のとおり全会一致にて原案可決決定いたしました。

陳情第1号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」につきましては採択と決しました。

以下、審査経過及び意見等を抜粋して報告いたします。

議案第103号「西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について」では、入居希望者に対して2人の保証人を1人に改めること、野村の惣川天神団地と野村の愛宕団地の廃止について説明を受け、関連質問にて、現在の入居率と今後の建てかえ計画について質疑があり、入居率は95.8%、宇和においては入居待ちが20戸前後ある状態で、実際には年間7戸から8戸にて入退居がされている状況であり、建てかえに関しましては、宇和町の一ノ瀬団地において10戸の住宅を除却し、隣の敷地と合わせて20戸に建てかえを計画しており、最終的には人口減少もあるので、宇和地区において76戸を統合し60戸に建てかえる計画であるとの説明がありました。また、保証人ゼロの要望はなかったのかという質疑に関しましては、今までには伺っていないとの答弁でありました。用途廃止となる野村町の惣川天神団地と野村の愛宕団地の跡地利用について質疑があり、天神

団地は更地として、愛宕団地は新岩村団地の駐車場として考えているとの答弁がありました。

議案第104号「市道路線の廃止について」は、一ノ瀬団地の建設事業地拡大に伴い廃止するとの説明がありました。

議案第105号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第7号）」については、上下水道課所管分では、議案第110号と第111号との関連があり同時説明を受け、農業集落排水事業では、繰越金の確定による財源調整、公共下水道事業では、過疎対策事業債の減額調整に伴う市債額の調整及び人事異動に伴う職員給与費の調整であるとの説明がありました。

建設課所管分では、災害復旧工事を優先するために今回やむなく取りやめた、がけ崩れ防災対策事業1700万円や住宅リフォーム事業における不足分となる620万1000円、野村地区河川改修工事による石久保橋架けかえのための測量設計委託費1750万円などの説明を受け、橋梁新設撤去事業の測量設計は、監理も委託するののかとの質疑があり、測量設計の委託料で1750万円を計上しているとの答弁でありました。

林業課所管分では、林業経営管理制度に係る補正額1021万9000円について、次世代森林産業推進協議会の運営費、報償費、旅費等に54万円、林業労働安全教育に関する経費、委託料に59万9000円、林業労働確保を図るための次世代森林産業体制整備補助金908万円の補正に対し、特定財源として、林業就業支援事業費県補助金120万円、森林環境譲与税基金繰入金901万9000円が充当されるとの説明がありました。次世代森林産業体制整備補助金908万円の内訳について質疑があり、移住者支援として128万円、新規就労者支援として480万円、労働力確保支援として180万円、自伐林家安全対策支援として120万円の補助金であるとの説明がありました。

農業水産課所管分では、農業用機械施設整備事業138万6000円、新規作物等産地育成事業39万1000円、ため池等農地災害危機管理対策事業のハザードマップ作成3000万円（国庫補助率100%）、城川町下相の日ノ浦池改修の事業費3000万円、この他、農地災害復旧事業や農業用施設災害復旧事業等の補正について説明を受け、日ノ浦池の工事費3000万円に対する分担金210万円

について質疑があり、7%の地元分担金であるとの答弁がありました。さらに、防災重点ため池の特別措置法についても質疑があり、現在、ため池数は292カ所の内、187カ所が防災重点ため池であり、要改修ため池を61カ所選定しており、今後、国庫補助等を活用して順次改修できるよう計画を立てていくとの答弁がありました。

経済振興課所管分では、雇用創造推進事業211万4000円について、西予市地域雇用創造促進協議会が、厚生労働省所管の令和2年度地域雇用活性化推進事業に応募し、8月31日に全国で西予市を含めた9カ所が採択地域に決定され、国からの委託費は四半期ごとの概算払いであり、1回目の支払いが1カ月ほど遅れるため、当該事業を円滑に進めるために必要な10月の1カ月分の事業資金を貸し付けるとの説明がありました。事業期間について質疑があり、令和2年から令和4年の3カ年であり、シニア向けの再就職セミナー、人間力とコミュニケーション力向上の講習会、西予市地域雇用創造促進協議会のホームページのリニューアル、ICTスキル習得講習会、女性のためのICT、ビジネススキル習得の講習会、生き残るための商品づくり、経営者育成講習会などを計画されており、地域求職者、高校3年生、大学生を対象とした合同就職面接会なども計画するとの答弁がありました。

陳情第1号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」の採択の理由ですが、市内建築業者の育成は非常に重要であり、陳情内容も妥当であるとの意見に全員が一致し採択と決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

令和2年9月18日、産業建設常任委員会委員長 井関陽一。

○議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第98号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第98号「西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第99号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第99号「西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第99号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第100号から議案第103号までの4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第100号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第103号「西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について」までの4件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第100号から議案第103号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第104号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第104号「市道路線の廃止について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第105号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第105号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第7号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第105号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第106号から議案第112号までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第106号「令和2年度西予市育英会奨学金貸付特別会計補正予算（第1号）」から議案第112号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」までの7件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第106号から議案第112号までの7件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」は原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

（日程2）

○議長

次に、日程第2、意見書案第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長酒井宇之吉君。

酒井宇之吉君。

○酒井議会運営委員会委員長

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について」提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しております。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けられない状況があります。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望するものであります。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特別措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置と

し、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

なお、意見書案はお手元に配信のとおりでありますのでご確認ください。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出については」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり決定いたしました。

ただいま議決されました意見書案の字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、字句、数字、そ

の他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

10月9日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時38分

第 5 日

10 月 9 日 (金曜日)

令和2年第3回西予市議会定例会会議録（第5号）

- | | | | |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年10月9日 | 野 村 支 所 長 | 和 氣 岩 男 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 藤 川 忠 男 |
| 1. 開 議 | 令和2年10月9日 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| | 午後 2時00分 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 閉 会 | 令和2年10月9日 | 総 務 課 長 | 一 井 健 二 |
| | 午後 3時03分 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
1. 出 席 議 員
- | | | |
|------|---------|-----------------------|
| 1 番 | 和 氣 数 男 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 2 番 | 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 |
| 3 番 | 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 |
| 4 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 |
| 5 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 |
| 6 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 |
| 7 番 | 河 野 清 一 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 佐 藤 恒 夫 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 山 本 英 明 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 竹 崎 幸 仁 | |
| 11 番 | 小 玉 忠 重 | |
| 12 番 | 源 正 樹 | |
| 13 番 | 井 関 陽 一 | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | |
| 18 番 | 酒 井 宇之吉 | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|------------------------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政策企画部長 | 下 澤 広 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 三 瀬 功 |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 兼
生活福祉部産廃処理施設担当部長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 |
| 生活福祉部長兼
福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |

議 事 日 程

予算(第3号)

- 1 認定第 1 号 令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 令和元年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第 11 号 令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第 12 号 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 2 議案第115号 (仮称)四国西予ジオミュージアム建築工事請負契約について
- 3 議案第116号 小規模住宅地区等改良事業用地の取得について
- 4 議案第117号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第8号)
- 5 議案第118号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正

- 1 認定第 1 号 令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 令和元年度西予市水道事業会計決算の認定について
- 認定第 11 号 令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第 12 号 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 2 議案第115号 (仮称)四国西予ジオミュージアム建築工事請負契約について
- 3 議案第116号 小規模住宅地区等改良事業用地の取得について
- 4 議案第117号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第8号)
- 5 議案第118号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正

開会 午後2時00分

○議長

ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長山本英明君の報告を求めます。

山本英明君。

○山本決算審査特別委員会委員長

それでは、西予市決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和2年9月4日の本会議におきまして、当特別委員会に付託されました認定12件につきまして、9月23日から25日の3日間にわたり分科会を開催し慎重に決算審査を行い、10月1日の特別委員会におきまして全て認定と決しました。

これより決算審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁をお手元の報告書より抜粋をして報告をいたします。

なお抜粋をいたしました。3日間の慎重審議の結果の報告ですので、若干長めの報告になりますことをお許してください。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」危機管理課所管分の自主防災組織活動育成補助金事業では、地区防災計画の策定について質疑があり、令和元年度、三瓶の垣生地区、二及地区、長早地区については策定が完了し、明浜の俵津地区、宮野浦地区においても策定に取り組んでいるが、新型コロナウイルスの関係もあり、地域住民への周知には至っていない。未策定の組織からは策定に向けた動きはないが、策定に向けての啓発や支援等に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分のジオパーク推進事業

では、平成30年7月豪雨で被害を受けたジオサイトの復旧状況について質疑があり、専門家にご指導をいただき、ジオの地形を変えることのないように大きな修繕は行わず、最小限の復旧を行っているとの答弁でありました。

バス路線維持対策事業では、デマンド乗合タクシーや生活交通バスなども含めた地域公共交通の総合的な見直しについて質疑があり、愛媛県が策定する南予地域公共交通再編実施計画の事業について、愛媛県地域公共交通網再編協議会で協議しながら、南予地域の公共交通網の再編に関して計画的に進めているとの答弁でありました。

移住交流促進事業では、移住者から、農作業をしたくても農業経験がない場合、畑を買うことが出来ず困っていると聞くが、農業委員会と連携した対策は講じていないのかとの質疑があり、移住者の中には農地の購入を希望される方もおられるため、農業委員会と協議を行い、空家登録と合わせて、それに付随する農地の記載をしていただく必要もあるなど様々な制約もあり、今後担当課と連携を図りながら希望に応えられるよう努めていきたいとの答弁でありました。

政策推進課所管分のふるさとCM大賞事業では、応募者数について質疑があり、令和元年度は応募団体が1団体と少なかった。各学校や保育園、地域づくり団体などに紹介はしているが、引き続き積極的な呼びかけを行うとの答弁でありました。また、委員からは、テレビを通して西予市をPRしてもらいたいというチャンスであり、報償費を増額するなど、応募者が増えるような取組を検討するよう意見がありました。

消防総務課所管分の消防団管理運営事業では、機能別消防団員の枠を増やす考えはとの質疑があり、機能別消防団員は、基本的に災害時の出動のみで、点検業務や各種行事には出動しないということが条件となっており、機能別消防団員の枠を増やすことで基本団員の負担が大きくなるため、制限をしているとの答弁でありました。

学校教育課所管分のせいよ西学校給食センター運営事業では、地場産物の使用割合について質疑があり、明浜・宇和地区の小中学校に1,680食の給食を提供しており、地場産物だけでは賄うことが出来ない状態である。旬のものや大量に取れる場合は活用することを進めており、減農薬50%の

米を直接東宇和農業協同組合から納入し、新鮮な米を提供する取組は続けているとの答弁でありました。

スポーツ・文化課所管分の全国かまぼこ板の絵展覧会事業では、応募数が減少している状況について質疑があり、平成14年度に1万5000点を超える応募があったが、令和元年度は8,201点とピーク時の半数近くまで減少している。常連応募者の高齢化や事業のマンネリ化など様々な要因を分析しながら新たな取組を検討している。西予市独自の文化ということをも市民に共有していただき、一緒に盛り上げられるような事業展開を図っていききたいとの答弁でありました。また、委員からは、応募を有償化するなど変革を行い、魅力ある事業を期待するとの意見がありました。

市民課所管分のマイナンバーカード交付事業では、窓口に来られた方に対して、国からの支援策であるマイナポイントなどの説明は行っているのかとの質疑があり、現在のところ、マイナンバーカードの交付窓口においては、説明及び登録支援を行っていることから、その他の窓口においては特に行っていない状況であるが、マイナポイントの関係で多くの方が日々申請に来られている状況であるため、今後、その他の窓口においても周知したいと考えているとの答弁でありました。

環境衛生課所管分の可燃ごみ処理委託事業では、1人当たりの可燃ごみの量について質疑があり、平成30年度の一般廃棄物処理実態調査結果では、県下で1番排出量が少ない自治体が東温市で、西予市は市の中で2番目に少ない量という結果が出ているとの答弁でありました。また、関連質疑として、八幡浜市の焼却場の年数もかなり経過しているが、広域化を含めた今後の方向性はこの質疑があり、国や県はごみ処理のさらなる広域化を推進しており、愛媛県においても県が中心となり、県内市町を5ブロックに分けて、ブロック別に広域化を推進しているところである。西予市、大洲市、八幡浜市、内子町、伊方町の3市2町を八幡浜ブロックとして、約10年後の広域化計画を検討していく予定となっており、第1回目の検討会議が開催されたところであるとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分の予防接種事業では、予防接種率向上のための周知方法について質疑が

あり、市のホームページや広報、チラシによる周知を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響からか肺炎球菌予防接種率も少し上がっている。今後も接種率の向上を後押しするような周知方法を考えていきたいとの答弁でありました。

がん検診等事業では、がん検診受診率の他市の状況について質疑があり、西予市の11.3%に対し、八幡浜市7.3%、宇和島市7.9%、大洲市8.1%となっている。また、精密検査受診率については、西予市の85.2%に対し、八幡浜市77%、宇和島市89.9%、大洲市94.5%になっているとの答弁でありました。また、がん検診によりがんが見つかった人はどの程度いるのかとの質疑があり、令和元年度のがん検診においては14人の方に胃がんや肺がんなどが発見されているとの答弁でありました。

特定不妊治療助成事業では、治療機関や出産人数について質疑があり、令和元年度に申請された方は全て県内で不妊治療を受けられ、その内9人が出産につながっている。県外の医療機関でも、それぞれで指定医療機関として認められていれば助成の対象となるとの答弁でありました。

温泉巡回バス事業では、昨年、議会から提言を行った民間移譲後の温泉巡回バスの運用について質疑があり、様々な検討を行った結果、温泉施設の民間譲渡後も引き続き当事業を継続することとなったとの答弁でありました。また、委員からは、バスが老朽化し補修費が高くなっているという説明もあったが、必要な事業であるため、車両の小型化を図るなど事業が継続出来るような効率化に向けた検討を行うよう意見がありました。

福祉課所管分の障害者総合支援給付事業では、サービス利用料の請求のチェック機能について質疑があり、県が定期的に監査を行っており、市内の事業所に立ち入る際に同行することもある。県から市も独自で監査などを行うよう指導があるが、現状ではそこまでは行き着いていないとの答弁でありました。

せいのチャレンジ・スペース整備事業では、災害時の防災拠点としての防災訓練について質疑があり、なごみかんは災害時の三瓶地区の防災拠点として機能させる設定としている。現在のところ、対策本部設置を想定した訓練は行えていないが、今後施設管理者と調整を図り訓練を実施した

いとの答弁でありました。

医療対策室所管分の巡回診療車運営事業では、高齢化の中で、地域公共交通機関が不便な地域もあるため、巡回エリアの拡大など巡回診療車の有効活用を検討する考えはとの質疑に対し、災害時の活用については導入時の計画にもあり、平成30年7月豪雨災害時には一部活用したが、エリアを広げるためには様々な問題があるため、要望があれば今後検討していく考えであるとの答弁でありました。

経済振興課所管分の市観光PR事業では、海外向けのPRについて質疑があり、韓国人プロガー3人を招聘し、苜筵や町並みの情報発信を、また、松山市の有名なユーチューバーがシルク博物館やどんぶり館などの情報発信を行ったとの答弁がありました。委員からは、外国人観光客向けで内容が英語であるとはいえ、一般の人でも見れるように対応してほしいとの意見がありました。

農業水産課所管分の養蚕振興対策事業では、生産者について質疑があり、平成29年8戸、平成30年7戸、令和元年5戸、今年は三瓶で1名が就農され6戸となった。また、宇和町の生産者の方が、大日本蚕糸会の補助を受けて、シルク博物館の隣接地に蚕室を建設され、9月から事業を開始されたとの答弁でありました。

林業課所管分の有害鳥獣捕獲対策事業では、農林作物被害が拡大している状況での今後の取組についての質疑があり、平成30年7月豪雨前の平成29年度におけるイノシシの捕獲数は2,352頭であったが、平成30年、令和元年は1,700頭程度で推移しており、捕獲隊と連携して捕獲圧を上げて駆除に努めるとの答弁でありました。

市産材木造住宅建設促進事業では、補助制度の利用率について質疑があり、助成率アップなど市産材を利用するメリットを見出し、広報により、利用率が上がるように検討したいとの答弁でありました。

建設課所管分の木造住宅耐震化促進事業では、耐震状況について質疑があり、平成30年住宅土地統計調査の実績では、旧耐震基準が6,000戸近くあり、38.7%で県平均を上回っている。耐震診断業者については、市内に愛媛県木造住宅耐震診断登録事務所が14件、耐震施工業者が9件登録されているとの答弁でありました。

認定第2号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、滞納額の償還見込みについて質疑があり、これまで督促状の送付などを行っていたが効果が薄かった。令和2年度から全ての債務者を訪問して実態調査を行い、返済相談により、債務者それぞれの事情に合わせて返済を促し成果も出てきている。住宅に居住実態がなく、行方不明や本人及び相続人、保証人が死亡している事例も見受けられ、徴収困難な案件については、債権管理条例の制定や債権放棄、不納欠損なども視野に入れ、今後の方向性の目処をつけたいと考えているとの答弁でありました。

認定第3号「令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」では、収入未済額が1142万800円となっており、定期的な電話での督促や納付書発送、分割納付を促すことなどを行っているが、毎月の収納が確実なことは少ないため、今後は訪問徴収を行うなどの滞納対策を行わなければならないと考えているとの説明がありました。

認定第4号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」では、ジェネリック医薬品の使用もかなり進んでいると感じるが向上余地はあるのかとの質疑があり、平成30年度の実績は72.7%、直近が74.8%と約2%増えている状況であるとの答弁がありました。

認定第7号「令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、最初に稼働した施設は24年が経過しているが、建て替え等今後の計画はとの質疑があり、新しい施設でも9年が経過しており、機械類の修繕や取替え、更新等が必要になってくる。永長、神野久地区については、下水道事業計画の変更を作成し、検討協議を進め、できるだけ早い時期に公共下水道に接続、統合したいと考えているとの答弁でありました。

認定第9号「令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、簡易水道の現状について、宇和・野村・城川における簡易水道施設34施設など、合計102施設を管理運営しており、令和元年度末の給水人口は、前年度から70人減少した6,576人となっている。令和2年度に簡易水道事業特別会計が簡易水道事業会計

に移行するのに伴い簡易水道事業分の歳入歳出差引残額を繰出金として計上していたが、繰り出すことなく簡易水道事業会計に引き継いだため、多額の不用額が発生したとの説明がありました。

認定第11号「令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について」では、委員から奨学資金貸付人数について質疑があり、これまでの実績は6名で、現在の貸与者は4名である。卒業した2人はそれぞれ野村病院で勤務しているとの答弁でありました。

認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」では、ベッド稼働率81.1%について質疑があり、100床に対して81.1%の稼働率という実績となったが、相談員を1名増員して3名とした8月以降は85%を上回り、今後もさらに稼働率を伸ばしていくよう努めているところであるとの答弁でありました。

その他、各分野で詳細にわたり質疑応答が行われ、令和元年度の決算の総括と次年度に向けて意見が交わされました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和2年10月9日、西予市決算審査特別委員会委員長山本英明。

○議長

以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定いたしました。

次に、認定第2号から認定第12号までの11件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第12号までの11件は原案のとおり認定いたしました。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、議案第115号「(仮称)四国西予ジオミュージアム建築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

下澤政策企画部長。

○下澤政策企画部長

議案第115号「(仮称)四国西予ジオミュージアム建築工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設につきましては、西予市が掲げるジオパークを通じて、地域の魅力を再発見し、地域に対する郷土愛を育むとともに、経済への好循環を目指した持続的な取組の中核をなす四国西予ジオパークの拠点施設として整備するものであります。

当施設によりまして、四国西予ジオパークに関する自然科学や地域に関わる文化等について、資料の収集と保管、調査研究等を行うとともに、展示や体験学習などを通し、西予全域に広がるジオパークの魅力を広く発信し、地域振興及び教育・文化振興並びに観光振興を図ってまいります。

本工事につきましては、去る9月29日、電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、株式会社下元工務店 代表取締役下元和明氏と工事請負金額4億4055万円で、9月30日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう

お願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

仮契約金額が4億4000万円という非常に大きな金額になっておりますが、従来であれば市外の建築業者が請け負うことが多かったと思っております。しかし、今回については、今年6月25日付けで、議会に対して、「西予市内建築業者の育成に関する要望書」というのが一般社団法人愛媛県建設業協会建築部会から出されておまして、9月18日の本会議において、この陳情について議会で採択されまして、地元の地元工務店ということで、誠にこのタイミングがいいと言うか、時宜を得たものとなっていると私も思っているところでございます。

そこでお尋ねいたします。

全体の事業費が幾らになっておるか、全部で4点ほどお尋ねしたいんですけども、今回の本工事、これ本体ですから一番大きいわけですけども、後既に解体工事は済んだと言われておりますが、残る展示工事、外構工事、開館準備とかいうものがいろいろあると聞いておりますので、現段階でこれら全体を合わせて、全体事業費が幾らになるのかなど。それからこの後、関連質問になりますが…。

○議長

中村敬治君に申し上げます。

質疑は議案内容に基づいた質疑のみに限定してお願いをいたします。

○14番中村敬治君

関連質問ということで、ちょっとこの事業の内容を説明していただきたいと思っているところでございます。

内容を見ますと有料ゾーンなどありますが、料金設定などがどういようになっているのかなどということ、年間の入り込み客数などはどの程度見込んでおられるのかということ。それから完成後の管理運営はどうされるのかと、こういうことについて分かる範囲で結構ですので、市民の方に説明いただけたらと思っております。

以上です。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時34分）

○議長

再開いたします。（再開 午後2時40分）

ただいまの中村敬治君の質疑は、議会運営委員長と協議いたしました結果、関連質問と認められませんでしたので許可いたしません。ということで答弁も必要ございません。

なお、今後このような質問に関しては議会運営委員会で諮っていただくことといたしました。ご了解をお願いいたします。

以上です。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第115号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第115号「（仮称）四国西予ジオミュージアム建築工事請負契約については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第115号は原案のとおり決定いたしました。

（日程3）

○議長

次に、日程第3、議案第116号「小規模住宅地区等改良事業用地の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第116号「小規模住宅地区等改良事業用地の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、平成30年7月豪雨災害で被害の大きかった三島町地区において、小規模住宅地区等改良事業用地として土地を取得するものであります。

本用地には、道路、公園、緑地等の整備を予定しており、野村町野村4号3番1外54筆、36名の地権者から買収総面積1万1251.95平方メートル、買収金額合計1億8057万9809円で土地売買契約の締結が完了しましたので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、配付しております議案の別紙につきましては、全て議決事項ではありますが、個人情報が含まれておりますので、取扱いには十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

1点お伺いいたします。

先ほど全員協議会のところで図面を見せていただきましたけれども、まだ、そういう範囲内のところに契約が出来てない箇所があったように見受けたんですけども、この事業はもうこれで完全に終結ということなのか。今後、土地交渉等でまた変更がある予定なのか、1点お伺いをいたします。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

二宮議員のご質問にお答えいたします。

今回の用地の取得で、議員おっしゃるとおり、残地が残っておりますけど、今後分筆等の処理を

した後、用地交渉をして買収交渉を進めていく箇所があるということでご認識をいただいたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第116号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第116号「小規模住宅地区等改良事業用地の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第116号は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第117号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第117号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第8号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、まず小学生・中学生の医療費の助成であります。本市におい

ては、平成24年度から小学生の入院医療費の助成拡充、平成25年度から中学生の入院医療費の助成拡充、平成30年度から小学生・中学生の通院医療費の自己負担分に係る2,000円を超えた額への助成の拡充を行ってまいりました。

医療費の自己負担額の全額助成につきましては、これまで財源の確保や受診の増加等に伴う医療費の増大、また、自治体間の過度のサービス競争への懸念により実施を見合せておりましたが、今回、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てる環境を整備するため、医療費の自己負担額の全額助成を令和3年度から実施することとし、その電算システムの改修に要する経費として145万2000円を、また、助成制度改正の周知及び医療費受給資格証の申請から発行に要する経費として178万7000円を計上するものであります。

次に、愛媛県の8月補正予算において創設されました避難施設感染防止対策支援事業を活用し、地元が管理する西予市地域防災計画に基づく指定避難所として指定されている集会所及び避難所として開設の必要がある集会所の新型コロナウイルス感染症拡大のリスクの低減を図る衛生環境の整備として、トイレの洋式化等を実施する市内4カ所の集会所に対して、支援補助金400万円を計上するものであります。

これらの事業につきましては、国・県支出金の特定財源を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金を繰り入れし、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ723万9000円を増額し、歳入歳出予算の総額を371億4854万1000円と定めるものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番源正樹君。

○12番源正樹君

今ほど市長のご説明の中で4カ所の洋式トイレ

を改修するというご説明があったかと思いますが、具体的に場所がどこかわかりましたらご説明をお願いしたいと思います。

○議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ただいまの源議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回改修を行います集会所でございますが、明浜町の宮野浦集会所、渡江集会所、宇和町の岩木集会所、そして野村の植木集会所、この4カ所でございます。

以上でございます。

○議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第117号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第117号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第8号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第117号は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案第118号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第

3号)」を議題といたします。
理事者の説明を求めます。

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第118号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、補助率100%ですが、これを活用し、感染症予防に必要な備品、ベッドマットレスの不足分22枚を購入するため、備品購入費の増額を行うものでございます。

第2条の業務の予定量の補正では、主な建設改良事業の増額を行うものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額を148万円増額し、総額を4526万5000円とし、資本的支出においても同額の148万円を増額し、総額を4592万4000円といたしております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第118号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第118号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」は、原案

のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第118号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

8月31日から本日まで、40日間にわたる会期中で、一般質問をはじめ、上程いたしました条例制定、補正予算、決算認定などの重要な案件を、いずれも原案どおり可決またはご認定いただきました。議員の皆様方におかれましては、熱心なご審議をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、依然としてコロナ禍が続いております。先日も42日ぶりに県内で新たな感染者が確認されました。引き続き十分な警戒と対策が必要であることを再認識したところであります。

その一方で、10月1日から「Go Toトラベルキャンペーン」の対象に東京都が加わりました。都内の感染者数の推移からすると、地方では警戒感も募るところですが、withコロナ時代を迎えようとする中で、観光産業に限らず、コロナ対策と経済対策の両立に配慮しつつ、社会経済活動に取り組まなければならないと感じております。

当市におきましても、8月に実施し好評を得ました「せいよGo Toジオツアーキャンペーン」の第2弾を愛媛県民を対象を拡大して実施するよう準備を進めております。期間は11月中旬から来年1月31日までを予定しており、市内で宿泊や旅行会社がお薦めする体験プログラムなどを含めたツアー料金の総額に対し一定額を割引するものであります。現在事業の詳細を詰めているところで、内容が固まり次第、市ホームページ、テレビCM、新聞広告など幅広いメディアを活用いたしまして、宣伝、情報発信をしままいります。多くの県民の皆様、市民の皆様にこのキャンペーン

をご利用いただき、この機会に四国西予ジオパークの魅力に触れていただきたいと思います。

次に、これもコロナ禍の影響によりオープンが遅れておりました乙亥会館内に整備を進めております災害伝承展示室ですが、10月12日にオープン、13日から一般開放の運びとなりました。

平成30年7月豪雨災害の記録と記憶の継承と、今後の復興まちづくりに関する展示を行うもので、4つのゾーンを設定し、豪雨災害を理解し、復興への歩みとともに災害からの教訓を生かした未来への取組をわかりやすく発信する内容となっております。

また、施設内には最新のVR映像技術を駆使したコンテンツも整備しており、愛媛大学防災情報センターの森脇教授からのデータ提供・技術提供を得て、豪雨災害の再現、復興まちづくりの眺望イメージを映像化し、視聴出来るようにいたしております。さらに、伝承室の完成に合わせて、被災地域の案内を通じて、災害の記憶の伝承を担っていただく語り部の方々にも準備を進めていただいております。

市民の皆様をはじめ、多くの方にご来場をいただき、そして、学校教育や社会教育における防災教育の教材としてもご活用いただくことを期待しているところであります。

台風14号は高知沖を北から北東に進路を変えて進んでおります。今回の台風では、当市への影響は少ないと思われませんが、近年、台風本体から離れた場所でも思いもよらない大きな災害が発生するケースがあります。市民の皆様には、気象情報等に十分ご留意いただき、早め早めの備えをお願いいたします。

季節は移り、いよいよ秋本番を迎えようとしておりますが、体調を崩しやすい時期であります。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、市政運営に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

○議長

これをもって、令和2年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

閉会 午後3時03分

付 録

令和2年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期8月31日（月）～10月9日（金）

（会期40日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
8月31日	月	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政報告会 ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決
9月1日	火	休 会	
9月2日	水	休 会	・質疑通告〳切
9月3日	木	本 会 議	・一般質問
9月4日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・委員会付託
9月5日	土	休 会	
9月6日	日	休 会	
9月7日	月	休 会	
9月8日	火	休 会	
9月9日	水	休 会	
9月10日	木	常任委員会	
9月11日	金	常任委員会	
9月12日	土	休 会	
9月13日	日	休 会	
9月14日	月	休 会	
9月15日	火	休 会	
9月16日	水	休 会	・討論通告〳切
9月17日	木	休 会	
9月18日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・行政報告会
9月19日	土	休 会	
9月20日	日	休 会	
9月21日	月	休 会	
9月22日	火	休 会	
9月23日	水	特別委員会	・決算審査特別委員会（産業建設分科会）
9月24日	木	特別委員会	・決算審査特別委員会（総務分科会）
9月25日	金	特別委員会	・決算審査特別委員会（厚生分科会）
9月26日	土	休 会	

月 日	曜日	日 程	備 考
9月27日	日	休 会	
9月28日	月	休 会	
9月29日	火	休 会	
9月30日	水	休 会	
10月 1日	木	特別委員会	・決算審査特別委員会
10月 2日	金	休 会	
10月 3日	土	休 会	
10月 4日	日	休 会	
10月 5日	月	休 会	
10月 6日	火	休 会	
10月 7日	水	休 会	・討論通告〆切
10月 8日	木	休 会	
10月 9日	金	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決 ・行政報告会

令和2年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 98号	西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について	02. 9. 18	原案可決
議案第 99号	西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について	02. 9. 18	原案可決
議案第 100号	西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	02. 9. 18	原案可決
議案第 101号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	02. 9. 18	原案可決
議案第 102号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	02. 9. 18	原案可決
議案第 103号	西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について	02. 9. 18	原案可決
議案第 104号	市道路線の廃止について	02. 9. 18	原案可決
議案第 105号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)	02. 9. 18	原案可決
議案第 106号	令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	02. 9. 18	原案可決
議案第 107号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	02. 9. 18	原案可決
議案第 108号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	02. 9. 18	原案可決
議案第 109号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	02. 9. 18	原案可決
議案第 110号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	02. 9. 18	原案可決
議案第 111号	令和2年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	02. 9. 18	原案可決
議案第 112号	令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	02. 9. 18	原案可決
議案第 113号	C A T V整備事業 宇和センター整備工事請負契約について	02. 8. 31	原案可決
議案第 114号	西予市小中学校学習用端末の取得について	02. 8. 31	原案可決
議案第 115号	(仮称)四国西予ジオミュージアム建築工事請負契約について	02. 10. 9	原案可決
議案第 116号	小規模住宅地区等改良事業用地の取得について	02. 10. 9	原案可決
議案第 117号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第8号)	02. 10. 9	原案可決
議案第 118号	令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)	02. 10. 9	原案可決
認定第 1号	令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	02. 10. 9	認 定
認定第 2号	令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	02. 10. 9	認 定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 3号	令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	02.10.9	認定
認定第 4号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	02.10.9	認定
認定第 5号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	02.10.9	認定
認定第 6号	令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	02.10.9	認定
認定第 7号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	02.10.9	認定
認定第 8号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	02.10.9	認定
認定第 9号	令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	02.10.9	認定
認定第 10号	令和元年度西予市水道事業会計決算の認定について	02.10.9	認定
認定第 11号	令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について	02.10.9	認定
認定第 12号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	02.10.9	認定
報告第 8号	令和元年度西予市一般会計継続費精算報告について	02.8.31	報告
報告第 9号	令和元年度健全化判断比率の報告について	02.8.31	報告
報告第 10号	令和元年度資金不足比率の報告について	02.8.31	報告
報告第 11号	西予市土地開発公社の経営状況について	02.8.31	報告
報告第 12号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	02.8.31	報告
報告第 13号	株式会社エフシーの経営状況について	02.8.31	報告
報告第 14号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	02.8.31	報告
報告第 15号	株式会社どんぶり館の経営状況について	02.8.31	報告
報告第 16号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	02.8.31	報告
報告第 17号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	02.8.31	報告
報告第 18号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	02.8.31	報告
報告第 19号	西予CATV株式会社の経営状況について	02.8.31	報告
陳情第 1号	西予市内建築業者の育成に関する要望書	02.9.18	採択
意見書案第 2号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)の提出について	02.9.18	原案可決
発議第 3号	西予市決算審査特別委員会の設置について	02.8.31	原案可決
選任第 4号	西予市決算審査特別委員会委員の選任について	02.8.31	議長指名

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
6月15日	全 議 員	令和2年第2回定例会 一般質問
	議長・関係議員	議会運営委員会
6月16日	全 議 員	令和2年第2回定例会 一般質問
6月17日	全 議 員	令和2年第2回定例会 一般質問
	全 議 員	議員全員協議会
	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会実行委員会
6月18日	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
6月19日	関 係 議 員	総務常任委員会
6月24日	議 長	西予市老人クラブ連合会総会
6月26日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和2年第2回定例会 閉会
7月1日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
7月4日	議長・関係議員	西予市明浜観光交流拠点施設落成記念式典
7月7日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
7月17日	全 議 員	肱川大規模特定河川事業（野村工区）説明会
7月22日	議 長	四国西予ジオパーク推進協議会総会
7月27日	議 長	西予市行政連絡協議会代表者会
7月28日	議 長	四国若手議員の会視察受入
7月29日	議 長	令和2年度国土交通省四国地方整備局要望活動
8月4日	議 長	西予市遺族会代議員総会
	議長・関係議員	議会運営委員会
8月12日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和2年第2回臨時会
8月21日	議長・関係議員	議会運営委員会
8月25日	議 長	愛媛県議会（農林水産・スポーツ文教警察委員会）行政視察受入
8月26日	議長・関係議員	議会運営委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
8月27日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会
8月31日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和2年第3回定例会開会

令和2年9月10日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

総務常任委員会

委員長 兵 頭 学

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 98号	西予市卯之町駅前複合施設の設置及び管理に関する条例制定について	原案可決
議案第102号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第105号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)	原案可決
議案第106号	令和2年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	原案可決

令和2年9月11日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

厚生常任委員会

委員長 二 宮 一 朗

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 99号	西予市人権尊重のまちづくり条例の全部を改正する条例制定について	原案可決
議案第100号	西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第101号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第105号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)	原案可決
議案第107号	令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第108号	令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第109号	令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第112号	令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	原案可決

令和2年9月10日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第103号	西予市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第104号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第105号	令和2年度西予市一般会計補正予算(第7号)	原案可決
議案第110号	令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第111号	令和2年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決

令和2年10月1日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

決算審査特別委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
認定第1号	令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第2号	令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第3号	令和元年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第4号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第5号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第6号	令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第7号	令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第8号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第9号	令和元年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第10号	令和元年度西予市水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第11号	令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について	認 定
認定第12号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	認 定

令和2年9月10日

西予市議会議長

中 村 一 雅 様

産業建設常任委員会

委員長 井 関 陽 一

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
陳情第1号	西予市内建築業者の育成に関する要望書	採 択